

**新經濟・財政再生計画  
改革工程表 2021  
(評価案)**

令和4年12月

## (注記)

本資料は「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）の進捗状況を評価した資料である。

### ○政策目標：

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項を大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着眼した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された改革事項のみを実施することで達成されるものではない。

### ○KPI：

各階層のKPIについては以下のとおり。

第2階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標(アウトカム指標)

第1階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標(アウトプット指標)

### ○工程：

「工程」には、改革工程表 2020 の各施策及び骨太方針 2021 のうち経済・財政一体改革の主要分野に該当する各施策について、具体的取組と所管府省等に加えて、取組の具体的な実施時期を右向きの矢印で記載している。なお、実施時期の欄は、22は2022年度まで、23は2023年度、24は2024年度をそれぞれ示している。

取組の動きを明示する観点から、経常的な取組については工程欄における記載を省略している。また、複数年にわたり実施される取組のうち、実施時期に年限がないものについては、取組の初年度又は2022年度のみを矢印とし、次年度以降の矢印は省略している。このため、矢印が伸びていない年度については、取組が行われないことを意味するものではなく、実施された取組の進捗・成果を把握し、改善を行っていくものである。

### ○達成・未達：

「達成」は達成期限までに目標条件を満たしたものを指す。「未達」には、達成期限までに目標条件を満たせなかったもののほか、達成期限に向けて進捗中のものも含まれる。

# 1. 社会保障

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

## 政策目標

社会全体の活力を維持していく基盤として、予防・健康づくりの推進や高齢者の就業・社会参加率の向上等の観点から、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする。具体的には、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。

■ 2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とする。

⇒進捗状況(未達)

最新値(2019年度)：男性72.68年、女性75.38年、前回値(2016年度)：男性72.14年、女性74.79年、

前々回値(2013年度)：男性71.19年、女性74.21年

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>—</p> <p>(参考) ○平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸を目標に、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを旨とする。 ※要介護度を活用した「日常生活動作が自立した期間の平均」を補完的に活用する。</p>	<p>—</p>	<p><b>1. 「健康寿命延伸プラン」の着実な実施</b></p> <p>a. 「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用した「健康寿命延伸プラン」の着実な実施を通じ、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等の取組を推進するとともに、客観的に健康づくり関連施策を評価できる指標の設定に向け、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を実施(2019年度から2024年度まで)。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2019年度から2024年度までの厚生労働科学研究において、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を行っている。</p> <p>b. 研究結果を踏まえ、客観的指標を次期健康づくり運動プランの目標として設定し、そこで得られた指標をK P Iとして活用できるか検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 2022年9月から次期国民健康づくり運動プラン策定に向けた検討を開始している。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○年間新規透析患者数 【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020年度) 40,744人 ■前回値(2019年度) 40,885人 ■初期値(2016年度) 39,344人</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒進捗状況(未達) ■初期値(2016年度) 1,000万人</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020年度) 10.9% ■前回値(2019年度) 13.5% ■初期値(2014年度) 3.2%</p>	<p>○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数 【2025年度までに2,000保険者以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 344保険者 ■前回値(2020年度) 293保険者 ■初期値(2020年度) 293保険者</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】 (受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率100%)) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020年度) 53.4% ■前回値(2019年度) 55.6% ■初期値(2016年度) 51.4%</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】 (受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率100%)) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020年度) 22.7%</p>	<p><b>2. 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進</b></p> <p>a. 生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 令和3年度データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業において、糖尿病や高血圧等の生活習慣病や重症化予防の先進・優良事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を実施、保険者努力支援制度において評価指標を設定し、取組を推進している。</p> <p>b. 地域の医師会等とも連携しながら特定健診・特定保健指導の実施に取り組む好事例を横展開するなど、まずは目標値(2023年：70%(特定健診)、45%(特定保健指導))の早期達成を目指し、現状の分析を踏まえつつ、特定健診・特定保健指導の実施率の向上につながる効果的な方策等を検討。 また、好事例の横展開等により、保険者別の取組の見える化を図る。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、2024年度から始まる第4期特定健診・特定保健指導において、特定保健指導の早期介入の促進、特定保健指導におけるICT活用の推進などにより実施率の向上を図ることとした。 「健康スコアリング活用ガイドライン」や日本健康会議の「保険者データヘルス全数調査事例集2021」、都道府県ブロック会議の事例集等において、保険者による好事例を共有し、横展開を行った。</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前回値(2019年度) 23.2%</li> <li>■ 初期値(2016年度) 18.8%</li> </ul>	<p>c. 国保において、40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の健診実施や40歳未満からの健診実施等の横展開を図る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和3年度データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業において、若い世代の健診への意識づけを醸成する取組等の先進・優良事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を行った。また、保険者努力支援制度において評価指標を設定し、取組を推進している。</p>	→		
		<p>d. 慢性腎疾患(CKD)診療連携構築モデル事業を継続実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 慢性腎臓病(CKD)診療連携構築モデル事業を継続実施したことで、CKD診療連携体制の構築を推進。</p>	→		
		<p>e. モデル事業を踏まえ、自治体等への支援や好事例の横展開を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 慢性腎臓病(CKD)診療連携構築モデル事業で得られたCKD診療連携体制の好事例について、モデル事業報告書をホームページで公開し、また、自治体担当者とのウェブ面談等を通じ自治体等への支援を実施。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>f. 糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例を横展開。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 生活習慣の改善による糖尿病患者の重症化予防を適切に実施していくため、2021年度からの後期高齢者支援金の加算・減算制度の基準について、糖尿病性腎症の重症化予防プログラムを踏まえつつ、医療機関との連携及び効果検証を評価できる内容に見直しており、今後好事例を収集していく</p>	→		
		<p>g. 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例を横展開。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、引き続き、糖尿病等の生活習慣病等の予防を適切に実施していくため、保険者インセンティブ制度の評価指標について見直しを行った。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた保健事業の好事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を行った。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>h. 「受診率向上施策ハンドブック(第2版)」を活用し、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進事例の横展開を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 都道府県担当者会議や自治体・保険者研修会等において、「受診率向上施策ハンドブック(第2版)」を活用して、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進事例の横展開を実施。</p>	→		
		<p>i. 厚生労働科学研究において、新たな技術を活用した血液検査など負荷の低い検査方法に関する検証を実施しており、その検証結果を踏まえ、必要な検討を速やかに実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 厚生労働科学研究において、非接触型の検査である指先での採血を用いた在宅検査のキットについて評価を行い、評価を踏まえ検討会で議論を行った。現時点で、検体の処理に係る課題等のために一定数のエラーが発生すること等から、特定健診における血液検査等での代用は難しく、今後の測定精度の改善や採血に係る処理方法の簡便化等を踏まえて検討すること等を取りまとめた。</p>	→		



## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>j. 2022年1月から40歳未満の事業主健診情報についても保険者が事業者から提供を受けることが可能となることを踏まえ、特定健診の対象である40歳以上の健診情報を含め、健診実施機関から保険者に健診結果を直接提供することを推進し、事業者から保険者への円滑な提供を促進するための方策について検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>40歳未満の事業主健診情報について、2022年1月から保険者が事業者から提供を受けることが可能となっており、2023年度中からマイナポータルで確認可能とすることとされていることを踏まえ、本年10月に「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」を立ち上げて、40歳未満の事業主健診情報の活用に関する課題や関係者が取り組む事項等の検討を行うなど、取組を進めている。</p>	→		
		<p>k. 全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成するとともに、健康保険組合、国家公務員共済組合においては、保険者及び事業主単位のレポートを作成し、業態内の平均等の見える化を通じて特定健診・保健指導の実施の促進を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年10月に2019年度実績を用いた保険者単位の健康スコアリングレポートを実施し、2022年3月に2020年度実績を用いた事業主単位及び保険者単位の健康スコアリングレポートを作成した。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>1. 保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上に取り組む保険者を評価する。また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、加算対象範囲の拡大や加算率の引き上げ等により、保険者の予防・重症化予防・健康づくりの取組を推進。                      《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上に取り組む保険者を評価対象とした。                      また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2020年度に中間見直しを行い、2021年度以降の支援金に対する加算率については、実施率の特に低い保険者は法定上限の10%にする等の引き上げを行い、加算対象範囲については、単一健保であれば特定健診実施率57.5%未満を加算対象としていたところ、段階的に引き上げ70%未満を加算対象とする等の見直しを行った。加えて、減算については成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化する等の見直しを実施した。今年度はその見直し後の評価指標で実際に保険者の取組を評価する予定。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>m. 2024年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、事業効果、事業目的を明確にし、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、健康増進に関する科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導の技術的な事項について、新たに検討会を立ち上げ検討する(第1回検討会を2021年12月に開催)。その上で、そのあり方について第4期医療費適正化計画の見直しと併せて検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2024年度からはじまる第4期に向けた特定健診・特定保健指導の見直しについて、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」で議論を進め、生活習慣病への移行を防ぐために、個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方向(アウトカム評価の導入、ICTを活用した取組など)で見直すこと等を取りまとめ、医療保険部会において、医療費適正化計画の見直しに関する審議とあわせて報告した。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【2018年度と比べて減少】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度)</p> <p>65-69歳：1.7%</p> <p>70-74歳：3.0%</p> <p>75-79歳：8.0%</p> <p>80-84歳：17.0%</p> <p>85-89歳：32.8%</p> <p>90歳以上：54.0%</p> <p>■前回値(2020年度)</p> <p>65-69歳：1.6%</p> <p>70-74歳：2.8%</p> <p>75-79歳：7.2%</p> <p>80-84歳：16.5%</p> <p>85-89歳：30.7%</p> <p>90歳以上：47.5%</p> <p>■初期値(2018年度)</p> <p>65-69歳：1.6%</p> <p>70-74歳：3.0%</p> <p>75-79歳：7.0%</p> <p>80-84歳：16.9%</p> <p>85-89歳：31.8%</p> <p>90歳以上：49.4%</p>	<p>○認知症サポート医の数【2025年までに1.6万人】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 12,370人</p> <p>■前回値(2020年度末) 11,381人</p> <p>■初期値(2018年度末) 9,878人</p> <p>○介護予防に資する通いの場への参加率【2025年度末までに8%】(通いの場の参加者実人数/住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢者人口。介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査結果)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2020年度) 4.5%</p> <p>■前回値(2019年度) 6.7%</p> <p>■初期値(2016年度) 4.2%</p> <p>○認知症ケアパスを作成した市町村【2025年度末までに100%】(設置市町村数/全市町村数。認知症総合支援事業等実施状況調べ)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p>	<p><b>3. 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</b></p> <p>a. 通いの場(身体を動かす場等)の充実や認知症カフェの増加に向けた取組の推進。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施した上での開催を促進するため、通いの場については広報やアプリ等の活用を進めるとともに、認知症カフェについては2020年度に作成した手引きの活用や好事例の普及により、設置を推進。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>通いの場について、新型コロナウイルス感染症の影響から参加率は低下したが、引き続き感染防止にも配慮した取組について、自治体への周知、特設WEBサイトの構築、通いの場アプリを活用した情報発信、及び国による広報等を実施。 認知症カフェについては、2021年度末時点で1,539市町村7,886箇所を設置。オンライン等を活用した認知症カフェの手引きを作成し、全国会議等で周知を行うこと等により、設置を推進。</p> <p>b. 認知症予防に関する先進・優良事例を収集・活用し、取組の実践に向けたガイドライン等を各自治体へ周知。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>認知症の予防に関する自治体の取組について、2021年度老人保健健康増進等事業において手引きを作成し、自治体へ周知。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度末) 92.2%</li> <li>■初期値(2020 年度末) 88.6%</li> </ul>	<p>c. 予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業において、官民が連携した認知症予防ソリューションの開発を推進。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 認知症のリスクを持つ高齢者に対し、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による効果検証を研究機関・企業・自治体が連携して実施中。</p>	→		
		<p>d. 各認知症疾患医療センターにおける、かかりつけ医や地域包括支援センター等との連携による診断後の相談支援機能を強化。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 認知症疾患医療センターについては、診断後の相談支援機能のための人員配置に関して介護保険事業費補助金により自治体への支援を実施。</p>	→		
		<p>e. 認知症疾患医療センターの機能のあり方等について、引き続き検討するとともに、検討結果に基づき取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況 2021 年度老人保健健康増進等事業において、認知症疾患医療センターの事業評価のあり方に関する調査研究を、2022年度老人保健健康増進等事業において、認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究を実施。P D C A サイクルに基づく事業評価のあり方等について引き続き検討。</p>	→	→	

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>f. 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化について取り組む。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>認知症研究開発事業において、認知症の人等の全国的な情報登録・追跡を行う研究(オレンジレジストリ)(2017～2020年度)の後継事業として、認知症層別化コホート(プレクリニカル期、軽度認知障害等)を構築するとともに、認知症前臨床期を対象とした薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築する研究(2019～2023年度)を開始し、認知症疾患修飾薬の臨床治験の迅速化を推進。</p>	→		
		<p>g. 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援、認知症サポート医の養成等の認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>認知症初期集中支援チームの活動支援については、2021年度に老人保健健康増進等事業において事例集を作成し自治体へ周知。2022年度は市町村向けの手引きを作成予定。認知症地域支援推進員の活動支援については、老人保健健康増進等事業において作成した手引きや活動事例集を周知。2022年度は推進員の機能強化のための調査研究を実施。認知症サポート医については、2021年度老人保健健康増進等事業において認知症サポート医の活動の実態と課題を把握。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【2022年度までに2017年度と比べて低下】 ( { [観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率] × [基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口] } の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口 (人口10万人当たりで表示)。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計) ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2019年度) 70.0人 ■前回値(2018年度) 71.6人 ■初期値(2017年度) 73.6人</p>	<p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率 【2022年度までに50%以上】 (受診者数 / 対象者数。国民生活基礎調査(2019年調査)) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2019年度) ・胃がん(男)48.0%(女)37.1% ・肺がん(男)53.4%(女)45.6% ・大腸がん(男)47.8%(女)40.9% ・子宮頸がん 43.7% ・乳がん 47.4% ■初期値(2016年度) ・胃がん(男)46.4%(女)35.6% ・肺がん(男)51.0%(女)41.7% ・大腸がん(男)44.5%(女)38.5% ・子宮頸がん 42.4% ・乳がん 44.9%</p> <p>○精密検査受診率 【2022年度までに90%以上】 ( (要精密検査者数 - 精密検査未受診者数 - 精密検査未把握者数) / 要精密検査者数。国立がん研究センターがん情報サービス) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2019年度) ・胃がん 84.1% ・肺がん 83.0% ・大腸がん 69.8% ・子宮頸がん 74.6% ・乳がん 89.2%</p>	<p><b>4. がん対策の推進</b> <b>i. がんの早期発見と早期治療</b></p>			
		<p>a. がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 「「がん研究 10 カ年戦略」の推進に関する報告書(中間評価)」(2019年4月)を踏まえ、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。</p>	→	→	
		<p>b. 難治性がん等について、血液等による簡便で低侵襲な検査方法の開発。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(未達) 「「がん研究 10 カ年戦略」の推進に関する報告書(中間評価)」(2019年4月)を踏まえ、より簡便で低侵襲な検査方法に関する研究を推進。</p>	→	→	
		<p>c. 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の普及に取り組むとともに、職域におけるがん検診の実態調査の結果も踏まえ、精度管理について検討。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 「職域における検診マニュアル」(2018年4月)を参考に、職域においても科学的根拠に基づく検診を普及。職域におけるがん検診の実態把握とともに、精度管理に関する研究を推進。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施しており、2022年度末に取りまとめ予定。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>■ 前回値(2017 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん 81.0%</li> <li>・肺がん 83.5%</li> <li>・大腸がん 70.7%</li> <li>・子宮頸がん 75.2%</li> <li>・乳がん 88.8%</li> </ul> <p>■ 初期値(2015 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん 81.7%</li> <li>・肺がん 83.5%</li> <li>・大腸がん 70.1%</li> <li>・子宮頸がん 74.4%</li> <li>・乳がん 92.9%</li> </ul>	<p>d. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」(2020 年 3 月)を踏まえ、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を改正し、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。</p>	→		
		<p>e. 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組むとともに、検診の実施状況の把握・分析を行い、効果的な受診勧奨等の方策を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 緊急事態宣言を踏まえたがん検診における対応について適切な感染防止策を講じた上で着実に実施するよう通知。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症を踏まえた受診勧奨資料を作成し、自治体へ周知。</p>	→		
		<p>f. 次期がん対策推進基本計画に向け、各種がんの特性や年齢別の罹患率等も踏まえ、より効果的な取組を推進するための方策について、K P I も含め取り組むべき施策を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 「がん検診のあり方に関する検討会」において、次期がん対策推進基本計画策定に向け、より効果的な取組を推進するための方策を検討中。</p>	→		



# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合 【2025年度までに40%】 (「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人数/有効回収数。がん対策・たばこ対策に関する世論調査(2019年度調査回答率54.9%)) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2019年度) 37.1% ■初期値(2016年度) 27.9%</p>	<p>○がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数 【2022年までに年間25,000件】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2020年) 29,528件 ■前回値(2018年) 29,070件 ■初期値(2016年6・7月) 2,251件</p>	<p><b>4. がん対策の推進</b> <b>ii. がんの治療と就労の両立</b></p> <p>a. 「治療と仕事両立プラン」を活用した支援を行う「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」の成果を踏まえ、取組を拡大し、両立支援コーディネーターの配置など個々の事情に応じた就労支援を行うための体制を整備。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 「がん患者の就労に関する総合支援事業」に基づき、がん診療連携拠点病院等において、就労の専門家(社会保険労務士等)や両立支援コーディネーターを配置し、個々の事情に応じた就労支援を行っている。</p> <p>b. 企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金による制度導入支援。 《所管省庁：厚生労働省労働省》 ⇒進捗状況(達成) 独立行政法人労働者健康安全機構において、各都道府県に設置している産業保健総合支援センターによる企業等への相談対応や個別訪問指導、助成金による制度導入支援を行っている。</p> <p>c. 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例を横展開。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例の周知を実施。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○年間新規透析患者数【2028 年度までに 35,000 人以下に減少】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020 年度) 40,744 人 ■前年度(2019 年度) 40,885 人 ■初期値(2016 年度) 39,344 人</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022 年度までに 1000 万人以下】 ⇒進捗状況(未達) ■初期値(2016 年度) 1,000 万人</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022 年度までに 2008 年度と比べて</p>	<p>○スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)参加団体数【2022 年度までに 7,000 団体以上】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021 年度) 6,853 団体 ■前年度(2020 年度) 6,100 団体 ■初期値(2016 年度) 3,673 団体</p> <p>○1 日あたりの歩数【2022 年度までに ・20～64 歳:男性 9,000 歩、女性 8,500 歩 ・65 歳以上:男性 7,000 歩、女性 6,000 歩】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2019 年度) ・20～64 歳:男性 7,864 歩、女性 6,685 歩 ・65 歳以上:男 5,396 歩、女性 4,656 歩</p>	<p><b>5. 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発</b></p> <p>a. 「健康日本 21(第 2 次)」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や好事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト(S L P)」を推進。特定健診・特定保健指導の見直しの際には、加入者の年齢等による特性にも留意の上、特定健診・特定保健指導の在り方や K P I の設定も含め検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 第 10 回「健康寿命をのばそう！アワード」(2021 年 11 月)において、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組を行う企業等を表彰した。これらの取組を好事例として「スマート・ライフ・プロジェクト(SLP)」の公式 WEB サイトにて紹介し、他の企業等による活用を推進している。 2024 年度からはじまる第 4 期特定健康診査等実施計画に向けた特定健診・特定保健指導の見直しについて、「第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」で議論を進め、生活習慣病への移行を防ぐために、個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方向(アウトカム評価の導入、ICT を活用した取組など)で見直すこと等をとりまとめた。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>25%減少】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 10.9%</li> <li>■前回数(2019年度) 13.5%</li> <li>■初期値(2014年度) 3.2%</li> </ul> <p>○野菜摂取量の増加【2022年度までに350g】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2019年度) 280.5g</li> <li>■前回数(2018年度) 281.4g</li> <li>■初期値(2017年度) 288.2g</li> </ul> <p>○食塩摂取量の減少【2022年度までに8g】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2019年度) 10.1g</li> <li>■前回数(2018年度) 10.1g</li> <li>■初期値(2017年度) 9.9g</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■前回数(2018年度) ・20～64歳:男性 7,644歩、女性 6,705歩 ・65歳以上:男 5,417歩、女性 4,759歩</li> <li>■初期値(2016年度) ・20～64歳:男性 7,769歩、女性 6,770歩 ・65歳以上:男 5,744歩、女性 4,856歩</li> </ul> <p>○産学官連携プロジェクト本部の設置【2021年度中】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年3月、産学官等連携による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」を立ち上げた。</p> <p>○産学官連携プロジェクト参画企業数【2022年度までに20社以上】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年度) 18社(2022年9月現在)</li> <li>■初期値(2021年度) 12社</li> </ul>	<p>b. 野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事・食環境(スマート・ミール)の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に向けた取組について、食生活改善普及運動において、各自治体や民間等の自主的な取組を推進している。また、スマートミール認証を取得した事業者等の先進・優良事例をスマート・ライフ・プロジェクト(SLP)ウェブサイトにおいて横展開し、自然に健康になれる環境づくりを推進している。</p>	→		
		<p>c. 「栄養サミット 2021」を契機に、産学官連携プロジェクトにおいて本部を設置し、企業等へ本プロジェクトへの参画について働きかけを行い、各企業等から減塩等の定量目標を得る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年3月、産学官等連携による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ(以下、イニシアチブ)」を立ち上げた。企業等へイニシアチブへの参画について働きかけを行い、各企業等から減塩等の定量目標を得た。引き続き、企業等の参画増加に向けた働きかけを行う。</p>	→		
		<p>d. 産学官連携プロジェクトにおいて、各企業等が設定した減塩等の定量目標について進捗評価を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(2023年度から実施) イニシアチブにおいて、各企業等が設定した減塩等の定量目標について効果的な進捗評価が行えるよう、有識者を交え検討を進めている。</p>		→	

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 新型コロナウイルス感染症による食事や運動等の生活習慣の変化や、健康への影響、健診受診状況に関する厚生労働科学研究を 2023 年度末までを目途に実施予定。当該調査結果を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した健康づくりの検討、普及・啓発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021 年度から厚生労働科学研究において、これまでの研究結果を踏まえ、詳細な解析を行い、継続調査を実施している。引き続き、ホームページや資料を用いた健康づくりの情報発信を行い、普及・啓発を推進する。</p>	→	→	
		<p>f. 日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」に基づき、産官学が連携した予防・健康づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 昨年採択された「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」に基づき、保険者と民間団体や地方自治体等の協働など、産官学連携に向けた取り組みを推進。 日本健康会議 2022(2022 年 10 月開催)においては、宣言の達成状況の確認や、保険者、民間企業、自治体、医療関係者などによる予防・健康づくりに関する好事例の横展開などを実施した。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
-	<p>○予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険者等の数 【2023年度末までに600保険者】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 401 保険者</li> <li>■前回値(2020年度) 310 保険者</li> <li>■初期値(2017年度) 165 保険者</li> </ul>	<p><b>6. 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</b></p> <p>a. 保険者機能を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブ及びナッジの活用などにより、予防・健康づくりに頑張った者が報われる仕組みを整備。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 保険者インセンティブ制度において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、保険者が実施する予防・健康づくりの取組の評価指標や配点の見直しを行った。後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、今年度より見直し後の指標で評価を行う。</p> <p>b. 予防・健康づくりについて、被用者保険者において個人を対象としたインセンティブを推進する観点から、後期高齢者支援金の加減算制度の総合評価指標の要件に、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、効果検証まで行うことを追加するとともに、引き続き、保険者の取組を支援していく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2020年度に中間見直しを行い、2021年度以降の総合評価指標の要件に、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、当該事業が加入者の行動変容に繋がったかどうか、効果検証まで行うことを追加しており、今年度より見直し後の指標で評価を行う。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
-	<p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度)：75.5% (※指標変更により不連続)</li> <li>■前回値(2019年度)：92.6%</li> <li>■初期値(2018年度)：75.9%</li> </ul>	<p><b>7. インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討</b></p> <p>a. 市町村を中心とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的かつ効率的な実施を促すため、特別調整交付金を活用した支援等を実施。 (保険者機能強化推進交付金等については項目36を参照) 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、2022年度における実施市町村は6割を超え(2022年度から開始予定の市町村含む。)、2024年度までに9割弱の市町村において実施予定となっている。引き続き、特別調整交付金による財政支援を実施。</p>	→		
<p>○低栄養傾向(BMI 20以下)の65歳以上の者の割合の増加の抑制【2022年度に22%以下】(BMI(体重kg÷身長m÷身長m)の数値が20以下の者/調査対象者のうち、65歳以上で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査) ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2019年度) 16.8%</li> <li>■前回値(2019年度) 16.8%</li> <li>■初期値(2016年度) 17.9%</li> </ul>	<p>○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】(フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村/全市町村厚生労働省で把握) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 17.0%</li> <li>■初期値(2020年度) 14.1%</li> </ul>	<p><b>8. フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</b></p> <p>a. 食事摂取基準(2020年版)を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を収集し、好事例を公表・周知することにより、各自治体における取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 食事摂取基準(2020年版)を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を周知し、各自治体における取組を推進するために支援体制づくりの観点で多職種連携が図られている事例を公表している。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○望まない受動喫煙のない社会の実現【2022年度】            (⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合            (a)行政機関 (b)医療機関 (c)職場 (e)飲食店 月1回以上受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者            (d)家庭 毎日受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち20歳以上で、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査)            ※「第3期がん対策基本計画(平成30年3月9日閣議決定)」や「健康日本21(第2次)」においても同様の目標を設定            ⇒進捗状況(未達)            ■最新値(2019年度)            (a) 行政機関 4.1%            (b) 医療機関 2.9%            (c) 職場 26.1%            (d) 家庭 6.9%            (e) 飲食店 29.6%            ■前回値(2018年度)            (a) 行政機関 7%            (b) 医療機関 5.4%            (c) 職場 28.0%            (d) 家庭 6.4%            (e) 飲食店 36.9%            ■初期値(2016年度)            (a) 行政機関 8.0%            (b) 医療機関 6.2%            (c) 職場 30.9%            (d) 家庭 7.7%            (e) 飲食店 42.2%</p>	<p>○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県数【47都道府県】            ⇒進捗状況(達成)            ■最新値(2022年度)            47都道府県            ■前回値(2020年度)            47都道府県            ■初期値(2018年度)            36都道府県</p>	<p><b>9. 受動喫煙対策の推進</b></p> <p>a. メディアキャンペーンによる啓発活動の推進。            《所管省庁：厚生労働省》            ⇒進捗状況(達成)            世界禁煙デーにあわせて啓発イベントを実施したほか、Twitter やインターネットバナー、ラジオを用いた広報活動や、SNS を活用した健康増進法改正内容の周知を行っている。引き続き、望まない受動喫煙のない社会の実現に向けた啓発活動を推進する。</p> <p>b. 改正健康増進法の経過措置として喫煙可能室の設置ができる小規模飲食店等に限って受動喫煙対策の助成の継続及び相談支援の継続。            《所管省庁：厚生労働省》            ⇒進捗状況(達成)            喫煙可能室の設置ができる小規模飲食店等に限って助成を引き続き行っている。また、相談支援についても、継続して実施している。</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合 【2022年度までに60%以上】 (20歯以上の自分の歯を有する者/80歳の者(被調査者のうち、75～79歳、80～84歳の年齢階級から推計)。歯科疾患実態調査) ⇒進捗状況 ■最新値(2016年度) 51.2% ※次回調査は今年度調査実施予定 ■初期値(2005年度) 25.0%</p> <p>○60歳代における咀嚼良好者の割合の増加 【2022年度までに80%以上】 (何でも噛んで食べることができると回答した者/60歳代の被調査者のうち、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査)</p>	<p>○過去1年間に歯科検診を受診した者の割合【2022年度までに65%】 (過去1年間に歯科検診を受診した者/20歳以上の被調査者のうち、当該項目を回答した者。国民健康・栄養調査) ⇒進捗状況 ■最新値(2016年度) 52.9% ※次回調査は今年度調査実施予定 ■初期値(2009年度) 34.1%</p>	<p><b>10. 歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実</b></p> <p>a. 口腔の健康と全身の健康に関するエビデンスや自治体が歯科口腔保健医療施策を効果的に行うために有用な情報等の収集・検証を行い、適切な情報提供を毎年度行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 厚生労働科学研究において口腔の健康と全身の健康の関連性についての調査研究を実施している。また、自治体における効果的・効率的な歯科保健医療の取組に関する情報収集等を行う事業等を実施しており、事業の結果等について2022年3月に自治体の歯科保健担当者への研修会等を実施しており、2023年3月にも実施を予定している。</p> <p>b. 歯科健診や歯科保健指導を効果的・効率的に実施するためのモデルとなる取組の提示等を2023年度を目途に行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 歯科健診票の標準化のための検討、効果的な歯科健診・歯科保健指導等の検討等を実施している。また、継続的に歯科健診・歯科保健指導を実施することに対する効果検証等を実施している。</p>	→		
			→	→	



## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2019年度) 71.5%</li> <li>■前回値(2017年度) 76.2%</li> <li>■初期値(2009年度) 73.4%</li> </ul> <p>○40歳代、60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 【2022年度までに40歳代25%以下、60歳代45%以下】 (歯周ポケット(4mm以上)のある者/40歳代、60歳代の各被調査者。歯科疾患実態調査)</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 ※今年度調査実施予定</li> <li>■前回値(2016年度) 40歳代：44.7% 60歳代：62.0%</li> <li>■初期値(2005年度) 40歳代：37.3% 60歳代：54.7%</li> </ul>		<p>c. 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(以下、「基本的事項」という。)の中間評価等を踏まえ、ワーキンググループにおいて、歯周病等の歯科疾患対策について、効果的な予防対策等の検討及び課題の整理等を行い、自治体等における歯科疾患予防の取組を推進するとともに、2022年度予定の「基本的事項」の最終評価及び2023年公表予定の次期基本的事項に反映する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 歯周病等の歯科疾患対策についてのワーキンググループにおいては、効果的な予防対策等について議論を行っている。歯科口腔保健の推進に関する専門委員会においては、「基本的事項」の最終評価を行い、次期基本的事項策定に向けて議論を行っている。</p>	→	→	
		<p>d. う蝕予防、歯周病予防、口腔機能低下予防等を含めた歯科疾患の効果的な一次予防のモデルの検討等を行い、広く市町村で展開可能な歯科疾患予防に係る取組の提案等を2022年度を目途に行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 自治体での横展開が可能な歯科疾患予防に係る取組の提案等を行うため、自治体における既存モデル事業のヒアリングや整理等を実施している。また、自治体の歯科保健担当者に対する研修会等の実施も予定している。</p>	→		
		<p>e. 後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施支援。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 後期高齢者医療広域連合における、「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」を参考とした歯科健診の実施について財政支援している。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○妊娠中の喫煙率・飲酒率【2024 年度に 0%】(妊娠中に喫煙ありと回答した人数/全回答者数・妊娠中に飲酒ありと回答した人数/全回答者数。母子保健課調査) ⇒進捗状況(未達)(喫煙率、飲酒率)</p> <p>■最新値(2020 年度) 2.0%、0.8%</p> <p>■前回値(2019 年度) 2.3%、1.0%</p> <p>■初期値(2016 年度) 2.9%、1.3%</p> <p>○足腰に痛みのある女性高齢者の割合の減少 【2022 年度までに 1,000 人当たり 260 人】 (足腰に痛み(「腰痛」か「手足の関節が痛む」のいずれか若しくは両方の有訴者)のある 65 歳以上の女性/調査対象者のうち 65 歳以上の女性で、当該項目を回答した者。国民生活基礎調査(2019 年調査)) ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2019 年度) 255 人</p> <p>■初期値(2016 年度) 267 人</p> <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率(75 歳未満)【2022 年度までに 2017 年度と比べて低下】(〔観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率〕×〔基準人口集団のその年齢(年</p>	<p>○妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合【2024 年度に 100%】(「妊娠届け出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している」と回答した市区町村数/全市区町村数。母子保健課調査) ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2020 年度) 99.4%</p> <p>■前回値(2019 年度) 98.9%</p> <p>■初期値(2016 年度) 97.1%</p> <p>○骨粗鬆症検診の受診率【2017 年度を基準に上昇】 (骨粗鬆症検診の受診者数(地域保健・健康増進事業報告)/骨粗鬆症検診の対象年齢(※)の女性の人数(国勢調査)(※)40,45,50,55,60,65,70 歳。骨粗鬆症財団調べ) ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2020 年度) 4.5%</p> <p>■前回値(2019 年度) 5.2%</p> <p>■初期値(2017 年度) 5.4%</p> <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率【2022 年度までに 50%以上】</p>	<p><b>1 1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化</b></p>			
		<p>a. 女性の健康支援に関し、調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 厚生労働科学研究において調査研究を進め、「女性の健康相談室 ヘルスケアラボ」を含むホームページ等で周知・啓発を進めている。</p>	→		
		<p>b. 2020 年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、女性特有の健康課題に関するスクリーニング、介入方法を検証。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 介入ツールの開発およびその効果検証を行い、社会実装へ向けて実用性の評価・検討をしている。</p>	→		
		<p>c. 検証結果に基づき、スクリーニング及び介入方法の健診・保健指導制度等への組み込みを検討。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(2023 年度に実施) 検証結果に基づき、スクリーニング及び介入方法の健診・保健指導制度等への組み込みを検討する。</p>		→	
<p>d. 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) リーフレットの作成など様々な媒体を通じて周知・啓発を行っている。</p>	→				

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>年齢階級)の人口] } の各年齢(年齢階級)の総和／基準人口集団の総人口(人口 10 万人当たりで表示)。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2019 年度) 70.0 人</li> <li>■前回値(2018 年度) 71.6 人</li> <li>■初期値(2017 年度) 73.6 人</li> </ul> <p>○妊娠・出産について満足している者の割合 【2024 年度までに 85.0%】(「産後、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた」と回答した人数／全回答者数。母子保健課調査)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020 年度) 82.6%</li> <li>■前回値(2019 年度) 85.1%</li> <li>■初期値(2016 年度)</li> </ul>	<p>(受診者数／対象者数。国民生活基礎調査(2019 年調査))</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2019 年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸がん 43.7%</li> <li>・乳がん 47.4%</li> </ul> </li> <li>■初期値(2016 年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸がん 42.4%</li> <li>・乳がん 44.9%</li> </ul> </li> </ul>	<p>e. 2019 年度に開始した特定妊婦等に対する産科受診等支援を踏まえ、女性健康支援センターを通じた支援を引き続き行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 特定妊婦等に対し、相談支援や初回の産科受診料に係る助成等、支援を実施。</p>	→		
		<p>f. 2019 年度に作成した好事例集の内容を踏まえ、子育て世代包括支援センターを通じた支援を引き続き行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全ての妊産婦や乳幼児を対象として、同センターによる実情の把握や相談支援等、支援を実施。</p>	→		
		<p>g. 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」(2020 年 3 月)を踏まえ、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を改正し、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
81.1%		<p>h. 効果的な個別勧奨の手法の普及など、女性のがん検診受診率向上に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2019年4月に「受診率向上施策ハンドブック(第2版)」を公表し、自治体の先進・優良事例の横展開を実施した。また、がん検診のあり方検討会においても、自治体の状況に応じて行われている子宮頸がん検診の普及啓発、教育に関する取組例を横展開した。さらに、受診勧奨資材を作成し、より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を推進しており、2022年度末に取りまとめ予定。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○乳幼児健康診査の未受診率【2024年度までに3～5か月児が2.0%、1歳6か月児が3.0%、3歳児が3.0%】(100－{健康診査受診実人員／対象人員}。地域保健・健康増進事業報告) ⇒進捗状況(未達)(3～5か月児1歳6か月児、3歳児) ■最新値(2020年度) 6.0%、4.8%、5.5% ■前回値(2019年度) 4.6%、4.3%、5.4% ■初期値(2016年度) 4.4%、3.6%、4.9%</p> <p>○むし歯のない3歳児の割合【2024年度までに90.0%】(100－{むし歯のある人員の合計／歯科健康診査受診実人員。地域保健・健康増進事業報告) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020年度) 88.2% ■前回値(2019年度) 88.1% ■初期値(2016年度) 84.2%</p> <p>○全出生数中の低出生体重児の割合【平成28年度の9.4%に比べて減少】(低出生体重児出生数／出生数。人口動態統計) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 9.4% ■前回値(2020年度) 9.2% ■初期値(2016年度) 9.4%</p>	<p>○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数【増加(2020年6月以降の数値を踏まえて検討)】 ⇒進捗状況 改革工程表2022において新たに設定予定。</p> <p>○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数【増加(2020年6月以降の数値を踏まえて検討)】 ⇒進捗状況 改革工程表2022において新たに設定予定。</p>	<p>12. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討</p> <p>a. 乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組み、マイナポータルを活用し、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築しており、引き続き市町村等における利用を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 現在、調査結果を集計中。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○健診・検診情報を標準化された形でデジタル化し、PHRとして活用。【2022年度を目途に達成】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル等を通じて本人に提供開始済(乳幼児健診・妊婦健診・特定健診・自治体検診)</li> <li>・マイナポータル連携対応中(事業主健診・学校健診)</li> </ul>	<p>○P H R 推進に向けて健診・検診情報のフォーマットを整備</p> <p>【2022年度を目途に達成】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマット整備済(乳幼児健診・妊婦健診・特定健診・自治体検診)</li> <li>・フォーマット整備中(事業主健診・学校健診)</li> </ul>	<p><b>1 3. PHR 推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用</b></p>			
		<p>a. 2021年度に策定したデータヘルス改革に関する工程表に基づき、マイナポータルインフラを活用して本人が検診情報を確認する際のデータのフォーマット等を整備する。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)をマイナポータルで閲覧できる仕組みの構築について、各自治体が中間サーバに登録するためのフォーマット(番号法に基づくデータ標準レイアウト)を2021年6月に公開し、また健診機関から自治体へ提出する健診結果用フォーマットを2021年8月に公開した。</p>	→		
		<p>b. 2022年度早期から、マイナポータルで提供する健診・検診情報を順次拡大。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年6月より自治体検診情報はマイナポータルで閲覧可能となった。今後、「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、学校健診や40歳未満の事業主健診情報等をマイナポータルで閲覧可能とするよう、整備を進める。</p>	→		
<p>c. 2021年度に策定した民間PHR事業者向けガイドラインが遵守される仕組みを官民が連携して構築。加えて、マイナポータルとのAPI連携等に取り組む。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年8月より、民間PHR事業者からのマイナポータルAPI(医療保険情報取得API)の利用申請受付を開始し、デジタル庁・総務省・経済産業省・厚生労働省で連携して事業者の審査を行っている。</p>	→				

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ 【2028年度まで】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 0人 ■前回数(2020年度) 2人 ■初期値(2017年度) 4人</p>	<p>○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数 【2021年度までに47都道府県】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 47都道府県 ■前回数(2020年度) 37都道府県 ■初期値(2017年度) 6県</p> <p>○都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数 【2021年度までに47都道府県】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 47都道府県 ■前回数(2020年度) 35都道府県 ■初期値(2018年度) 20都道府県</p> <p>○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数 【2022年度までに100人】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 463人 ■前回数(2020年度) 107人</p>	<p><b>14. アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進</b></p> <p>a. アレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備を推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) アレルギー疾患医療提供体制整備事業において実施するアレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議(令和3年度)にて、アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業を実施した5病院から都道府県拠点病院間で先進・優良事例を共有するなどし、アレルギー疾患医療提供体制の整備を推進。</p> <p>b. 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究を推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づき、安心して生活できる社会の構築を目指し、免疫アレルギー疾患の疫学・基礎研究、治療開発や臨床研究を推進。</p> <p>c. アレルギーポータルを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供するウェブサイト「アレルギーポータル」を通じた、アレルギー疾患に関する情報提供を実施。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>■初期値(2018年度) 22人</p>	<p>d. 中心拠点病院での医師の研修について、実地研修と併行してオンラインを活用した研修を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 中心拠点病院での医師の研修について、実地研修と併行してオンラインを活用した研修を実施中。</p>	→		
<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒進捗状況(未達) ■初期値(2016年度) 1,000万人</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020年度) 10.9% ■前年度(2019年度) 13.5% ■初期値(2014年度) 3.2%</p> <p>○適正体重を維持している者の増加(肥満(BMI 25以上)、やせ(BMI 18.5未満)の減少) 【2022年度までに</p>	<p>○国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 【各実施主体において年1回以上】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 48回 ■前年度(2020年度) 44回 ■初期値(2019年度) 48回</p> <p>○健康サポート薬局の届出数 【2021年度までに2018年度と比べて50%増加】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 2962件 ■前年度(2020年度) 2515件 ■初期値(2018年度) 1355件</p>	<p><b>15. 健康サポート薬局の取組の推進</b></p> <p>a. 「健康サポート薬局」の普及・推進のため、趣旨や考え方について、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知を行った。上記の他に講演等により複数回周知を行っている。</p> <p>b. 健康サポート薬局の要件として薬剤師の受講が求められている研修プログラムにおいて、生活習慣病等の内容の充実を引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 健康サポート薬局の要件として薬剤師の受講が求められている研修プログラムにおける生活習慣病等の内容の充実について検討を行った。今後、厚生労働科学研究において健康サポート実施のための研修プログラムや患者・利用者への説明資料案の作成を検討予定。</p>	→		



## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>・20～60 歳代男性の肥満者の割合 28%(BMI(体重 kg÷身長 m÷身長 m)の数値が 25 以上の者 / 調査対象者のうち、20～60 歳代男性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査)</p> <p>・40～60 歳代女性の肥満者の割合 19%(BMI(体重 kg÷身長 m÷身長 m)の数値が 25 以上の者 / 調査対象者のうち、40～60 歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査)</p> <p>・20 歳代女性のやせの者の割合 20% (BMI(体重 kg÷身長 m÷身長 m)の数値が 18.5 未満の者 / 調査対象者のうち、20 歳代女性で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査)】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2019 年度)</p> <p>35.1%</p> <p>22.5%</p> <p>20.7%</p> <p>■前回値(2018 年度)</p> <p>33.6%</p> <p>22.0%</p> <p>19.8%</p> <p>■初期値(2016 年度)</p> <p>32.4%</p> <p>21.6%</p> <p>20.7%</p>		<p>c. 健康サポート薬局の取組状況・効果や関連法令の改正を踏まえ、必要に応じて制度を見直し。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>健康サポート薬局の取り組み状況等を踏まえ、健康サポート機能のあり方について検討を行った。引き続き、健康サポート薬局の取組の推進や周知を図っていく。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○ 1日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の者の割合 【2025 年度までに男性 13%、女性 6.4%以下】 ⇒進捗状況(未達) ■ 初期値(2019 年度) 男性 14.9%、女性 9.1%</p>	<p>○ 都道府県・指定都市における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の設置又は選定数(自治体数) 【2022 年度までに 67 自治体】 ⇒進捗状況(未達) ■ 最新値(2021 年度) 相談拠点：アルコール 67、薬物 66、ギャンブル等依存症 66 専門医療機関：アルコール 62、薬物 52、ギャンブル等依存症 53 治療拠点機関：アルコール 47、薬物 39、ギャンブル等依存症 41 ■ 前年度(2020 年度) 相談拠点：アルコール 67、薬物 62、ギャンブル等依存症 65 専門医療機関：アルコール 60、薬物 49、ギャンブル等依存症 51 治療拠点機関：アルコール 46、薬物 37、ギャンブル等依存症 41 ■ 初期値(2019 年度) 相談拠点：アルコール 49、薬物 39、ギャンブル等依存症 42 専門医療機関：アルコール 34、薬物 26、ギャンブル等依存症 24 治療拠点機関：アルコール 25、薬物 19、ギャンブル等依存症 18</p> <p>○ 精神保健福祉センター及び保健所の相談件数 【2016 年度と比較して増加】 ⇒進捗状況(達成) ■ 最新値(2020 年度) アルコール 21,353 件、薬物 9,062 件、ギャンブル等依存症 8,235 件 ■ 前年度(2019 年度) アルコール 22,587 件、薬物 9,526 件、ギャンブル等依存症 8,337 件 ■ 初期値(2016 年度) アルコール 21,777 件、薬物 8,635 件、ギャンブル等依存症 3,837 件</p>	<p><b>16. アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進</b></p> <p>a. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、未設置自治体へのヒアリング実施や研修の充実を図るなどして、都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備のため、依存症の治療等に係る人材を養成するための研修等を実施。</p> <p>b. ゲーム障害については、科学的知見の集積を待って、正しい知識の啓発、人材育成、相談マニュアルの作成、相談体制の整備などについて検討する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(未達) 2022 年度に相談マニュアルの作成を行い、全国の精神保健福祉センター等に配付した。引き続き、相談体制の整備等の取組を進めていく予定。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○アウトカムベースでのK P I 設定をしたデータヘルス計画を策定する保険者の割合(被用者、市町村、広域連合) 【2024年度までに各保険者で100%】 (策定している保険者数/保険者数) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 87.7%</li> <li>■初期値(2021年度) 87.7%</li> </ul>	<p>○感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者数【2025年度までに2,500保険者以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 109 保険者</li> <li>■前回値(2020年度) 85 保険者</li> <li>■初期値(2020年度) 85 保険者</li> </ul>	<p>17. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進</p>			
		<p>a. 多様で包括的な保健事業の民間委託を推進するため、複数保険者や民間事業者が連携して行う事業に対する補助や当該事業の実施における手引きの作成等の取組を実施。また、当該取組等を踏まえて保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を検討するとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なK P I の設定を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等による保健事業の共同実施についてガイドラインを作成し、その周知を通じて普及の促進をしている。またデータヘルス計画の標準化に向けて、保険者共通の評価指標の設定等を踏まえた、データヘルス計画の手引きの改訂等を検討している。</p>	→		
		<p>b. 2020年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、医師等による管理・施設利用等を含む運動プログラムの効果を検証。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 運動プログラムに基づく介入を実施し、介入効果の分析・検証を行っている。</p>	→		

## 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 検証結果に基づき、運動プログラムの普及実装を検討・確立。                      ※上記の取組に加え、項目2 i、項目13の取組等により、民間事業者と連携した効果的・効率的な予防・健康づくりを推進する。                      《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況                      検証結果を踏まえて、運動プログラムを利用した効果的・効率的な予防・健康づくりのための政策反映について検討を行っている。</p>		→	
		<p><b>18. 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進</b></p>			
	<p>○保険者とともに健康経営に取り組む企業数                      【2025年度までに10万社以上】                      日本健康会議から引用                      ⇒進捗状況(達成)                      ■最新値(2021年度)                      129,040社                      ■初期値(2021年度)                      129,040社</p>	<p>a. 健康スコアリングレポートの見方や活用方法等を示した実践的なガイドラインの活用等により、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例を全国展開。                      《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      2022年3月に2020年度実績を用いた保険者単位と事業主単位の健康スコアリングレポートを各健保組合に対して発出するとともに、発出に当たり、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進する観点から、活用ガイドラインの提供や活用チェックリストの各項目における好事例(全12件)の掲載等の工夫をした。</p>	→		
		<p>b. 全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成。健康保険組合及び国家公務員共済組合においては、保険者単位及び事業主単位のレポートを作成。                      《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      2022年3月に2020年度実績を用いた保険者単位と事業主単位の健康スコアリングレポートを作成した。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>—</p>	<p>○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数【2025年度までに2,000保険者以上】 日本健康会議から引用 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 344 保険者 ■前回値(2020年度) 293 保険者 ■初期値(2020年度) 293 保険者</p> <p>○レセプトの請求情報を活用し、被保険者の全体像を把握した上で、特定健診未受診者層や未治療者、治療中断者、治療中の者から事業対象者を抽出している自治体数【増加】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 1,585 ■前回値(2020年度) 1,443 ■初期値(2019年度) 1,384</p> <p>○アウトカム指標を用いて事業評価を実施している自治体数【増加】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度)</p>	<p><b>19. 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等</b></p> <p>a. 保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 後期高齢者支援金の加算・減算制度において、2020年度に中間見直しを行い、2021年度以降の加算率については、実施率の特に低い保険者は法定上限の10%にする等の引き上げを行い、加算対象範囲については、単一健保であれば特定健診実施率57.5%未満を加算対象としていたところ、段階的に引き上げ70%未満を加算対象とする等の見直しを行った。また、2021年度以降の減算については成果指標の拡大や配分基準のメリハリを強化する等の見直しを実施した。 先進・優良事例の横展開を促進する観点から、各保険者の総合評価指標の実績値を2022年度中に公表する予定であるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市町村や健保組合等の保健事業の好事例(全28件)について、事例集としてとりまとめ、公表した。</p> <p>b. 保険者努力支援制度については、2021年度以降も加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブを一層活用するとともに、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 国民健康保険の保険者努力支援制度においては、市町村における予防・健康づくり等の取組状況を踏まえて評価指標や配点の見直しを行うとともに、市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとにHPで公表。</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>1,612</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前回値(2020 年度) 1,429</li> <li>■ 初期値(2019 年度) 1,329</li> </ul>	<p>c. 国民健康保険における取組に加えて、後期高齢者医療や被用者保険等その他の各医療保険制度においても、評価指標や各保険者の取組状況等について、保険者等にとって活用しやすい形で見える化を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 後期高齢者医療制度においては、後期高齢者医療広域連合における予防・健康づくり等の取組状況を踏まえて、保険者インセンティブの評価指標や配点の見直しを行うとともに、後期高齢者医療広域連合ごとの点数獲得状況をホームページで公表している。また、被用者保険においては、評価指標について、保険者からの問い合わせ内容等を踏まえてQAを発出しており、取組状況についても、減算対象の保険者のみ総合評価点数を公表していたところ、見直し後は全保険者の点数を公表することとしている。</p> <p>d. 2024 年度以降の後期高齢者支援金の加減算制度について、検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 後期高齢者支援金の加減算制度について、2024 年度以降から始まる第 4 期に向けた見直しの検討を行っており、今年度中に一定の結論を得る予定。</p>	→		
<p>○2025 年までに、認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立(臨床試験取得 3 件以上)、日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最新値(2022 年 10 月時点) バイオマーカー-POC4 件(※文部科学省より助成された事業分も含む) 日本初の認知症の疾患修飾薬候補レ</li> </ul>	<p>○薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築【薬剤治験対応コホート(J-TRC)における web スタディ及びオンサイトスタディの登録者数の増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最新値(2022 年度 9 月時点) Web 12,186 人、オンサイト 456 人</li> <li>■ 初期値(2021 年度 10 月時点) Web 7,060 人、オンサイト 279 人</li> </ul>	<p><b>20. 認知症等の社会的課題解決に資する研究開発や実装</b></p> <p>a. 認知症の危険因子、防御因子を特定し、病態を解明する大規模コホート研究の実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2016 年 4 月より全国 8 カ所を拠点とした 1 万人コホートを構築し、画像およびゲノムデータを収集し、疫学調査を実施。</p>	→		

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>カネマブで有意なデータが得られ、承認申請準備中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前回値(2021年10月時点) バイオマーカー-POC 1件</li> <li>■ 初期値(2020年10月時点) バイオマーカー-POC 1件</li> </ul>		<p>b. 有効な認知症予防、診断・治療法の研究・開発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2019年10月に認知症臨床試験に即刻対応するコホート研究(J-TRC)を開始し、2020年7月にはウェブサイトによる被験者募集を開始するとともに、オンサイトでの登録を開始。</p>	→		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん・難病の本態解明</li> <li>○創薬等の産業利用</li> <li>○効果的な治療・診断方法の開発促進</li> </ul> <p>【K P Iについては、今後、全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会において、全ゲノム解析等実行計画(第2版)を策定し、それを踏まえ、設定予定】</p> <p>⇒進捗状況 2022年9月に策定された全ゲノム解析等実行計画2022を踏まえ、適切なKPIについて検討中。</p>	<p>【2019年に策定した全ゲノム解析等実行計画(第1版)およびロードマップ2021に掲げられたがん・難病全ゲノム解析等の工程表に基づき先行解析(2021年度：がん領域9,900症例、難病領域3,000症例)を実施し、解析結果等を踏まえ、今後の本格解析に向けた実行計画(第2版)の策定を行う】</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年度末までに行った19,200症例(がん領域13,700症例、難病領域5,500症例)の先行解析の結果等を踏まえ、2022年9月に「全ゲノム解析等実行計画2022」を策定した。また、2022年度からは、新規症例を対象とした本格解析を開始している。</p>	<p><b>21. ゲノム医療の推進</b></p> <p>a. 全ゲノム解析等の推進 2019年に策定した全ゲノム解析等実行計画およびロードマップ2021を患者起点・患者還元原則の下、着実に推進し、これまで治療法のなかった患者に新たな個別化医療を提供するとともに、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる体制整備を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全ゲノム解析等実行計画(第1版、2019年12月策定)の次版となる「全ゲノム解析等実行計画2022」を2022年9月に策定し、本格解析として、がん領域約2,000症例、難病領域約2,500症例の解析を進めるとともに、がん・難病に係る創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤を構築し、その利活用に係る環境の整備を進めている。</p>	→		

## 社会保障 2. 多様な就労・社会参加

### 政策目標

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
-	-	<p><b>2 2. 勤労者皆保険制度(被用者保険の更なる適用拡大)の実現を目指した検討</b></p> <p>a. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について、2022年10月に100人超規模、2024年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大すること、また2022年10月に5人以上の個人事業所の適用業種に弁護士・税理士等の士業を追加することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の円滑な施行に向けた準備、周知、広報を引き続き着実に実施していく。</p> <p>適用拡大においては、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、企業・従業員ともに理解いただくことが重要であるため、文書やリーフレットによる周知、厚労省や年金機構 HP 上での周知、専門家活用支援事業等を引き続き実施していく。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関しては、従業員数100人超規模の企業まで適用範囲を拡大すること及び従業員数5人以上の個人事業所の適用業種に弁護士・税理士等の士業を追加することについて、2022年10月からの施行に向けて、適用拡大の対象となる可能性が高い事業所に対して、制度周知及び施行時の適切な届出提出を勧奨するなど、準備、周知、広報を行った。</p> <p>さらに、円滑な施行に向けては、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、理解いただくことが重要であるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021年2月に設置した厚労省 HP 上の「社会保険適用拡大特設サイト」及び年金機構 HP 上の特設ページによる周知</li> <li>・ 企業が適用拡大の意義を的確に理解し、労働者への丁寧な説明を行えるよう、事業者を対象とした説明会や従業員に対する個別の年金相談等(周知・専門家活用支援事業)</li> <li>・ 短時間労働者の被用者保険加入と処遇改善を行う事業主に対するキャリアアップ助成金による支援などの施策を実施している。</li> </ul>	→		



## 社会保障 2. 多様な就労・社会参加

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 適用範囲の拡大について、実施状況の把握に努めるとともに、同法の検討規定に基づき、今後の検討課題について引き続き省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 被用者保険の更なる適用拡大については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定等を踏まえ、検討を行っている。</p>	→		
		<b>23. 高齢期における職業生活の多様性に応じた公的年金制度の整備</b>			
-	-	<p>a. 2022年4月に施行が予定されている、在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等を盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の円滑な施行に向けた準備、周知、広報を引き続き着実に実施していく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し及び年金の受給開始時期の選択肢の拡大については、施行に向けた準備、周知、広報を実施し、2022年4月1日に施行した。 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム開発の準備は、施行までに対応を完了し、</li> <li>・ 周知・広報については、年金事務所に設置するパンフレットへの改正内容の記載を行うなどの対応を実施するとともに、50歳以上の方に送付される「ねんきん定期便」について、2022年度送付分から75歳に繰下げた場合の年金見込額を表示する等の見直しを行った。</li> </ul>	→		

## 社会保障 2. 多様な就労・社会参加

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、同法の検討規定に基づき、今後の検討課題について引き続き省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定を踏まえ、検討を行っている。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

### 政策目標

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・福祉サービスの生産性向上・質の向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中であって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、医療費・介護費の適正化並びに一人当たり医療費の地域差半減及び介護費の地域差縮減を目指す。

■ 一人当たり医療費の地域差半減

⇒進捗状況(未達)

最新値(2019年度)： 0.077、 前回は(2018年度)： 0.076、 初期値(2016年度)： 0.073

■ 一人当たり介護費の地域差縮減

⇒進捗状況(達成)

最新値(2020年度)： 5.2%、 前回は(2019年度)： 5.4%、 初期値(2016年度)： 5.3%

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>24. 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開</b></p> <p>a. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年度時点で全ての都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、研修や職場体験など多様な人材の介護分野への参入促進に資する取組が実施されている。</p> <p>子どもの身の回りの世話等の業務を行う高齢者等を雇用する保育所等に、公定価格上で加算を行っている。</p> <p>また、地域住民や子育て経験者などの多様な人材を活用し、保育士の負担を軽減するため、保育所等において、遊具等の清掃や消毒、園外活動時の見守りといった保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な支援を行っている。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<b>25. 子ども・子育てについて、効果的・効率的な支援とするための優先順位付けも含めた見直し</b>			
		<p>a. 教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、経営実態や収益性などの観点から、そのあり方について必要な検討を加え、予算にその内容を反映する。 《所管省庁：厚生労働省・内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年国家公務員給与の減額改定に伴う公定価格における人件費の減額改定について、子ども・子育て会議の議論も踏まえ、2022年度の公定価格から反映。</p>	→		
		<p>b. 「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和3年法律第50号)附則の検討規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討する。 《所管省庁：厚生労働省・内閣府》</p> <p>⇒進捗状況 「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会」の中間評価(2022年7月27日公表)の取りまとめにおいて、引き続き、児童手当法改正法の附則の規定に沿って、検討していくことが必要とされたところ。</p>	→	→	→

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数【2022年度に300機関以上】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 609 機関</li> <li>■前回値(2020年度) 503 機関</li> <li>■初期値(2017年度) 377 機関</li> </ul>	<p>○「人生会議(ACP: アドバンス・ケア・プランニング)国民向け普及啓発事業」の集客数及び動画の視聴回数【2022年度に15,000人(回)以上】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 17,705 人(回)</li> <li>■前回値(2020年度) 14,993 人</li> <li>■初期値(2019年度) 22,980 人</li> </ul> <p>○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の実施回数【2022年度に12回以上】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 15 回</li> <li>■前回値(2020年度) 14 回</li> <li>■初期値(2017年度) 12 回</li> </ul> <p>○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の参加人数【2022年度に1,050人以上】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 1,238 人</li> <li>■前回値(2020年度) 1,286 人</li> <li>■初期値(2017年度) 979 人</li> </ul>	<p><b>26. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について(人生会議などの取組の推進)</b></p> <p>a. 人生会議の取組を全国に広げるため、各種イベントやツールを活用し、国民に対して、普及・啓発を進める。また、医療関係者等が人生の最終段階における医療・ケアの相談に対応出来るよう、研修を実施する。 研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式等で開催する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国民向け普及・啓発及び医療関係者向け研修(オンライン研修)を実施。</p>	→		
		<p><b>27. 在宅看取りの好事例の横展開</b></p> <p>a. 在宅看取りの好事例の整理及び各種研修等を通じた横展開。研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式等で開催する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修をオンラインにて実施。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数【2019年度に公表した2016年度の数値(316日)から増加】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2018年度) 326日</p> <p>■初期値(2016年度) 316日</p>	<p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数【2024年度までに150自治体】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年度) 119自治体</p> <p>■前回値(2020年度) 96自治体</p> <p>■初期値(2018年度) 49自治体</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数【2024年度までに750事業】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年度) 507</p> <p>■前回値(2020年度) 418</p> <p>■初期値(2018年度) 204</p>	<p><b>28. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p>a. 障害福祉計画に基づき、地域の関係機関の重層的な連携による支援体制の構築、サービス基盤の整備などを推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 2021年3月に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する検討会」報告書において同システム構築の基本的な考え方や取組を整理し、さらには2022年6月に「地域で安心して暮らせる精神保健福祉医療体制の実現に向けた検討会」報告書においてより具体的かつ実効的な仕組みや体制についてとりまとめ、必要な諸制度の見直し、次期障害福祉計画等への反映等を行った。目標年度の2024年度末までに達成予定。</p> <p>b. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業及び多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業を引き続き推進していく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 自治体が地域の実情に応じて、柔軟に事業メニューを選択できるよう、「地域で安心して暮らせる精神保健福祉医療体制の実現に向けた検討会」報告書でのご指摘や構築支援事業の関係者会議にて指摘されたご意見等をもとに、2023年度以降の事業内容の一部見直し等を実施した。目標年度の2024年度末までに達成予定。</p>	→		
			→		

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○心のサポーター養成研修の受講者数【2022年度に800人以上】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 945人</p> <p>○心のサポーター指導者養成研修受講者数【2022年度に50人以上】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 47人</p>	<p>○心のサポーター養成研修の実施自治体数【2022年度に8自治体以上】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 8自治体</p>	<p><b>29. 精神疾患の予防や早期介入の促進</b></p> <p>a. 精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスや、うつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年度までは、全国展開に向けた研修スキームの構築と指導者養成に重点を置きながら事業を実施し、2024年度からは全国的に心のサポーターを養成し、国民の精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保に引き続き取り組む。</p>	→	→	
<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】 (実際に増減された病床数/地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数(病床機能報告)) ⇒進捗状況 ⇒2022年度及び2023年度において、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求めており、その状況を踏まえ、記載。</p> <p>○介護療養病床の第8期計画期末まで</p>	<p>○地域医療構想調整会議の開催回数【2024年度末までに約2,000回】 ⇒進捗状況 ⇒2022年9月末時点の状況について、都道府県に対して10月28日までに報告を求めており、現在取りまとめ中。</p> <p>○重点支援区域の設定の可否を判断した都道府県の割合【2023年度末までに100%】 ⇒進捗状況 ⇒2022年9月末時点の状況について、都道府県に対して10月28日までに報告を求めており、現在取りまとめ中。</p>	<p><b>30. 地域医療構想の実現、大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進</b></p> <p>a. 第8次医療計画(2024年度～2029年度)における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、検討状況を適時・適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床必要量の推計など)を維持しつつ、着実に取組を進めていく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 2021年6月から「第8次医療計画等に関する検討会」で議論を行っており、2022年中を目途に意見をとりまとめのうえ、2022年度中を目途に厚生労働省において、地域医療構想に関する事項も含め、「基本方針」と「医療計画作成指針」を作成予定。</p>	→	→	→

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>のサービス減量【2023年度末に100%】 (2021年1月から2023年度末までに 廃止した介護療養病床数/2021年1 月の介護療養病床数。厚生労働省「病 院報告」) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年7月) 47.5%減</li> <li>■前回値(2021年7月) 14.0%減</li> <li>■初期値(2021年1月) 0%</li> </ul>		<p>b. 各都道府県において第8次医療計画(2024年度～2029年度)の策定作業が2023年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。 また、検討状況については、定期的に公表を求める。 各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地域医療構想の進め方について、2022年3月の通知により、都道府県に対して、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこと」や「各都道府県において、対応方針の検討状況について定期的に公表を行うとともに、厚生労働省に報告を行うこと」を求めた。 検討状況については、9月末時点・3月末時点の年2回調査する予定であり、これの公表を求める。 重点支援区域や病床機能再編支援事業による支援を引き続き、実施する。 また、「地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業」について、重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援を新たに実施するため、必要な経費を拡充して要求している。</p>	→	→	



### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 地域医療構想調整会議の議論の促進を図るため、都道府県担当者による取組の発表等、横展開を図った。また、2022年度厚生労働科学研究において、地域の議論の促進に必要なデータ分析等について調査を実施するとともに、都道府県におけるデータ分析チームの構築を支援するための予算事業を新たに要求している。 2022年9月末時点における各医療機関の対応方針の策定状況や地域医療構想調整会議等における議論の状況等を踏まえ、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方や議論の状況の「見える化」等、必要な支援について検討・実施する。</p>	→	→	
		<p>d. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(2023年度から実施) 2022年度中を目途に厚生労働省において作成予定の地域医療構想に関する事項も含む「基本方針」と「医療計画作成指針」を踏まえ、2023年度中に都道府県において策定する。</p>	→	→	

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 介護療養病床について、2023 年度末の廃止期限に向け、2021 年度介護報酬改定における移行計画を提出していない場合の減算の設定等や予算事業等による移行支援を組み合わせた取組を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021 年度介護報酬改定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護療養型医療施設の移行先として想定される介護医療院について、基本報酬の引上げや長期療養生活移行加算の創設等の報酬上の評価の拡充を行いつつ、</li> <li>・ 介護療養型医療施設について、基本報酬の引下げや、移行計画未提出減算を創設し、2024 年 4 月 1 日までの移行計画を半年ごとに都道府県知事に提出するよう求める等の取組を実施。</li> </ul> <p>また、介護医療院への転換等にかかる費用について、2022 年度においても地域医療介護総合確保基金による助成を継続。</p> <p>さらに、2022 年 6 月に、介護療養型医療施設が 2024 年 3 月末に廃止される旨の再周知を行う通知を発出するとともに、自治体に早期移行支援を依頼。</p> <p>加えて、個々の介護療養型医療施設の移行予定について、2022 年 7 月に調査を実施。また、移行に関する研修会を実施。</p>	→	→	

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○各都道府県が作成した医療計画に沿って、医療設備・機器等の共同利用計画を策定した医療機関【2022 年度末までに 1000 件以上】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022 年 3 月時点) 909 件</li> <li>■前回値(2021 年 9 月時点) 504 件</li> <li>■初期値(2021 年 3 月時点) 308 件</li> </ul>	<p>○医療機関が策定した共同利用計画について、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場において確認した都道府県の割合</p> <p>【2022 年度までに 100%】</p> <p>(共同利用計画について協議で確認を行った都道府県数/医療機関により共同利用計画が提出された都道府県数。厚生労働省より各都道府県に調査)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022 年 3 月時点) 67%</li> <li>■前回値(2021 年 9 月時点) 29%</li> <li>■初期値(2021 年 3 月時点) 56%</li> </ul>	<p><b>3 1. 高額医療機器の効率的な配置等を促進</b></p> <p>a. 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、都道府県において策定された医療計画に基づき、医療機関が共同利用計画を策定するとともに、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を開催し、医療機器等の効率的な活用を進める。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>都道府県において医療機器等の効率的な活用に関する事項を盛り込んだ外来医療計画に基づき、医療機関が新規に CT・MRI 等を購入した際に当該機器に係る共同利用計画を策定する取組を実施中。</p> <p>b. 共同利用計画策定の件数を含めた状況を把握するとともに、共同利用計画策定が十分に進まない場合には、更なる実効的な措置を速やかに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「医療機器の効率的な活用に係る取組の推進について」(令和 3 年 4 月 12 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)で、都道府県に対し、共同利用計画の作成、医療機器の効率的な活用について再周知を行い、共同利用計画を策定した医療機関の件数や協議の場において確認した都道府県の割合も徐々に増えているところである。</p> <p>引き続き、都道府県において、医療機器の効率的な活用に係る取組が推進されるよう促していく。</p>	→		
			→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<b>3 2. 将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討</b>			
		<p>a. 2024 年度以降の医学部定員については、2021 年 8 月の「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」において確認された方針やマクロの医師需給推計に基づき「第 8 次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえつつ、2022 年度夏までに検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2022 年 10 月 27 日開催の「第 8 次医療計画等に関する検討会 第 9 回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」に、2024 年度の医学部定員の方針について報告・意見交換の上、同年 11 月に各都道府県・各大学に通知した。2025 年度以降の医学部定員については、「第 8 次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえ、引き続き検討を行う。</p>	→		
—	—	<b>3 3. 医師の働き方改革について検討</b>			
		<p>a. 2021 年 5 月に成立した医療法等改正法を着実に施行するため、引き続き「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、施行に向けた課題についての議論を行うなど、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2024 年 4 月の改正医療法等の施行に向け、長時間労働の医師の健康管理の体制整備等を定めた政省令等を 2022 年 1 月に公布するとともに、同年 4 月に「医師労働時間短縮計画ガイドライン」等を公表。</p> <p>また、改正医療法等の施行に向けた医療機関等の準備状況の把握を行うとともに、各医療機関の医師労働時間短縮計画等の評価を行う医療機関勤務環境評価センター及び高度な技能に係る研修を行う医療機関の教育研修環境や技能研修計画の審査を行う審査組織について、2022 年 10 月の受付開始に係る体制整備等を実施。</p>	→	→	

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 地域医療介護総合確保基金区分VIにより、勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関に対して総合的な支援を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地域医療介護総合確保基金区分VIにより、勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する総合的な支援を実施するとともに、基金の具体的な活用事例について周知を行い、その活用を促進。</p>	→	→	
		<p>c. 各都道府県が設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関への訪問支援等を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 各都道府県の医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関への訪問支援等を実施するとともに、支援の実施状況について、WEB や現地での関係機関による打合せで把握するとともに、必要な助言等を実施。</p>	→	→	
		<p>d. 2020 年度診療報酬改定における医師事務作業補助者の配置に係る評価の充実等、医師の働き方改革に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、実効性ある取組となるよう、2022 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 中央社会保険医療協議会で現行制度に係る課題について検討し、2022 年度診療報酬改定においては、地域医療体制確保加算において医師労働時間短縮計画の作成を要件化する等、医師の働き方改革に係る診療報酬上の対応を行った。</p>	→		

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたK P Iに今後修正 ⇒進捗状況 ※現時点で記載できるデータ無し。</p> <p>○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたK P Iに今後修正 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2019年度) 0.077 ■前回値(2018年度) 0.076 ■初期値(2016年度) 0.073</p>	<p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.8%)) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 38.9% ■前回値(2020年度) 36.1% ■初期値(2017年度) 17.7%</p> <p>○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率96.8%)) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年) 59.7% ■前回値(2020年) 56.3% ■初期値(2017年) 40.8%</p> <p>○国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析等を行っている都道府県。 【2025年度までに50%】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022年度) 59.6% ■前回値(2021年度)</p>	<p><b>34. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療)</b> i. 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討</p> <p>a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画(2018年度から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画のPDCAに関する様式をもとに、各都道府県において地域差縮減に資するよう、他県と比較した分析を行うデータセットの提供等を通じて毎年度PDCA管理を行い、その結果を都道府県HPに公表し、厚労省へ報告する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 厚生労働省から都道府県に対し、医療費適正化の取組のPDCA管理のための様式を提供するとともに、他県と比較した分析を行うデータセットを毎年度提供。都道府県において、こうしたデータ等を基に、医療費適正化の取組を推進するとともに、これまでと同様、今年度もPDCA管理を実施し、その結果を都道府県HPに公表及び厚労省に報告。</p> <p>b. 保険者協議会の機能強化なども含めた医療費適正化計画の在り方の見直しについて、骨太の方針2021に基づき、2024年度から始まる第4期医療費適正化計画に対応する都道府県医療費適正化計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。2022年を目処に国において基本方針案を策定し、2023年度中に都道府県において計画を策定する。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況 2024年度からはじまる第4期医療費適正化計画の策定に向けて、医療費適正化の更なる推進と計画の実効性の確保のため、骨太の方針2021等を踏まえ、審議会で議論中。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	66.0% ■初期値(2021年度) 66.0%	<p>c. 後期高齢者支援金の加減算制度においては、2021年度から新たに設定した加入者の適正服薬の取組に対する評価も含めて、引き続き保険者インセンティブ制度を着実に実施していく。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            2021年度から新たに設定した加入者の適正服薬の取組に対する評価も含め、今年度中に実際の評価を行い、保険者インセンティブ制度を着実に実施。</p>	→		
		<p>d. 国民健康保険の保険者努力支援制度においても、適用する指標について、引き続き地方団体と協議の上、見直しを行い、保険者インセンティブ制度を着実に実施していく。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            国民健康保険の保険者努力支援制度については、地方団体と協議を行った上で指標の見直しを行っており、毎年度、市町村における予防・健康づくり等の取組状況を踏まえて評価指標や配点の見直しを行っていく予定。</p>	→		
		<p>e. 中長期的課題として、都道府県のがバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われる後期高齢者医療制度の在り方の検討を進める。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況            骨太の方針 2022 で「中長期的課題として、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、(中略)の検討を深める」とされており、地方公共団体の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討。</p>	→	→	→

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>f. 国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例について横展開を図る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和3年度データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業において、県と国保連合会が協働・連携し、地域において将来的に医療費等を圧迫する健康課題の分析等の先進・優良事例を収集し、厚生労働省ホームページ等で公表して横展開を行った。また、保険者努力支援制度において評価指標を設定し、取組を推進している。</p>	→		
		<p>g. 国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを着実に推進するための業務の在り方や位置づけについて、骨太の方針 2021 に基づき、2024 年度から始まる第4期医療費適正化計画に対応する都道府県医療費適正化計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 審査支払機関の業務運営の基本理念や目的等へ医療費適正化を明記する方向性で、医療保険部会にて検討している。</p>	→		



# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○法定外繰入等を行っている市町村数【2023年度までに100市町村】【2026年度までに50市町村】 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2020年度) 269市町村</p> <p>■前回値(2019年度) 321市町村</p> <p>■初期値(2016年度) 677市町村</p>	<p>○法定外繰入等の額【2019年度決算(1,100億)より減少】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2020年度) 767億円</p> <p>■前回値(2019年度) 1,100億円</p> <p>■初期値(2016年度) 2,516億円</p> <p>○保険料水準の統一の目標年度を定めている都道府県【2023年度までに60%】(実施都道府県数/47都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査) ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2020年度) 38.3%</p> <p>■初期値(2017年度) 14.9%</p>	<p><b>34. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療)</b></p> <p>ii. 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)</p> <p>a. 法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進するとともに、解消期限の設定状況等を公表。2021年の国民健康保険法の改正を踏まえた国保運営方針に基づき、特に解消期限の長い市町村がある場合は、都道府県から市町村に適切に関与するよう促すなど、解消期限の短縮化を図るとともに、国と地方団体との議論の場を継続的に開催して協議し、その結果に基づき、より実効性のある更なる措置を進める。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>各都道府県、市町村において、法定外繰入等の要因や額解消に向けた実効的・具体的な手段等が盛り込まれた、赤字削減・解消計画の策定・公表。国としては、赤字市町村に対する都道府県の関与方法等の先進・優良事例を横展開し、都道府県ごとの法定外繰入等の解消予定年度の設定状況を比較できる形で見える化(公表)を行った。</p> <p>また、2023年度保険者努力支援制度の都道府県指標において、法定外繰入の解消期限が長期の市町村の割合が一定以上である都道府県に対し、マイナス点を導入した。</p> <p>さらに、2022年度都道府県ブロック会議等の機会を通じて、各都道府県に対して、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法定外繰入等の解消期限の短縮化に向けて各市町村と協議いただきたいこと</li> <li>② 新たに法定外繰入等を発生させないようあらゆる機会を活用し、各市町村に確認・助言いただきたいこと等を周知した。</li> </ol>	→	→	→

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 都道府県内保険料水準の統一に向けて、2021年度からの国保運営方針を踏まえた、各都道府県の取組状況の把握・分析を行う。その内容を踏まえ、戦略的な情報発信などにより、公費活用を含めた法定外繰入等の解消など、様々な課題がある中で市町村と議論を深め着実に統一に向けて取り組む都道府県の先進・優良事例の横展開を図る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>各都道府県の2021年度からの国保運営方針について、保険料水準の統一に向けた取組状況の把握・分析を行い、とりまとめて見える化を行った。</p> <p>また、2023年度保険者努力支援制度の都道府県指標において、水準統一に向けてロードマップの作成等の取組を行っている都道府県を評価した。</p> <p>さらに、各都道府県において、保険料水準の統一に向けた議論を深めてもらうため、2022年度都道府県ブロック会議等の機会を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村との合意形成</li> <li>② 統一に向けた制度設計</li> </ul> <p>等に関する先進・優良事例の横展開を図った。</p>	→	→	→
		<p>c. 医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項の在り方について、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実行性のある更なる措置を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項の在り方について、都道府県国保運営方針の記載事項に位置づけるべく、地方団体等との協議を実施している。</p> <p>※ 医療保険部会でも、記載事項に位置付ける方向で検討。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>3 4. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療)</b>                      iii. 高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討</p> <p>a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度 P D C A 管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。                      《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      都道府県において、第3期医療費適正化計画(2018年度から2023年度まで)に基づき医療費適正化の取組を推進するとともに、国が提供するデータセットやPDCA管理様式を活用して、毎年度PDCA管理を実施しその結果を都道府県HPに公表及び厚労省に報告。地域別診療報酬については、2017年の社会保障審議会医療保険部会において議論が行われ、厚生労働省から都道府県に基本的な考え方を提示(2018年3月)。都道府県の意向を踏まえつつ、検討。</p>	→		
—	—	<p><b>3 5. 多剤投与の適正化(診療報酬での評価等)</b></p> <p>a. 2020年度診療報酬改定における医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価等、多剤投与の適正化に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2022年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。                      《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      中央社会保険医療協議会で2020年度診療報酬改定の結果を検証し、2022年度診療報酬改定においては、薬局薬剤師が処方医に減薬等の提案を行い、処方された内服薬が減少した場合の評価の見直しを行った。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>合計 6.2%(6.1%, 7.8%) 要支援1 25.3%(25.0%,24.3%) 要支援2 16.3%(15.9%,15.1%) 要介護1 7.5%(8.5%,7.5%) 要介護2 8.7%(8.4%,8.0%) 要介護3 8.0%(8.3%,9.2%) 要介護4 9.2%(9.1%,9.8%) 要介護5 11.4%(10.0%,12.1%) (2020年度(2019年度,2016年度))</p> <p>○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)【2020年度末までに縮減】(達成)</p> <p>合計 5.2% (5.4%,5.3%) 施設 10.1% (9.5%,8.9%) 居住系 18.9% (18.2%,21.3%) 在宅 8.7% (8.7 %,8.5%) (2020年度(2019年度,2016年度))</p>	<p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握) ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2020年度)：75.5% (※指標変更により不連続) ■前回値(2019年度)：92.6% ■初期値(2018年度)：75.9%</p>	<p><b>36. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進</b></p> <p>a. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2022年度も引き続き都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(未達) 保険者機能強化推進交付金等の取組状況の「見える化」については、2022年度も、国による得点獲得状況の一般公表・分析に向けて、各保険者等において9月末までに自己評価を実施し、内容を集計中。</p> <p>b. また、2023年度評価指標についてアウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価するための必要な検討を行い、指標の見直しを行う。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況 2023年度評価指標について、長期的な平均要介護度の変化に関する指標の追加によるアウトカム指標の強化や、既存の指標の趣旨を明確化する方向で見直しを行い、2022年8月に通知を发出。 また、今後の評価指標については、第9期介護保険事業計画期間に向けて、アウトカム指標の強化等について介護保険部会等で議論を開始。</p>	→		
			→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 一人当たり介護費の地域差縮減に寄与する観点から、都道府県単位の介護給付費適正化計画の在り方の見直しを含めたパッケージ及び市町村別の介護給付費適正化に係る取組状況の見える化について検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 第9期介護保険事業計画期間に向けて、介護給付適正化主要5事業をより効果的・効率的な取組に見直していくことについて、介護保険部会等で介護保険部会等で引き続き検討。</p>	→		
—	—	<p><b>37. 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討</b></p> <p>a. 調整交付金の活用方策について、第8期介護保険事業計画期間における取組状況も踏まえつつ、引き続き地方団体等と議論を継続する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 調整交付金の活用方策については、第8期介護保険事業計画期間における取組状況を踏まえつつ、地方団体等との議論を継続し、第9期介護保険事業計画期間に向けて、介護保険部会等において引き続き検討。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<b>38. 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進</b>			
		<p>a. 更なる包括払いの在り方について、2022 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討するとともに、医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえた DPC 制度の効果的な運用を進めていく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) DPC 制度について、2022 年度診療報酬改定においては、診療実績データ等を踏まえ、入院初期をより重点的に評価する体系への見直し等を行った。</p>	→		
		<p>b. 2021 年度介護報酬改定における A D L の改善等のアウトカムを評価する加算等の見直し等に基づき、取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021 年度介護報酬改定において、A D L 維持等加算について対象となるサービスを拡充するとともに、A D L を良好に維持・改善する事業者を高く評価する評価区分を新設し、取組を推進。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 介護事業所・施設の経営実態等を適切に把握できるよう、介護報酬改定において参照される経営概況調査等の実施に向けて、介護事業所・施設ごとの正確な収益状況を把握するため、特別収益の財源及び使途等に係る調査を実施するほか、調査・集計方法等の見直しや有効回答率の向上のための記入者負担の見直しを検討し、より適切な実態把握のための方策を検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年5月の介護事業経営概況調査及び2023年5月の介護事業経営実態調査の実施に向けて、2021年度の調査研究事業にて特別収益の財源及び使途等に係る調査を実施するとともに、調査・集計方法の見直しや有効回答率の向上のための記入者負担の見直し等について検討を行い、取りまとめを行ったところ。当該事業での検証結果を踏まえ、2022年5月の介護事業経営概況調査において、「正確性の観点からの調査・集計方法等の見直し」として記入要領の見直し等を実施するとともに、「有効回答率の向上のための記入者負担の見直し」として調査時期の延伸及びオンライン回答の促進等を実施。</p> <p>引き続き、2023年5月の介護事業経営実態調査に向けて検討。</p>	→		
		<p>d. 検証を通じて、より効果的な加算の在り方や経営実態の把握の在り方に関して、2024年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(2023年から実施)</p> <p>既に、2021年度介護報酬改定の効果の検証や、2024年度介護報酬改定に必要な基礎資料を得る調査研究事業を実施中。今後、調査結果に基づき2024年度介護報酬改定に向けた検討を行う予定。</p>		→	

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○全国の医療機関等における準備完了施設数(院内システム改修など、準備が完了している施設数)【2023年3月末に概ね全ての医療機関等での導入】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年度) 103,088施設(44.8%)(2022年12月11日時点)</p> <p>○全国の医療機関等における運用開始施設数【2023年3月末に概ね全ての医療機関等での導入】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年度) 87,542施設(38.1%)(2022年12月11日時点)</p>	<p>○医療機関等向けポータルサイトアカウント登録数【2023年3月末に概ね全ての医療機関等での導入に向けて増加】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022年度) 198,875施設(86.5%)(2022年12月11日時点)</p> <p>○オンライン資格確認実施件数【2023年3月末に向けて着実に増加】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022年度) 489,450,375件(2022年11月末時点)</p>	<p><b>39. データヘルス改革の推進</b> i. 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入</p> <p>a. オンライン資格確認システムについて、医療分野における基幹的なシステムの1つであることを踏まえ、2023年3月末までに概ね全ての医療機関等での導入を目指し、取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務化(2023年4月施行)し、医療機関・薬局向けの補助の拡充、診療報酬上の加算の見直し(2022年10月施行)を実施。原則義務化に向けて、引き続き、医療機関等やシステム事業者に必要な働きかけを行う(2022年10月30日時点で、197,089施設(85.7%)が顔認証付きカードリーダーを申込み済み)。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年秋の健康保険証の廃止を目指すこととした。</p> <p>b. 課題となっているパソコン・ルーターの不足について、引き続きメーカーとシステム事業者のマッチング支援等を実施するとともに、システム事業者の改修対応能力向上に向けて、月1回程度でシステム事業者からの導入状況等の情報交換を行う等、システム事業者への働きかけを行い、進捗状況の把握を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) オンライン資格確認端末やルーターについて、各メーカーの供給可能数の情報提供を行うとともに、システム事業者とのマッチング支援を実施。顧客数が多い大手ベンダーとは月1回、導入実績等の情報交換を行い、進捗状況を把握。</p>	→		
			→		



## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 医療機関等の導入状況については引き続きホームページに月1回以上の頻度で公表するとともに、運用開始に至っていない医療機関等に対しては、セグメント毎に準備状況や課題についてアンケート調査やヒアリング等で把握し、必要な見直しを加えながら課題への対応を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 医療機関等の導入状況については、都道府県別を週1回、市区郡町村別を月1回程度の頻度で公表。運用開始に至らない医療機関等に対して、郵送、架電等による働きかけを実施。個別の問合せや関係団体を通して把握された意見・課題を踏まえ、医療機関向けポータルサイトで補助金等の解説を行い、導入を促進。</p>	→		
<p>○全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数 【確認した件数については、今後設定(確認できる仕組みは2021年10月下旬より本格稼働したところ)】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022年度)</p>	<p>○全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目 【データヘルス改革に関する工程表に基づき、2022年夏を目途に、すでに稼働している特定健診等情報、薬剤情報に加え、医療機関名等、手術・透析情報等、医学管理等情報を閲覧可能とする】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年度)</p>	<p><b>39. データヘルス改革の推進</b> ii. 「保健医療データプラットフォーム」の運用</p> <p>a. データヘルス改革推進本部において策定した2025年度までの工程表に沿って、着実に取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) データヘルス改革推進本部において策定した2025年度までの工程表に沿って、着実に取組を推進。</p>	→	→	→

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>591,259 件(特定健診等情報)・1,617,283 件(薬剤情報)(2022 年 11 月末時点)</p> <p>○NDB、介護DBの利活用による研究開発の件数【運用開始後(2020 年度以降)利用件数増加】 ⇒進捗状況 NDB：<b>(達成)</b>、介護DB：<b>(未達)</b></p> <p>■最新値(2021 年度) NDB 292 件・介護 DB 119 件</p> <p>■前回値(2020 年度) NDB 267 件・介護 DB 148 件</p> <p>■初期値(2019 年度) NDB 260 件・介護 DB 121 件</p> <p>○オープンデータの充実化【集計項目数増加】 ⇒進捗状況<b>(達成)</b></p> <p>■最新値(2022 年度) 304 項目</p> <p>■前回値(2021 年度) 271 項目</p> <p>■初期値(2020 年度) 149 項目</p>	<p>特定健診等情報、薬剤情報に加え、診療情報(医療機関名、透析情報、医学管理情報等)</p> <p>■初期値(2021 年度) 特定健診等情報、薬剤情報</p> <p>○NDB、介護 DB と連結解析できるデータベース等【増加】 ⇒進捗状況<b>(達成)</b></p> <p>2022 年 4 月より患者居住地情報、所得階層情報の収載・提供を開始。2022 年 4 月より DPC DB と NDB・介護 DB との連結開始。</p>	<p>b. レセプトに基づく手術等のデータ項目を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて、稼働。医療機関等において保健医療情報を確認する取組を通じて、通常時や救急・災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能にするとともに、電子カルテ情報及び交換方式の標準化について検討を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況<b>(未達)</b></p> <p>医療機関名、受診歴等の診療情報を閲覧できるようシステム改修を行い、2022 年 9 月から開始した。なお、医療機関や薬局への手術情報の共有は、個別に同意を得る仕組みを構築した後に開始する予定。(2023 年 5 月目途)</p> <p>異なる医療機関の電子カルテシステムでも円滑に情報連携ができるよう、電子カルテ情報及び交換方式の標準化に向けた取組を進めており、2022 年 3 月、診療情報提供書等の HL7FHIR 記述仕様を厚生労働省標準規格として採択した。引き続き、医療機関間等のやりとりで有用な情報を検討し、随時拡充する。</p> <p>c. NDB について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者居住地情報・所得階層情報について来年 4 月から収集・提供を開始する。</li> <li>・生活保護受給者の医療扶助レセプトについて、研究者等への提供を開始するとともに、医療保険のレセプトと連結できる仕組みについてシステム改修等を行い、2023 年度中に運用開始する。</li> </ul> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況<b>(達成)</b></p> <p>患者居住地情報・所得階級情報について、2022 年 4 月から収集・提供を開始。生活保護受給者の医療レセプトについて、2021 年 12 月から提供を開始。</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. NDB・介護 DB と他のデータベースとの連結について、DPCDB との連結を 2022 年度から開始するほか、保健医療分野や国民生活に関する公的データベース等(※)との連結解析について、法的・技術的課題を検討し、課題が解決したものから対応する。</p> <p>※全国がん登録 DB、指定難病患者 DB、小児慢性特定疾病児童等 DB 等</p> <p>※上記について取組を進める中で、進捗状況・課題等を分析し、対応を更に適切に進めるための K P I の設定等について検討する。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>NDB・介護 DBとDPCDBの連結を2022年4月より開始。NDBと他の公的データベース(障害福祉DB、予防接種DB、感染症DB、難病DB、小慢DB)との連結解析について、2022年8月の審議会において了承。これらの連結解析を可能とする法案を提出。</p>	→		
<p>○コンピュータで審査完結するレセプトの割合</p> <p>【システム刷新(2021年9月稼働)後2年以内に9割程度】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年度) 84%程度</p> <p>■初期値(2021年度) 80%</p>	<p>○「審査支払機能に関する改革工程表」等に掲げられた改革項目の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年度) 84%程度</p> <p>■初期値(2021年度) 80%</p>	<p><b>39. データヘルス改革の推進</b></p> <p>iii. 医療保険の審査支払機能について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目の着実な推進</p> <p>a. 2021年3月の「審査支払機能に関する改革工程表」等に基づき、審査支払機能の改革を着実に進める。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>現在目視対象レセプトと整理しているもののうち、DPCを除く入院レセプトも振分対象とすることなどにより、人による審査を必要としないレセプトの割合を、2022年10月からレセプト全体の85%程度、2023年9月までにレセプト全体の90%程度とする予定。</p>	→	→	→

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<b>39 . データヘルス改革の推進</b> iv. ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、科学的介護・栄養の取組の推進			
		a. LIFE を活用し、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けたデータの収集・分析を実施。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) 科学的介護情報システム(LIFE)を活用し、データの収集・分析を実施。	→		
		b. 2021 年度介護報酬改定において、データの収集・活用とPDCA サイクルに沿った取組を評価する加算等を創設したことを踏まえ、科学的介護の取組を推進するとともに、改定の影響の検証結果に基づき評価及び適正化を行う。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況 2021 年度報酬改定の効果の検証の中で、LIFE を活用した取組状況の把握と今後の活用可能性を検証中。今後、調査結果に基づき 2024 年度介護報酬改定に向けた検討を行う予定。	→	→	
		c. データの分析結果を踏まえ、2024 年度介護報酬改定に向けて訪問系サービスや居宅サービス全体のケアマネジメントにおける LIFE の活用を通じた質の評価の在り方や標準的な介護サービス等について、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(2023 年度から実施) 2021 年度報酬改定の効果の検証の中で、LIFE を活用した取組状況の把握と今後の活用可能性を検証中。今後、調査結果に基づき 2024 年度介護報酬改定に向けた検討を行う予定。		→	

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 介護事業所における情報共有とそのため介護情報の標準化に向けて調査を実施した上で、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 現在、介護事業所における情報共有とそのため介護情報の標準化に向けた調査を実施している。今後、調査結果を踏まえ、「介護情報利活用ワーキンググループ」で必要な対応を検討していく予定。</p>	→	→	→
		<p>e. 自身の介護情報を閲覧できる仕組みの整備に向けて、技術的・実務的な課題等を踏まえ、利用者や介護現場で必要となる情報の範囲や、全国的に介護情報を閲覧可能とするための仕組みを検討する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 現在、「介護情報利活用ワーキンググループ」において検討。</p>	→	→	→
		<p>f. 2021 年度に実施予定の民間 PHR 事業者が収集する栄養情報の利活用に係る整理を踏まえ、医療・介護・地域及び本人等における栄養情報のニーズを満たす栄養情報の標準的なデータ項目・交換方式・提供方法等について検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021 年度、民間 PHR 事業者が収集する栄養情報の利活用に係る整理を行った。また、2022 年度は、有識者から、医療・介護等における栄養情報のニーズを満たす栄養情報の標準的なデータ項目・交換方式・提供方法等について提言を得た。これらを踏まえ、栄養関連データの厚生労働省標準規格化に向けた準備を進めている。</p>	→		

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○介護労働者の残業時間数【2023 年度末までに縮減】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021 年度) 1.6 時間 ■前回値(2020 年度) 1.5 時間 ■初期値(2017 年度) 2.0 時間</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020 年度までに改善(2020 年度実績については、2022 年度中に把握予定)】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020 年度) 1.9 人 ■前回値(2019 年度) 1.9 人 ■初期値(2016 年度) 2.0 人 ※介護老人福祉施設における、介護・看護職員(常勤換算)1 人当たり在所者数</p>	<p>○介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用した実証件数【2021 年度以降増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022 年度) 12 件(2022 年 9 月末までの暫定値であり、確定値については、2022 年度末頃に把握予定) ■前回値(2021 年度) 25 件 ■初期値(2020 年度) 7 件</p> <p>○地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合【2021 年度以降上昇】 ⇒進捗状況 ■最新値・初期値(2021 年度) 22.4 % (暫定値であり、確定値については 2022 年度末頃に把握予定)</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT 活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【2021 年度実績から増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022 年度) 2022 年度末頃に把握予定 ■前回値(2021 年度) 116 事業所 ■初期値(2019 年度) 38 事業所</p>	<p><b>39 . データヘルス改革の推進</b> v. ロボット・I o T・A I・センサーの活用</p> <p>a. 介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、プラットフォームを活用した実証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 2020 年 8 月に、①介護現場と開発企業の一元的な相談窓口、②開発実証拠点であるリビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなるプラットフォームを構築し、2022 年度時点で、全国に相談窓口を 17 箇所、リビングラボを 8 箇所設置。</p> <p>b. 介護事業所の生産性を向上するため、引き続き、介護ロボット等の活用、ICT 活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインの普及や、介護ロボット導入支援事業による支援を実施。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 2021 年度に引き続き、2022 年度にも生産性向上に係るガイドラインの取組内容に関する全国セミナーを 15 回実施予定。また介護ロボット導入支援事業についても継続して実施。</p> <p>c. 介護ロボット、ICT 等のテクノロジーの活用について、2021 年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 2022 年度実証事業として介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業を実施し、テクノロジーの活用によるケアの質の確保、職員の負担軽減等に関するエビデンスデータを収集・蓄積。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 2021 年度介護報酬改定の検証を通じて、より効果的な介護ロボット、ICT 等のテクノロジーの活用に関して、2024 年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(2023 年度から実施)</p>		→	
		<p>e. 医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、A I、I C T等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 健康・医療戦略に基づく「医療機器・ヘルスケアプロジェクト」において、AMED(日本医療研究開発機構)を通じて、A I・I o T 技術やロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化等に資する医療機器等に関する研究開発助成や補助を行っている。</p>	→		
		<p>f. I C Tを活用した医療・介護連携を推進するため、データ連携標準仕様の実装・利活用の方策等について、引き続き検討しつつ、取組みを推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) これまで、電子的な情報連携を可能とするため、調査研究事業の結果を踏まえて公表していた「医療機関と介護事業所間における入退院時のデータ連携」「訪問看護事業所と居宅介護事業所等のデータ連携」に係る標準仕様を、通知で自治体に向けて周知。今後、さらなる仕様の周知を行うとともに、介護ソフト等のベンダーの実装状況の把握を行うなど普及に向けた取組を実施予定。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>g. 介護事業所の生産性を向上するため、I C T 導入支援事業により標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど、I C T を活用した情報連携を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地域医療介護総合確保基金を活用した ICT 導入支援事業について、これまでの取組に引き続き、2022 年度においても補助割合を拡充する要件を追加するなど、介護サービス事業所等に対する ICT 機器等の導入支援事業を実施。</p>	→		
<p>○臨床研究中核病院において実施実績のあるリアルワールドデータを用いた研究数【研究数については、今後の実績等を踏まえて設定】 ⇒進捗状況 改革工程表 2022 において新たに設定予定。</p>	<p>○医療情報の品質管理・標準化について、M I D - N E T の経験を含む研修を受けた医療機関数 【2022 年度末までに全ての臨床研究中核病院】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022 年度) 14 機関 ■前回値(2020 年度) 8 機関 ■初期値(2018 年度) 0 機関</p>	<p><b>40. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース(M I D - N E T)の連携</b></p>	→		
		<p><b>41. オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実</b></p>	→		
		<p>&lt;オンライン診療&gt; a. オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) オンライン診療・服薬指導について、新型コロナウイルス感染症の時限的措置を着実に実施している。なお、目標は達成しているが、新型コロナウイルス感染症による時限的措置は継続しており、引き続き取組を実施する。</p>	→		



### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施(かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。)とする。</p> <p>健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年1月の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂により、オンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施(かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。)とした。また、かかりつけ医がオンライン診療を行っていない場合、対応できない場合、かかりつけ医がいない場合等については、かかりつけ医以外の医師が診療前相談を行い、医師が患者の症状及び医学的情報を確認し、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合には初診からオンライン診療を行えることとした。</p> <p>中央社会保険医療協議会で現行制度に係る課題について検討し、2022年度診療報酬改定においては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の見直しを踏まえ、情報通信機器を用いた場合の初診を新たに評価する等の診療報酬上の対応を行った。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>&lt;オンライン服薬指導&gt;            c. オンライン服薬指導については、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定しない。また、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とする。介護施設等に居住する患者への実施に係る制約は撤廃する。これらを踏まえ、オンライン服薬指導の診療報酬について検討する。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            2022年3月31日に省令改正及び関連通知・事務連絡発出により、オンライン服薬指導を患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定しない対応等を措置済み。            また、2022年度診療報酬改定において、オンラインによる服薬指導を対面によるものと同等の評価とする等の見直しを行った。</p>	→		
<p>○見直し後の臨床研修の実施を踏まえた基本的診療能力の自己評価について、研修修了時の能力の修得を5段階で評価する中で3,4,5と回答した研修医の割合【2022年度までに研修修了者の70%】(臨床研修後のアンケート調査により把握)            ⇒進捗状況            ※現在修了者からのアンケートの集計中で年度内に集計終了予定のため、現時点で記載できるデータなし。</p>	<p>○見直し後の一貫した到達目標に基づいた臨床研修プログラム数【2023年度までに1,400件】            ⇒進捗状況(達成)            ■最新値(2022年度)            1,403件            ■前回値(2021年度)            1,375件            ■初期値(2020年度)            1,354件</p> <p>○一貫した評価システムで評価を行った臨床研修医数【2022年度までに800人】            ⇒進捗状況(達成)            ■最新値(2022年10月)            7,170人            ■前回値(2021年2月)            8,308人</p>	<h3>4 2. 卒前・卒後の一貫した医師養成課程の整備</h3> <p>a. 卒前卒後の一貫した評価システム(EPOC等)導入。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            2020年度に導入されたオンライン臨床教育評価システムEPOC2を活用した臨床研修が実施された。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○総合診療専門研修を受けた専攻医数【厚生労働科学研究において 2023 年度まで研究を行い、将来の各診療科の必要医師数を算出することとしており、その後研究結果を踏まえて指標を設定】 ※現時点で記載できるデータなし</p>	<p>○総合診療専門研修プログラム数 ⇒進捗状況 ■最新値(2022 年度) 402 件</p> <p>○総合診療専門研修を希望する若手医師数 ⇒研究結果に基づいて指標を設定する予定 ⇒進捗状況 ※日本専門医機構における総合診療専門研修プログラム専攻医採用数を以下に示す。 ■最新値(2022 年度) 250 人 ■前回値(2021 年度) 206 人 ■初期値(2018 年度) 184 人</p>	<p style="background-color: #e69d00; color: white; margin: 0; padding: 2px;"><b>4 3. 総合診療医の養成の促進</b></p> <div style="background-color: #e69d00; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>a. 総合診療専門研修の実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 診療専門研修については、日本専門医機構が総合診療専門研修プログラム整備基準等を作成しており、専攻医採用数は 2018 年度 184 人から 2022 年度 250 人に増加している。また、厚生労働省において、総合診療専門研修プログラム策定支援等を行う「専門医認定支援事業」を 2022 年度においても実施している。</p> </div>	→		
<p>○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数【2023 年度までに 7,000 人】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022 年度)2,867 名 40% ■前回値(2021 年度)2,280 名 32% ■初期値(2018 年度)881 名 12% %</p> <p>○介護労働者の残業時間数【2023 年</p>	<p>○特定行為研修の指定研修機関数【2023 年度までに 300 機関】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022 年度)338 機関 112% ■前回値(2020 年度)289 機関 96% ■初期値(2018 年度)87 機関 29%</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT 利活</p>	<p style="background-color: #e69d00; color: white; margin: 0; padding: 2px;"><b>4 4. 事業所マネジメントの改革等を推進</b></p> <div style="background-color: #e69d00; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>i. 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置</p> <p>a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修において、タスクシフティング等を含めた働き方改革の好事例の普及展開を実施するとともに、上手な医療のかかり方プロジェクト等を通じた国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進を実施。</p> </div>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>度末までに縮減】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 1.6時間</li> <li>■前回値(2020年度) 1.5時間</li> <li>■初期値(2017年度) 2.0時間</li> </ul> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善(2020年度実績については、2022年度中に把握予定)】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 1.9人</li> <li>■前回値(2019年度) 1.9人</li> <li>■初期値(2016年度) 2.0人</li> </ul> <p>※介護老人福祉施設における、介護・看護職員(常勤換算)1人当たり在所者数</p>	<p>用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【2021年度実績から増加】 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年度) 2022年度末頃に把握予定</li> <li>■前回値(2021年度) 116事業所</li> <li>■初期値(2019年度) 38事業所</li> </ul>	<p>b. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、引き続き好事例を横展開。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 生産性向上に係るガイドラインに基づいた取組について、地域医療介護総合確保基金を活用し支援。また、2021年度に引き続き、2022年度にも生産性向上に係るガイドラインの取組内容に関する全国セミナーを15回実施予定。</p> <p>c. 介護ロボット・ICT等による業務効率化の取組成果について、人員・設備基準の見直しや2024年度介護報酬改定に関する議論の際に活用。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(2023年度から実施)</p> <p>d. 特定行為研修制度の推進。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(未達) 特定行為研修を修了し、特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数については、今後、医療機関において組織的に特定行為研修修了者の養成と配置・活用を行う取組を進めることにより、就業者数の増大を図る予定。特定行為研修修了者数は2022年9月現在、6,324名である。</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集予定。2022年度において好事例を横展開予定。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年度にガイドラインに沿った事例集を作成した。2022年7月に自治体に事務連絡「保育士の業務負担軽減等のための業務のICT化の推進について」を発出し、事例集を活用した業務負担軽減の取組を依頼した。</p>	→		
<p>○「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】(2021年度の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数/2018年度の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 747人</li> <li>■前回値(2020年度) 329人</li> <li>■初期値(2018年度) 204人</li> </ul>	<p>○「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】(2021年度の「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数/2018年度の「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数)</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 296回</li> <li>■前回値(2020年度) 286回</li> <li>■初期値(2018年度) 117回</li> </ul>	<p><b>4.4. 事業所マネジメントの改革等を推進</b></p> <p>ii. 介護助手など多様な人材の活用</p> <p>a. 「入門的研修」の普及等多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「入門的研修」の実施等多様な人材の活用を推進するための取組について地域医療介護総合確保基金を活用し支援。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合【2023年度までに85%】(上記回答をした保険医療機関(病院)／同調査に回答した保険医療機関(病院)。病院の勤務環境に関するアンケート調査 回答率：21.5%) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年度) 73.9%</li> <li>■前回値(2020年度) 73.4%</li> <li>■初期値(2018年度) 68.0%</li> </ul> <p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】 ⇒進捗状況 社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ等を踏まえ、簡素化・標準化・ICT化の取組を推進。</p> <p>○介護労働者の残業時間数【2023年度末までに縮減】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 1.6時間</li> <li>■前回値(2020年度)</li> </ul>	<p>○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2021年度から2023年度の期間に延べ4,500人】(参考)病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2020年度までに1,500人】達成済み ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 1,699人</li> <li>■前回値(2020年度) 1,766人</li> <li>■初期値(2019年度) 1,512人</li> </ul> <p>○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2023年度末までに85%】(介護職員処遇改善加算(I)を算定している事業者数／全事業者数。介護給付費実態統計) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年度) 82.8%</li> <li>■前回値(2020年度) 80.0%</li> <li>■初期値(2017年度) 67.9%</li> </ul> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上</p>	<p><b>44. 事業所マネジメントの改革等を推進</b> iii. 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>a. 病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(未達) 2024年4月の法施行を見据え、病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を行う人材を育成し、2023年度までには達成予定。</p> <p>b. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、引き続き好事例を横展開。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(達成) 生産性向上に係るガイドラインに基づいた取組について、地域医療介護総合確保基金を活用し支援。また、2021年度に引き続き、2022年度にも生産性向上に係るガイドラインの取組内容に関する全国セミナーを15回実施予定。</p> <p>c. 介護ロボット・ICT等による業務効率化の取組成果について、人員・設備基準等の見直しや2024年度介護報酬改定に関する議論の際に活用。 《所管省庁：厚生労働省》 ⇒進捗状況(2023年度から実施)</p>	→	→	→

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>1.5 時間 ■ 初期値(2017 年度) 2.0 時間</p>	<p>に係るガイドラインを活用する事業所数【2021 年度実績から増加】 ⇒進捗状況 ■ 最新値(2022 年度) 2022 年度末頃に把握予定 ■ 前回値(2021 年度) 116 事業所 ■ 初期値(2019 年度) 38 事業所</p>	<p>d. 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中 間取りまとめを踏まえ、指定申請等の手続きを WEB 上で行 う電子申請・届出システムを実装し、運用を開始する。また、 保険者機能強化推進交付金の活用等を通じ、自治体にお ける書類削減の取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) 中間とりまとめを踏まえた取組として、2022 年度下期より 電子申請・届出システムの運用を順次開始。また、保険者 機能強化推進交付金の活用等を通じ、自治体における文 書負担軽減へ向けた取組を推進。2022 年度は、今後のさ らなる負担軽減の実現へ向けて、計 4 回にわたって本専門 委員会で議論を実施。</p>	→		
<p>○ 1 社会福祉法人当たりの介護サービスの 事業数【2020 年度末までに増加 (2020 年度実績については、2022 年度 中に把握予定)】 ⇒進捗状況(達成) ■ 最新値(2020 年度) 4.8 事業 ■ 前回値(2019 年度) 4.8 事業 ■ 初期値(2016 年度) 4.6 事業</p>	<p>○ 効率的な体制構築に関する先進的取 組の事例数【2020 年度実績から増加 (2022 年度中に事例数の確定値を把握 予定)】 ⇒進捗状況(達成) ■ 最新値(2022 年度) 16 事例 ■ 前回値(2021 年度) 16 事例 ■ 初期値(2019 年度) 10 事例</p>	<p><b>4 4. 事業所マネジメントの改革等を推進</b> iv. 介護の経営の大規模化・協働化  a. 事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握 し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策につい て、第 9 期介護保険事業計画期間に向けて、介護サービ スの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、組織間連 携の推進等の必要な措置を講じる。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況 第 9 期介護保険事業計画期間に向けて、介護人材不 足への対応や生産性の向上、安定的なサービス提供を可能 とする観点から、介護保険部会において、地域の実情等を踏 まえた経営の大規模化・協働化の推進のための方策について 議論を実施中。</p>	→	→	

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 2020 年度に公表した効率的な体制構築方策に関するガイドラインを周知するとともに、更なる取組の把握等を行い、推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020 年度に公表した効率的な体制構築方策に関するガイドラインについて周知。また、2021 年度老人保健健康増進等事業において、合併等の介護事業所の大規模化や、事業所間での連携を行う等の協働化事例の実態把握を行い、事例集を作成し周知。</p>	→	→	
		<p>c. 「社会福祉連携推進法人」制度が活用されるような取組を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 制度説明動画や法人間連携実践者インタビュー動画を含む制度の最新情報について、厚生労働省ホームページ上に集約し随時更新。さらに、制度の周知や理解促進を行うため、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者からなる「社会福祉連携推進協議会」を 2022 年度内に開催予定。</p>	→		
—	<p>【2020 年度より実施している調査研究事業の研究結果を踏まえて、2022 年度中に数値目標を示せるよう検討】 ⇒進捗状況(2023 年度より実施) 2022 年 10 月より医療法人の経営状況に関するデータベースの構築に向けて検討会を開催しており改革行程表 2022 においては、KPI を設定する予定。</p>	<p><b>4 4. 事業所マネジメントの改革等を推進</b> v. 医療法人の経営状況の透明性の確保</p> <p>a. 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 2022 年度から医療法人が事業報告書等をアップロードで届け出ることができる仕組みを構築したところであり、全国的な電子開示システムの構築に向けた検討を進めており、2023 年までには達成予定。</p>	→	→	



### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>45. 国保の普通調整交付金について見直しを検討</b></p> <p>a. 普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方団体等と議論を継続。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 普通調整交付金の配分の在り方について、論点や改善点を整理した上で、地方団体等との議論を行っている。 なお、保険者機能の強化や医療費適正化の取組については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者インセンティブ制度(保険者努力支援制度)の評価指標・配点割合の見直し等を適切に実施していく</li> <li>・ 第4期医療費適正化計画に向けて、骨太 2021 に基づき、必要な法制上の措置を講ずることとしている。</li> </ul>	→		
—	—	<p><b>46. ケアマネジメントの質の向上</b></p> <p>i. A Iも活用した科学的なケアプランの実用化</p> <p>a. 2019 年度の調査研究事業においては、ケアマネジメントの質の向上や業務効率化に対して一定程度の効果があるとの結論を得た一方で、A Iに学習させるべき教師データが不十分である等の課題も明らかになったことを踏まえ、2020 年度以降、居宅介護支援事業所のケアマネジメントのデータ分析などを通して、A Iの思考過程を明らかにすることや、教師データのさらなる収集・学習等の実証検証などについて、引き続き調査研究を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022 年度老人保健健康増進等事業において、「大腿骨頸部骨折を有する利用者」に対してケアマネジャーが行うアセスメントプロセスの可視化を行うとともに、ケアマネジャーが試作システムを使用する実証の実施によって、A I が導き出した結果の活用方法についての検証等を実施中。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		b. 取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けて K P I の設定等を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況 a の取組の進捗状況を踏まえ、定量的な数値目標として何が適切か引き続き検討。	→	→	
—	—	<b>46. ケアマネジメントの質の向上</b> ii. ケアマネジャーの業務の在り方の検討  a. 2021 年度介護報酬改定の検証等を通じて、より効果的なケアマネジャーの業務の在り方に関して、科学的介護の取組も踏まえ 2024 年度介護報酬改定等に向けて必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(2023 年度に実施) 2022 年度老人保健健康増進等事業において、報酬改定による居宅介護支援への影響の調査を実施。また、2021 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査において、居宅介護支援事業所における LIFE の活用に関するモデル事業を実施中。		→	
○バイオシミラーの品目数(成分数ベース) 【2023 年度末までに品目数を 2020 年 7 月時点からの倍増(20 成分)】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022 年度) 16 成分 ■前回値(2021 年度)	○バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数【年 10 社以上】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021 年度) 13 社 ■初期値(2020 年度) 7 社	<b>47. バイオ医薬品の研究開発の推進等</b>  a. バイオ医薬品のデザイン技術開発等に関する研究を推進。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) バイオ医薬品のデザイン技術開発等に資する人材の育成を通じ、バイオ医薬品の研究開発を推進。	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
15 成分 ■ 初期値(2020 年度) 10 成分		b. 国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発技術を担う人材育成を実施。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) 国内でのバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発手法を担う人材を育成。	→		
		<b>4 8. バイオシミラーの研究開発・普及の推進等</b>			
		a. バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアについては、医薬品価格調査に基づき公表。	→		
		b. バイオシミラーの有効性、安全性、品質等に関する教材を作成。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) バイオシミラーの有効性、安全性、品質等に関して、医療関係者、患者・国民向けの講習会を開催し、HP に教材を公開。	→		
c. バイオシミラーの研究開発の推進。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) 国内でのバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発手法を担う人材育成を通じ、バイオシミラーの研究開発を推進。	→				

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. バイオシミラーに係る新たな目標を設定する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 医療費適正化効果を踏まえた新たな目標値を検討中であり、2022年度中にとりまとめ予定。</p>	→		
—	—	<p><b>49. 薬価制度抜本改革の更なる推進</b> i. 医薬品等の費用対効果の本格実施に向けた検討</p> <p>a. 医薬品等の費用対効果評価の活用について、関係審議会等において、事例の集積、影響の検証、現行制度に係る課題を整理する必要があるとされたことも踏まえて、引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 中央社会保険医療協議会で現行制度に係る課題について検討し、2022年度診療報酬改定において標準的な分析プロセス及び分析期間等の制度の見直しを行った。</p>	→		
—	—	<p><b>49. 薬価制度抜本改革の更なる推進</b> ii. 2021年度以降毎年薬価改定を実施する。</p> <p>a. 2021年度以降毎年薬価改定を実施する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度に薬価改定を実施したほか、2023年度薬価改定の実施に向けて、中央社会保険医療協議会において、検討を開始している。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>49. 薬価制度抜本改革の更なる推進</b></p> <p>iii. 新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討</p>			
		<p>a. 新薬創出等加算の対象外である品目に関し、同加算の対象品目を比較薬とした薬価算定における比較薬の新薬創出等加算の累積額を控除する取扱いについて検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた 2020 年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(2025 年度以降に実施) 2020 年度改定で講じた措置の対象品目は 2025 年度以降に発生しうるものであり、現時点で対象となり得る品目についての把握を継続的に行っている。2025 年度以降に影響についての検証を実施予定。</p>	→		
		<p>b. 長期収載品に関し、イノベーションを推進するとともに医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する観点から、段階的な価格引下げ開始までの期間の在り方について検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた 2020 年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020 年度改定で講じた措置に基づき、2022 年度薬価改定において、62 品目について前倒して段階的価格引き下げの対象とした。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. イノベーションの評価に関し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非について検討を行った結果に基づき必要な措置を講じた 2020 年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020 年度改定で講じた措置に基づき、2022 年度薬価改定において、2 品目について、革新性・有用性のある効能追加がなされたものとして新薬創出等加算の対象とした。</p>	→		
		<p>d. 薬剤流通の安定のために設定された調整幅の在り方について 2022 年度薬価改定において検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 調整幅の在り方については、2022 年度薬価改定において、中央社会保険医療協議会で調整幅の役割、医薬品流通における出荷調整機能や医薬品の保管管理機能等について議論がなされ、そのあり方については引き続き検討することとされた。</p>	→		
—	—	<p><b>49. 薬価制度抜本改革の更なる推進</b> iv. 薬価算定プロセスの透明性の向上について検討</p> <p>a. 原価計算方式における製造原価について、薬価算定において開示度の向上を促進する取組を引き続き推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022 年度薬価改定において、開示度の向上を促進する観点から、開示度が 50%未満の場合の加算係数を 0.2 から 0 に引き下げた。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	50. 調剤報酬の在り方について検討			
		<p>a. 2020 年度診療報酬改定における、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や調剤料などの技術料を含めた対物業務から対人業務への構造的な転換に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2022 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 中央社会保険医療協議会で 2020 年度診療報酬改定の結果を検証し、2022 年度診療報酬改定においては、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進等について必要な見直しを行った。</p>	→		
		<p>b. 医師及び薬剤師の適切な連携により、一定期間内に処方箋を反復利用できる方策について、2022 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022 年度診療報酬改定において、症状が安定している患者について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みを設けた。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>5 1. 適正な処方への在り方について検討</b> i. 高齢者への多剤投与対策の検討</p> <p>a. 高齢者医薬品適正使用検討会において作成された指針及び業務手順書等を地域において運用し、地域におけるポリファーマシー対策の課題等を抽出する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 業務手順書等を踏まえ、地域の病院、診療所、薬局等が連携してポリファーマシー対策に取り組む事業を4地域で実施している。</p>	→		
—	—	<p><b>5 1. 適正な処方への在り方について検討</b> ii. 生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方の在り方の検討</p> <p>a. 2020年度診療報酬改定における、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2022年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度診療報酬改定において、生活習慣病管理料の包括範囲の見直しの他、診療内容に係るデータを提出している場合の評価を新設した。</p>	→		
<p>○後発医薬品の使用割合 【後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上】 ⇒進捗状況(未達) 使用割合80%以上達成都道府県数 ■最新値(2020年度) 29県 ■前回値(2019年度)</p>	<p>○後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 552品目 ■前回値(2020年度) 528品目 ■初期値(2016年度) 890品目</p>	<p><b>5 2. 後発医薬品の使用促進</b></p> <p>a. 普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 講演等により情報提供を行うとともに、YouTube・Facebook等により後発医薬品の品質、有効性、安全性に関する動画配信を実施した。</p>	→		



### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
15 県 ■初期値(2018 年度) 3 県		<p>b. 保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            都道府県や保険者協議会において分析等を行えるよう、後発医薬品の使用割合に係るデータを各都道府県に提供し、PDCA 管理を適切に実施していただくよう周知した。</p>	→		
		<p>c. 保険者インセンティブの活用や、保険者ごとの使用割合の公表等により、医療保険者の使用促進の取組を引き続き推進。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            保険者インセンティブにおいて後発医薬品の使用割合等を評価しているほか、2021 年 10 月に 2021 年 3 月診療分、2022 年 4 月に 2021 年 9 月診療分の保険者別後発医薬品使用割合を公表している。</p>	→		
		<p>d. 「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」とする新目標を前提に、後発医薬品調剤体制加算等について、2020 年度診療報酬改定における見直しの影響の検証や、費用対効果に関する指摘があることも踏まえ、2022 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。            《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            中央社会保険医療協議会で 2020 年度診療報酬改定の結果を検証し、2022 年度診療報酬改定においては、後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、後発医薬品の使用又は調剤数量割合等に応じた評価等について見直しを行った。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果について、医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)に順次追加して公表。また、検査結果を踏まえた立入検査を実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2016年度から後発医薬品の検査について、年間900品目を目標に実施。直近の数年は新型コロナウイルス感染症対策(検査業務含む)により自治体及び試験実施機関の一部である地方衛生研究所の業務が増大していることから、検査数が一部の自治体で減少している。また、一部の品目について供給量の不足により当初予定した検体が入手できない事例が生じ検査数が減少している。</p>	→		
		<p>f. 後発医薬品利用差額通知の送付など、後発医薬品の使用促進を図るための取組支援。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 保険者インセンティブ制度において、後発医薬品の使用割合や後発医薬品利用差額通知等の後発医薬品の使用促進を行っていることを評価指標としている。</p>	→		
		<p>g. 改正生活保護法(平成30年10月施行)に基づく生活保護受給者の後発医薬品の使用原則化について、引き続き地方自治体において確実に取り組むよう促す。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 生活保護受給者の後発医薬品の使用促進については、地方自治体において策定する後発医薬品使用促進計画の策定率は100%であり、生活保護受給者や指定医療機関等へのリーフレット送付等の取り組みにより、生活保護受給者の後発医薬品の使用割合についても、全ての都道府県において目標値である80%以上を達成している。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>h. 後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 使用割合が低い都道府県へ委託し、都道府県が行う、国保レセプトデータ等により使用割合が低い市区町村や年齢層等を把握した上で実施する普及啓発の支援を実施した。</p>	→		
		<p>i. 後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラガイドラインを策定。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 2022年度厚生労働科学特別研究事業において、フォーミュラリのマニュアル等を実践的なものにするための検証を実施しており、その結果を踏まえフォーミュラガイドラインを策定予定。</p>	→		
		<p>j. 後発医薬品使用割合の見える化・公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討し、実施。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(2023年度から実施) 都道府県の効果的かつ重点的な使用促進策の検討に資する地域や医療機関等別の使用割合の見える化について、2023年度実施に向け準備を進めている。</p>	→	→	

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>5 3. 医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進</b></p> <p>a. 引き続き、費用対効果評価を効果的・効率的に実施することができるよう、研究等を継続するとともに、人材の育成を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 厚生労働科学研究として、費用対効果評価の効果的・効率的な運用に向けた研究を実施し、ガイドラインの見直しを行った。人材育成については、人材育成プログラムを実施し、修了者の一部は当該評価において企業分析の検証等を行う公的分析班に参画している。</p>	→		

## 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2024年度までに200床以上の病院で40%以下】(200床以上の病院における紹介状なしの初診患者数/200床以上の病院の初診患者数。診療報酬改定結果検証調査) ⇒進捗状況(達成)※2023年度に次回調査実施予定。</p> <p>■最新値(2020年度) 34.2%</p> <p>■前々回値(2017年度) 40.4%</p> <p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 357,964件(108.7%)</p> <p>■前回値(2020年度) 296,548件(90.1%)</p> <p>■初期値(2017年度) 329,216件</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬局数を配置している薬局数【2022年度までに60%】 (「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬局数を配置している薬局数/薬局数(薬局機能情報提供制度による(回答率100%)) ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年12月末) 78.8%</p> <p>■前回値(2020年12月末) 75.7%</p> <p>■初期値(2019年12月末) 67.5%</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度) ホームページにて公表済み</p>	<p><b>54. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</b></p> <p>a. 病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>&lt;かかりつけ医・かかりつけ歯科医&gt; (達成) かかりつけ医に関しては、受診の必要性や医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかることができれば、患者・国民にとって、必要なときに適切な医療機関にかかることができ、また、医療提供者側の過度な負担が軽減されることで、医療の質・安全確保につながるという観点から、かかりつけ医を持つこと等に関して、周知・広報活動を実施している。</p> <p>&lt;かかりつけ薬剤師関係&gt; (達成) 「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知を行った。 なお、K P I 第2階層の「重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数」及び「地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数」において進捗が遅れているが、要因として新型コロナウイルス感染症による受診・訪問控え等により伸び悩んでいる可能性がある。</p>	→		

### 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】 (地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数(薬局機能情報提供制度による(回答率100%)) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年12月末) 37.8%</li> <li>■前回値(2020年12月末) 33.1%</li> <li>■初期値(2019年12月末) 29.8%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■前回値(2020年度) ホームページにて公表済み</li> <li>■初期値(2017年度) ホームページにて公表済み</li> </ul> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 16,440,319件(174.4%)</li> <li>■前回値(2020年度) 14,515,177件(154.0%)</li> <li>■初期値(2017年度) 9,427,974件</li> </ul>	<p>b. かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機能が有効に発揮されるための具体的方策について検討を進める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 かかりつけ医機能の明確化とかかりつけ医機能が発揮されるための制度整備に関して、2022年7月以降、第8次医療計画等に関する検討会及び医療部会において検討を行った。 年末にとりまとめることとされている全世代型社会保障構築会議における医療・介護提供体制の改革の方向性も踏まえつつ、引き続き検討を進める。</p> <p>c. 2020年度診療報酬改定における地域包括診療加算の施設基準の見直し等、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2022年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 中央社会保険医療協議会で現行制度に係る課題について検討し、2022年度診療報酬改定においては、地域包括診療料及び地域包括診療加算について、慢性疾患を有する患者に対するかかりつけ医機能を推進する観点から、対象疾患に慢性心不全及び慢性腎臓病を追加するとともに、患者からの予防接種に係る相談に対応すること等を要件に追加する等の診療報酬上の対応を行った。</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	

## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

### 政策目標

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)			
—	—	<b>5 5. 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討</b>	22	23	24
		<p>a. マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ検討課題の整理を行うなど関係審議会等において、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 社会保障審議会医療保険部会において「預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き検討するべきである」とされたことを踏まえ、引き続き検討。</p>	→		
—	—	<b>5 6. 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討</b>			
		<p>a. 全世代型社会保障制度の構築のため、課税所得 28 万円以上かつ年収 200 万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上)の方について窓口負担割合を 2 割とすることを内容とする改正法が成立したところであり、円滑な施行に向けて取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への 2 割負担導入)について、2022 年 10 月 1 日から施行した。</p>	→		

## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>57. 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる</b></p> <p>a. 2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ、医療資源の効率的な活用を図る観点から、薬剤給付の適正化に向けて、保険者の上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションを推進するとともに、その他の措置についても検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 後期高齢者支援金の加算・減算制度の総合評価指標において、健康保険組合による上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションを普及・啓発する取組を推進している。 2022年度診療報酬改定において、湿布薬を処方する場合に、処方箋等に理由を記載することなく処方ができる枚数の上限を見直した。</p>	→		
—	—	<p><b>58. 外来受診時等の定額負担の導入を検討</b></p> <p>a. 紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化するための法制上の措置として、医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設したことを受け、引き続き法の施行に向けて検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 関係法令が成立・公布され、2022年4月1日から医療法に新たに外来機能報告が規定された。また、同年10月1日から外来機能報告を開始している。</p>	→		



## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 上記を踏まえ、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関して、当該医療機関のうち一般病床 200 床以上の病院にも対象を拡大し、保険給付の範囲から一定額を控除し、それと同額以上の定額負担を追加的に求めること等について、中央社会保険医療協議会で具体的に検討する。また、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022 年度診療報酬改定において、定額負担の増額と対象医療機関の拡大についての見直しを決定し、また定額負担を求める患者の初診・再診について、一定の点数を保険給付範囲から控除する制度を新設し、2022 年 10 月から施行している。</p>	→		
—	—	<p><b>59. 医療費について保険給付率(保険料・公費負担)と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討</b></p> <p>a. 医療費の財源構造、医療保険制度の比較、実効給付率の推移と要因分析、生涯医療費の分析内容を含む資料について、わかりやすさを重視したうえで、年 1 回関係審議会において報告するとともに、ホームページ上で公表する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>医療保険部会(2022 年 8 月 19 日)において報告するとともに、ホームページに公表した。</p>	→		

## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<b>60. 介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討</b>			
—	—	<p>a. 2019 年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、利用者負担の導入について、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討を行うことが適当である。」とされていることを踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて介護保険部会等において引き続き検討。</p>	→		
—	—	<b>61. 介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討</b>			
—	—	<p>a. 2019 年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能等を考慮しながら、負担の公平性の関係から、多床室の室料負担の見直しについて、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能や医療保険制度との関係も踏まえつつ、負担の公平性の関係から引き続き検討を行うことが適当である。」とされていることを踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて介護保険部会等において引き続き検討。</p>	→	→	

## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>6 2. 介護の軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討</b></p> <p>a. 介護の軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行を含めた方策について、2019 年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 介護保険部会における 2019 年 12 月の取りまとめにおいて、「軽度者の生活援助サービス等に関する給付の在り方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当である。」とされていることを踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて介護保険部会等において引き続き検討。</p>	→		
		<p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度が適切に運用されるよう、2022 年度の交付申請について上限を超過する場合の判断事由を具体化する等、ガイドラインの見直しを実施。</p>	→		

## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、引き続き必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 福祉用具貸与サービスの利用・提供実態を把握する調査研究事業の結果等を踏まえ、2022年2月より介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を開催し、9月にこれまでの議論の整理をとりまとめ。当該とりまとめを踏まえ、介護給付費分科会等において引き続き検討。</p>	→		
		<p><b>63. 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討</b></p> <p>a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ関係審議会等において、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意しつつ、引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 医療保険部会におけるとりまとめを踏まえ、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することや、本年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担導入)の施行の状況等を注視する必要があることに留意しつつ検討。</p>	→		

## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 現役との均衡の観点から介護保険における「現役並み所得」(利用者負担割合を3割とする所得基準)等の判断基準の見直しについては、2019年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、利用者への影響等を考慮しながら、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>介護保険部会における2019年12月の取りまとめにおいて、「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準については、利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。」とされたことも踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、給付と負担の在り方について介護保険部会等において引き続き検討。</p>	→		
		<p><b>6 4. 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討</b></p> <p>a. 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、関係審議会等において、事例の集積、影響の検証、現行制度に係る課題を整理する必要があるとされたことを踏まえ、関係審議会等において早期の結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>費用対効果評価について中央社会保険医療協議会で現行の課題を検討し、2022年度診療報酬改定において標準的な分析プロセス及び分析期間等の制度の見直しを行った。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討			
		③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討 《所管省庁：厚生労働省》			
<p>○在宅サービスのサービス量進捗状況【2023年度までに100%】 (第8期介護保険事業計画の実績値／第8期介護保険事業計画の計画値。介護保険事業状況報告) ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 93.7%</p> <p>■前年度(2020年度) 95.4%</p> <p>■初期値(2018年度) 90.2%</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第8期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【2023年度までに100%】(第8期介護保険事業計画の実績値／第8期介護保険事業計画の計画値。)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 小規模多機能型居宅介護 83.7% 看護小規模多機能型居宅介護 68.1% 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 81.2%</p> <p>■前年度(2020年度) 小規模多機能型居宅介護 81.6% 看護小規模多機能型居宅介護 71.4% 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築			
		a. 第8期介護保険事業(支援)計画(2021～2023年度)に基づき、推進 《所管省庁：厚生労働省》			
		⇒進捗状況(達成) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、介護サービスの基盤整備については、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護保険事業(支援)計画に基づき実施する介護施設等の整備や介護従事者の確保に対する支援を実施。 在宅医療・介護連携推進事業については、伴走支援や自治体担当者会議等を実施し、取組を推進。 認知症総合支援事業については、市町村が取り組む認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置、認知症の人・家族のニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)を促進するために必要な経費を補助し、取組を推進。 生活支援体制整備事業についても、必要な経費を補助し、取組を推進。	→	→	

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

90.0%

■初期値(2018年度)

小規模多機能型居宅介護 78.8%

看護小規模多機能型居宅介護

52.0%

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

68.7%

○在宅患者訪問診療件数【2017年医療施設調査からの増加】

⇒進捗状況(達成)

■最新値(2020年)

1,477,229件

■前回値(2017年)

1,228,040件

■初期値(2014年)

1,072,285件

○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2022年度までに100%を達成】(実施保険者/全保険者。地域支援事業交付金実績報告、認知症総合支援事業等実施状況調べ等)

在宅医療・介護連携推進事業

⇒進捗状況(達成)

■最新値(2021年度)100%

■前回値(2020年度)100%

■初期値(2017年度)88.3%

※最新値と前回値は「在宅医療・介護連携推進事業実施状況調査」による(2021年度調査の回答率は98.6%、2020年度調査の回答率は98.5%)。

生活支援体制整備事業

⇒進捗状況(未達)

■最新値(2021年度)92.0%

■前回値(2020年度)92.4%

■初期値(2017年度)87.6%

b. 第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進。  
《所管省庁：厚生労働省》

⇒進捗状況(達成)

第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、在宅医療の提供体制に求められる「退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」のそれぞれの機能ごとの目標について、それぞれ具体的な数値目標を記載するように努めさせることにより、都道府県の在宅医療の体制構築の取組を推進。

→

→

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>認知症総合支援事業 ⇒進捗状況 <b>(未達)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度)99.7%</li> <li>■前回値(2020 年度)99.9%</li> <li>■初期値(2017 年度)87.8%</li> </ul>				
<p>○年間新規透析患者数【2028 年度までに 35,000 人以下に減少】 ⇒進捗状況 <b>(未達)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020 年度) 40,744 人</li> <li>■前回値(2019 年度) 40,885 人</li> <li>■初期値(2016 年度) 39,344 人</li> </ul> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022 年度までに 1,000 万人以下】 ⇒進捗状況 <b>(未達)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■初期値(2016 年度) 1,000 万人</li> </ul> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少】 ⇒進捗状況 <b>(未達)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020 年度) 10.9%</li> <li>■前回値(2019 年度) 13.5%</li> <li>■初期値(2014 年度) 3.2%</li> </ul>	<p>○好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】(好事例を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数/データヘルス計画策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%)) ⇒進捗状況 <b>(未達)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 74.7%</li> <li>■前回値(2020 年度) 73.2%</li> <li>■初期値(2016 年度) 30.5%</li> </ul> <p>○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において 100%】(データヘルスに対応する健診機関を活用している保険者数/データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%)) ⇒進捗状況 <b>(未達)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 73.5%</li> <li>■前回値(2020 年度) 69.1%</li> <li>■初期値(2016 年度) 48.1%</li> </ul>	<p>②1 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施</p> <p>a. 関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 <b>(未達)</b> グレーゾーン解消制度の申請があった場合に、随時対応することとしている。</p>	→		
		<p>②1 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進</p> <p>a. 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「QOL を高める保険外(自費)サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 <b>(達成)</b> 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」や「QOL を高める保険外(自費)サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について引き続き会議体等により周知を実施。</p>	→		



## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において 100%】(加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者数/データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%) )</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 66.8%</li> <li>■前回値(2020 年度) 60.9%</li> <li>■初期値(2020 年度) 60.9%</li> </ul> <p>○保険者とともに健康経営に取り組む企業数 【2025 年度までに 10 万社以上】 日本健康会議から引用</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 129,040 社</li> </ul> <p>感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者数 【2025 年度までに 2,500 保険者以上】 日本健康会議から引用</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 109 保険者</li> <li>■初期値(2020 年度) 85 保険者</li> </ul>	<p>b. 介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>介護サービス情報公表システムの活用については、介護サービスや生活関連情報等を一体的に集約し、パンフレット等も活用しながら、関連情報を広く周知・発信している状況。2021 年度においては、利用者の活用方法やニーズに関する調査研究を実施し、利用状況の実態を把握。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○終了した研究に基づき発表された成果数(論文、学会発表、特許の件数など) 【前年度と同水準】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 141件</li> <li>■前年度(2020年度) 343件</li> <li>■初期値(2019年度) 90件</li> </ul>	<p>○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採点に基づく、採択課題の継続率【2022年度に100%】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 100%</li> <li>■初期値(2020年度) 100%</li> </ul>	<p>⑳ <b>マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組</b> iii 医療等分野における研究開発の促進</p> <p style="background-color: #fce4d6;">a. 医療等分野のデータを活用した研究開発を促進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p style="background-color: #fce4d6;">⇒進捗状況(達成) 医療等分野のデータを活用した研究開発を促進。臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究において、次世代医療情報交換標準規格 FHIR を用いた PHR 統一プラットフォームの開発研究や、次世代医療基盤法に基づく、認定匿名加工医療情報作成事業者から提供された匿名加工医療情報を AI 技術を用いた研究に活用する際の技術的課題を明らかにする研究、匿名加工情報を AI 医療機器開発に活用するにあたっての課題整理についての研究を進めている。</p>	→		
—	—	<p>㉑ <b>世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討</b> i 高額療養費制度の在り方</p> <p style="background-color: #fce4d6;">《所管省庁：厚生労働省》</p>			
—	—	<p>㉒ <b>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討</b> ii その他の課題</p> <p style="background-color: #fce4d6;">a. 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p style="background-color: #fce4d6;">⇒進捗状況 医療保険部会・介護保険部会等において、検討。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
<p>○200 床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2024 年度までに概ね 100 %】(単品単価契約額／総販売額。5 卸売事業者へのアンケート結果) ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 97.9%</li> <li>■前回値(2020 年度) 81.0%</li> <li>■初期値(2015 年度) 52.6%</li> </ul> <p>○調剤薬局チェーン(20 店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2022 年度までに概ね 100 %】(単品単価契約額／総販売額。5 卸売事業者へのアンケート結果) ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 98.0%</li> <li>■前回値(2020 年度) 95.2%</li> <li>■初期値(2015 年度) 62.8%</li> </ul> <p>○医療用医薬品の取引価格の妥結率【見える化】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022 年) 病院(総計)：99.9% チェーン薬局：100% その他の薬局：99.8% 保険薬局計：99.9%</li> <li>■前回値(2021 年) 病院(総計)：99.7% チェーン薬局：100%</li> </ul>	<p>○医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【2021 年度の調査結果を踏まえて新たな指標を設定】 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020 年度) 100%～67.8%</li> <li>※2021 年度調査分は集計中</li> <li>■前回値(2019 年度) 100%～41.6%</li> <li>■初期値(2015 年度) 100%～3.5%</li> </ul>	<p>③4 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p>a. 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(2018 年 1 月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> </div> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p style="margin-left: 20px;">「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン(2018 年 1 月)」に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取り組みを推進。</p>	→			

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
その他の薬局：100% 保険薬局計：100% ■初期値(2016年度) 病院(総計)：99.6% チェーン薬局：100% その他の薬局：100% 保険薬局計：100%					
—	—	<b>③⑤ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討</b>  a. 医療機器の流通に関して関係団体との協議を踏まえ、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) 医療機器の流通に関しては関係団体との協議を踏まえ、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対策策を検討、医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。	→		
—	—	<b>③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明</b>  a. 診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》  ⇒進捗状況(達成) 2022年度診療報酬改定について、ホームページ上での説明資料の公開や YouTube の説明動画の掲載など、国民に広く周知を行った。	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>③9 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>i マクロ経済スライドの在り方</p> <p>a. 2021年4月に施行された、名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、名目手取り賃金変動率にあわせて年金額を改定するルールに引き続き対応していくとともに、マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、2020年改正法の検討規定に基づき、今後の検討課題について省内で引き続き検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 2022年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス0.4%、物価変動率がマイナス0.2%となり、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回ったため、名目手取り賃金変動率に基づき年金額を改定し、2022年度の年金額を0.4%引き下げた。 マクロ経済スライドの仕組みの在り方については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定等を踏まえ、検討を行っている。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>③9 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</p>			
		<p>a. 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の円滑な施行に向けた準備、周知、広報を引き続き着実に実施していくとともに、公的年金制度の所得再分配機能の強化について、同法の検討規定、附帯決議に基づき、省内で検討を加える。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律については、その円滑な施行に向けた準備、周知、広報を実施し、2022年4月1日に施行した。 年金制度の所得再分配機能の在り方等については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定等を踏まえ、検討を行っている。</p>	→		
		<p>b. 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。 《所管省庁：財務省》</p> <p>⇒進捗状況 2019年9月、政府税制調査会において、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要があるとされ、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要であるとされた。 なお、2022年10月の政府税制調査会において、個人所得課税についての議論が行われたところ。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】(就労した者及び就労による収入が増加した者の数/就労支援事業等の参加者数) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 34.4%</li> <li>■前回値(2019年度) 40.4%</li> <li>■初期値(2016年度) 42.4%</li> </ul> <p>○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2021年度までに45%】(「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯数/「その他の世帯」数) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 36.3%</li> <li>■前回値(2019年度) 39.3%</li> <li>■初期値(2016年度) 36.6%</li> </ul> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 5.5%</li> <li>■前回値(2019年度) 6.7%</li> <li>■初期値(2016年度) 7.6%</li> </ul> <p>○就労支援事業等の参加者の就労・増</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】(就労支援事業等の参加者数/就労支援事業等の参加可能者数) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 48.7%</li> <li>■前回値(2019年度) 52.1%</li> <li>■初期値(2016年度) 56.8%</li> </ul> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ⇒進捗状況 ※全自治体の状況が見える化データベースに掲載済み。</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】(後発医薬品使用促進計画を策定している自治体数/全自治体数) ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年度) 100%</li> <li>■前回値(2021年度) 100%</li> <li>■初期値(2016年度) 99.9%</li> </ul> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】(頻回受診対策を実施する自治体/全自</p>	<p>④ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p> <p>a. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促す。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 感染状況等を見据え事業の進捗を図っており、2022年度も指導職員ブロック会議等を活用し、自治体に向けて制度の意義について周知を行った。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>収率についての自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度 80%】 (医療扶助における後発医薬品の数量/医療扶助における薬剤数量の総数) ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021 年度) 87.7%</li> <li>■前年度値(2020 年度) 87.8%</li> <li>■初期値(2016 年度) 63.8%</li> </ul> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021 年度において 2017 年度比 2 割以上の改善】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020 年度) 49.0%</li> <li>■前年度値(2019 年度) 49.0%</li> </ul>	<p>治体数) ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022 年度) 98.6%</li> <li>■前年度値(2021 年度) 98.6%</li> <li>■初期値(2016 年度) 100%</li> </ul>	<p>④1 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p> <p>a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や 2021 年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を 2022 年度中に行う。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、E B P M の観点も踏まえて検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 被保護者健康管理支援事業等において、適正受診指導や健診受診勧奨を含む医療扶助の適正化に係る取組を推進。 頻回受診の該当要件については、「医療扶助に関する検討会」において議論を行い、9 月に公表した同検討会の報告書で対応の方向性を示した。 また、EBPM の観点を踏まえた効果的な事業の推進についても、「医療扶助に関する検討会」において議論を行い、9 月に公表した同検討会の報告書で示された対応の方向性を踏まえて、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において更に議論を深めている。</p>	→	→	



## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■初期値(2016 年度) 52.3%</p> <p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ⇒進捗状況 ※地域差であることから数値記載は困難であるが、全自治体の現状は見える化データベースに掲載済み。</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 ⇒進捗状況 ※地域差であることから数値記載は困難であるが、全自治体の現状は見える化データベースに掲載済み。</p>		<p>b. マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、2023 年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 各自治体に対し、被保護者のマイナンバーカードの取得促進等に係る事務連絡を发出。 また、2023 年度中の運用開始に向けたシステム改修について、調整を進めている。 福祉事務所及び医療機関等においてシステム改修等の準備が行えるよう技術解説書等の公表等を実施している。</p>	→	→	
		<p>c. 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効果的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 感染状況等を見据え就労支援事業の進捗を図っており、2022 年度も指導職員ブロック会議等を活用し、自治体に向けて制度の意義について周知を行った。</p>	→		
		<p>d. 級地制度について、自治体等と調整の上、級地の階級数のあり方等の検討を行い、速やかに必要な見直しを行う。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 級地制度について、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議で議論し、実務者協議の取りまとめである「これまでの議論の整理」を示した。その後、生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、引き続き現行の階級数を維持する等の方向で検討することとし、その旨を同実務者協議で報告した。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 中長期的課題として、都道府県のがバナンスを強化する観点から、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 医療扶助における都道府県のがバナンス強化については、「医療扶助に関する検討会」において議論を行い、9月に公表した同検討会の報告書で示された対応の方向性を踏まえて、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において更に議論を深めている。</p>	→		
		<p>④2 2021 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況※再掲 ④1c. (達成) 感染状況等を見据え就労支援事業の進捗を図っており、2022 年度も指導職員ブロック会議等を活用し、自治体に向けて制度の意義について周知を行った。 ④1d. 級地制度について、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議で議論し、実務者協議の取りまとめである「これまでの議論の整理」を示した。その後、生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、引き続き現行の階級数を維持する等の方向で検討することとし、その旨を同実務者協議で報告した。</p>	→		

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ⇒進捗状況 (就労支援プラン(プランに就労支援が盛り込まれたもの)の作成・支援により就労した者及び増収した者の数) ■最新値(2020 年度) 20,426 人 ■前回値(2019 年度) 21,607 人 ■初期値(2016 年度) 22,714 人</p> <p>(上記以外の者であって、生活困窮者自立支援制度の利用や他機関につないだことにより、就労した者及び増収した者の数) ■最新値(2020 年度) 12,135 人 ■前回値(2019 年度) 12,255 人 ■初期値(2016 年度) 10,073 人</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度 75%】</p>	<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ⇒進捗状況 (就労支援準備事業) ■最新値(2021 年度) 69% ■前回値(2020 年度) 60% ■初期値(2016 年度) 39% (家計改善支援事業) ■最新値(2021 年度) 71% ■前回値(2020 年度) 62% ■初期値(2016 年度) 33%</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の 50%】 (自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。生活困窮者自立支援統計システム) ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2020 年度) 18%</p>	<p>④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p> <p>a. 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況 特に、就労準備支援事業・家計改善支援事業については、両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、都道府県が管内未実施自治体の支援に際して活用することを目的とした「支援マニュアル」の作成・配布や管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県を 10 箇所「重点支援都道府県」として選定し、管内未実施自治体の実施に向け、道県が取組に対し国として助言を行うとともに、研修を開催するなど丁寧な対応を行った。また、希望する自治体に有識者を派遣する自治体・支援員コンサルティング事業を実施する等、自治体の状況に応じてきめ細かに支援している。加えて、広域実施をモデル的に実施する等の取り組みを行っている。 就労・増収等を通じた自立を促進するため、自立生活のためのプランの中に就労支援を盛り込むこと等を通じ、対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度等の利用を促進。</p>	→			

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

(就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。生活困窮者自立支援統計システム)

⇒進捗状況(未達)

- 最新値(2020 年度)  
27%
- 前回値(2019 年度)  
61%
- 初期値(2016 年度)  
71%

○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021 年度までに 90%】

(自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。生活困窮者自立支援統計システム)

⇒進捗状況(未達)

- 最新値(2020 年度)  
83%
- 前回値(2019 年度)  
85%

※2018 年度までについては、数値計測をしておらず、記載不可。

- 前回値(2019 年度)  
32%
- 初期値(2016 年度)  
30%

○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の 60%】

(自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。生活困窮者自立支援統計システム)

⇒進捗状況(未達)

- 最新値(2020 年度)  
55%
- 前回値(2019 年度)  
47%
- 初期値(2016 年度)  
48%

○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021 年度までに 25 万件】

⇒進捗状況(達成)

- 最新値(2020 年度)  
786,163 件
- 前回値(2019 年度)  
248,398 件
- 初期値(2016 年度)  
222,426 件

○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】

⇒進捗状況

- 最新値(2020 年度)  
155,464 件
- 初期値(2019 年度)  
52,108 件
- 初期値(2016 年度)

b. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援の I C T 化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める。

《所管省庁：厚生労働省》

⇒進捗状況(達成)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業の I C T 化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化の促進を行った。また、2023 年度概算要求において、自立相談支援事業の体制強化や支援の I C T 化等に係る予算を盛り込んでおり、今後も自立の促進に向けた支援の充実を図っていく。

→

## 社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>55,992 件</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】 ⇒進捗状況 (一時生活支援事業) ■最新値(2021 年度) 37% ■前回値(2020 年度) 34% ■初期値(2016 年度) 25%</p> <p>(子どもの学習・生活支援事業) ■最新値(2021 年度) 65% ■前回値(2020 年度) 64% ■初期値(2016 年度) 46%</p> <p>(生活保護受給者等就労自立促進事業) ■最新値(2021 年度) 99% ■前回値(2020 年度) 99% ■初期値(2016 年度) 99%</p>				

## 2. 社会資本整備等

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

## 政策目標

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Construction の推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

・i-Construction について、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。

⇒進捗状況

■最新値(2021年度末)

ICT 土工：約 32%、ICT 舗装工：約 35%、ICT 浚渫工：約 29%、ICT 浚渫工(港湾)：約 17%の時間短縮効果

■前回値(2020年度末)

ICT 土工：26.2%、ICT 舗装工：40%、ICT 浚渫工：35.6%、ICT 浚渫工(港湾)：8.2%の時間短縮効果

■初期値(2018年6月)

ICT 土工：31.2%の時間短縮効果

・また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○ICT 土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2021年度末) 84%</p> <p>■前回値(2020年度末) 82%</p> <p>■初期値(2019年度末) 79%</p>	<p>○ICT の活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2021年度末) 土工、舗装工、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工(修繕工)、構造物工(橋梁上部・橋脚・橋台)、基礎工、浚渫工(港湾)、基礎工(港湾)、ブロック据付工(港湾)、海上地盤改良工(床掘工・置換工)(港湾)</p> <p>■前回値(2020年度) 土工、舗装工、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工(修繕工)、構造物工(橋脚・橋台)、浚渫工(港湾)、基礎工(港湾)、ブロック据付工(港湾)、海上地盤改良工(床掘工・置換工)(港湾)</p>	<p>1. ICT の活用(i-Construction の推進)</p> <p>a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、ICT 活用工種について、構造物工(橋梁上部、基盤工)、小規模工事(床掘工、小規模土工)に拡大する。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 構造物工(基盤工)、小規模工事(床掘工、小規模土工)について基準類を策定し、2022年度より運用を開始している。 橋梁上部工についても2022年度に試行を行い、基準類を策定する予定。</p> <p>b. 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを原則適用とする。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを適用。</p>	→	→	

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>■初期値(2016年度末) 土工</p>	<p>c. 小規模を除く全ての公共工事において BIM/CIM を原則適用とする。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 目標年度である 2023 年度より原則適用を開始予定。</p>		→	
		<p>d. 中小建設業、地方公共団体への ICT 施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体で ICT 施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 小規模工事(土工)について積算基準を策定し、2022 年度より運用を開始した。 ICT 普及に向け経営者向け講習以外にも、地方自治体の発注者、監督、施工者を対象に講習会を全国で実施している。また、ICT 施工に関しアドバイスを行える人材や組織の育成についても、講習を含め取り組みを展開している。</p>		→	
		<p>e. 国土交通省における ICT 施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性 2 割向上(作業時間短縮効果から算出)を 2024 年度に実現するなど、ICT 施工等により建設現場の生産性を 2025 年度までに 2 割向上させることを目指して取組を進める。 (参考)単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2019 年度 6.6%(2015 年度比の増加率) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) ICT 活用による作業時間短縮効果から算出した直轄事業の建設現場の生産性については約 17%(2020 年度末時点)に向上しており、目標年度である 2025 年度までには達成予定。</p>		→	→



# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(下記の3つの指標)：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年8月) 296万人</li> <li>■前回値(2021年8月) 315万人</li> <li>■初期値(2019年9月) 320万人</li> </ul> <p>「学校基本調査」から算定する入職数 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年) 4.2万人</li> </ul>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100% ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年10月) 98%</li> <li>■前回値(2020年10月) 99%</li> <li>■初期値(2017年10月) 97%</li> </ul> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入：2023年度末までに国並びに全ての都道府県及び市町村が建設キャリアアップシステムを活用する工事を導入 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年10月末) 2.6%</li> </ul>	<p><b>2. 中長期的な担い手の確保</b></p> <p>(技能労働者の処遇改善)</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人親方について雇用契約の締結や社会保険への加入等を促していく目的から、2022年3月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂した。</li> <li>・2022年10月に行政・学識・建設業団体が連携して社会保険の加入や技能者の処遇改善等に取り組む「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、ガイドラインの改訂について周知を強化した。</li> <li>・建設事業者の社会保険の加入や賃金の支払い状況、工事における法定福利費の確保について11月に調査予定。</li> <li>・2021年度に作成した、適切な社会保険の加入・雇用契約の締結を促すリーフレットを追加で約13万部印刷し、専門工事業団体等へ発送した。</li> </ul>	→		

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■ 前回数(2020年) 4.0万人</p> <p>■ 初期値(2018年) 3.9万人</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する 男性生産労働者年間賃金支給額 ⇒進捗状況</p> <p>■ 最新値(2020年) 4,511千円</p> <p>■ 前回数(2020年12月) 5,403千円</p> <p>■ 初期値(2018年) 4,625千円</p>	<p>■ 前回数(記載なし)</p> <p>■ 初期値(記載なし)</p> <p>○ 女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■ 最新値(2020年) 88.0%</p> <p>■ 前回数(2019年) 96.9%</p> <p>■ 初期値(2018年) 71.4%</p> <p>○ 入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■ 最新値(2020年) 20.5%</p> <p>■ 前回数(2019年) 19.4%</p> <p>■ 初期値(2018年) 20.5%</p>	<p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>安定的・持続的な公共投資の確保に努めるとともに、2021年12月に地方公共団体に対して同様の要請を行った。</p> <p>また、適正な予定価格の設定、適切な契約変更の徹底及びダンピング対策については、国土交通省直轄工事における適切な対応に加え、地方公共団体においても必要な取組を進めるよう2022年6月に要請を行った。</p> <p>さらに、都道府県に比べて取組が遅れている市町村に対して、都道府県公契連を通じて入札契約改善の周知徹底を行った。</p> <p>(働き方改革)</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きK P I第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず周知を図るとともに、民間工事における工期の実態調査を行い、その結果を踏まえて働きかけを実施。</p>	→		
			→		

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、適正な工期設定・施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) (適正な工期設定)：前述のとおり。 (施工時期の平準化)： 施工時期の平準化については、公共工事の各発注者に対して、必要な取組を進めるよう2022年6月に要請するとともに、都道府県に比べて取組が遅れている市町村に対して、都道府県公契連を通じて入札契約改善の周知徹底を行った。</p> <p>(建設技術者の長時間労働の是正)： 「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、技術者の専任制度の緩和等について「技術者制度の見直し方針」がとりまとめられた(2022年5月31日)。</p>	→		
		<p>(人材育成)</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の設置等を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) ブロック別連絡会議等における地方自治体への働きかけを通じ、公共工事におけるモデル工事等について、実施団体を36道府県まで拡充するとともに、経営事項審査において元請事業者による現場カードリーダー設置等への加点措置を導入した。また、能力評価制度の拡大に向けて、登録基幹技能講習団体を4団体追加。</p>	→		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(2020年1月策定)」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020年1月に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定。 2020年度「女性定着促進に向けたアクションプログラム」を策定。 2021年度「キャリアパス・ロールモデル集」を作成。 2022年度は、女性の就業継続の観点から建設キャリアアップシステムの導入促進を行い、事例の水平展開を行う予定。</p>	→		
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)：100% ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度末) 100% ■前回値(2021年10月) 100% ■初期値(2018年3月) 100%</p>	<h3>3. 重点プロジェクトの明確化</h3> <p>(ストック効果の把握) a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 事後評価等において事業実施後のストック効果を把握するとともに、事前評価において事業実施によって見込まれるストック効果を検討するなどP D C Aサイクルを活用した取組を行っている。</p>	→		

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(公共事業における事業評価)</p> <p>a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「政策評価に関する基本計画」に基づき、事業評価を実施した。</p>	→		
—	—	<p>(交付金事業・補助事業)</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB / Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 一定の線引きを行った上でのB / Cの算出の要件化や定量的指標の設定などの政策目的の実現性を評価する取組を行った。</p>	→		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(下水道分野は 2021 年 4 月、その他は 2021 年 3 月末) 374 者</p> <p>■前回値(下水道分野は 2020 年 4 月、その他は 2021 年 3 月) 362 者</p> <p>■初期値(下水道分野は 2019 年 4 月、その他は 2019 年 10 月) 288 者</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022 年 9 月末) 1,270 者</p> <p>■前回値(2021 年 10 月末) 1,121 者</p> <p>■初期値(2020 年 11 月) 856 者</p>	<p><b>4. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</b></p>			
<p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>包括的民間委託の導入検討を行うモデル自治体を公募・選定し、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進 WG において有識者の意見を伺いながら導入検討支援を行っている。</p>			→		
		<p>b. 包括的民間委託の導入ガイドラインを作成する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(2022 年度内達成予定)</p> <p>包括的民間委託の導入検討支援の成果やすでに包括的民間委託を導入済みの自治体からのヒアリング結果を活用し、インフラ維持管理における包括的民間委託導入の手引きの作成・年度内の公表に向け、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進 WG において検討を進めている。</p>	→	→	

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100%</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値</p> <p>46%(国交省 2021年3月末)</p> <p>31%(農水省 2021年3月末)</p> <p>79%(厚労省 2022年5月末)</p> <p>— (文科省)</p> <p>11%(環境省：国立公園)</p> <p>調査中(環境省：一般廃棄物処理施設)</p> <p>■前回値(2019年3月末)</p> <p>35%(国交省)</p> <p>27%(農水省)</p> <p>36%(厚労省)</p> <p>— (文科省)</p> <p>— (環境省)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022年3月末)</p> <p>46技術</p> <p>■前回値(2021年3月末)</p> <p>38技術</p> <p>■初期値(2018年12月)</p> <p>17技術</p>	<p>(新技術導入促進による業務効率化)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>インフラメンテナンス国民会議等の取組の中で新技術の紹介、産官学の技術マッチングのコーディネート等を行い、新技術の社会実装を支援した。また、新技術が積極的に採用されるよう、点検要領の見直しやマニュアル・手引きの作成等を行った。</p>	→		
	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2025年末までに3,000者</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年9月末)</p> <p>2,682者</p> <p>■前回値(2021年10月)</p> <p>2,440者</p> <p>■初期値(2018年12月)</p> <p>1,596者</p>	<p>b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果(コスト縮減・工程短縮等)を把握する。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>新技術導入によるメンテナンスコストの縮減・質の向上等の事例の収集・整理を行った。</p>	→		
		<p>(インフラメンテナンス国民会議)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野を取扱うイベントを開催している。</p>	→		

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p>(インフラ長寿命化計画のフォローアップ)</p> <p>a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる(新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等)。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>第2次行動計画の取組状況のフォローアップを行い、各施策の進捗状況を把握するとともに、各インフラ管理者に対する支援を実施。</p>	→		



# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]

⇒進捗状況

	最新値	前回値
	2021 年度末	2020 年度末
学校施設	86%	次年度把握
社会教育施設	85%	次年度把握
文化施設	86%	次年度把握
スポーツ施設	86%	次年度把握
水道	91%	77%
福祉施設	18.5%	20%
医療施設	23%	次年度把握
農業水利施設	20%	次年度把握
農道	32.4%	次年度把握
農業集落排水施設	47.1%	次年度把握
林道施設	14%	次年度把握
治山施設	17%	次年度把握
地すべり防止施設	18%	次年度把握
漁港施設	46%	次年度把握
漁場の施設	64%	次年度把握
漁業集落環境施設	73%	次年度把握
道路	61%	51%
河川	24%	0%
ダム	88%	86%
砂防	91.7%	91.7%
海岸	86%	86%
下水道	54%	26%
港湾	84%	83%
空港	100%	100%
鉄道	14%	14%
自動車道	42%	0%
航路標識	58%	55%
公園	55%	54%
公営住宅	調査中	—
官庁施設	47%	24%
一般廃棄物処理施設	62.9%	64%

○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に 100%

⇒進捗状況(未達)

	最新値	前回値
	2021 年度末	2020 年度末
学校施設	99%	98%
社会教育施設	92%	92%
文化施設	96%	94%
スポーツ施設	92%	91%
水道	88%	79%
福祉施設	87.3%	84.9%
医療施設	94.5%	94.7%
農業水利施設	100%	100%
農道	100%	100%
農業集落排水施設	100%	100%
林道施設	100%	100%
治山施設	100%	100%
地すべり防止施設	100%	100%
漁港施設	100%	100%
漁場の施設	100%	100%
漁業集落環境施設	100%	100%
道路(2 巡目)	61%	38%
河川	100%	100%
ダム	100%	100%
砂防	100%	100%
海岸	97%	95%
下水道(2 巡目)	19%	100%
港湾	98%	98%
空港	100%	100%
鉄道	100%	100%
自動車道	100%	100%
航路標識	85%	75%
公園	99.6%	99.8%
公営住宅	100%	99%
官庁施設	99%	99%
一般廃棄物処理施設	66.5%	54%

■初期値(記載なし)

(予防保全型の老朽化対策への転換)

a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスの P D C A サイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。

《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

予防保全型インフラメンテナンスへの取組に向け施設の修繕等を推進。  
第 2 次行動計画フォローアップを実施。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

2020 年度にインフラ長寿命化計画の改定及び個別施設計画の策定 100%を達成し、予防保全型の老朽化対策への転換を図るとともに、個別施設計画の主たる内容について公表した。引き続き、個別施設計画の更新を迎える施設について、地方公共団体に対し、説明会や会議を通じて各種補助事業の紹介等を行い、適切に更新されるよう取り組んでいる。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、適切に維持・修繕の措置がなされるよう取り組むよう依頼し、また実行状況について把握に努めた。

医療施設においては、点検状況を把握し、結果を公表している。引き続き点検状況の把握に努めるとともに、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組について検討していく。

福祉施設においては、2021 年度に調査を実施し、結果を公表済み。

→

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■初期値(記載なし)</p> <p>※対象施設は各分野において設定</p>		<p>《文科省》 ⇒進捗状況(達成) インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施状況を把握した。</p> <p>《環境省》 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、修繕等の実施状況について調査・公表を行った。引き続き点検、修繕の実施を促す。</p>			
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022年3月末) 1,336 団体</p> <p>■前回値(2021年3月末) 589 団体</p> <p>■初期値(2018年3月末) 523 団体</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100%</p> <p>⇒更新があれば記載(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設：公表済(2012年度)</li> <li>・社会教育施設：公表済(2020年度)</li> <li>・文化施設：公表済(2020年度)</li> <li>・スポーツ施設：公表済(2020年度)</li> <li>・水道：公表済(2019年度)</li> <li>・福祉施設：公表済(2021年11月)</li> <li>・医療施設：公表済(2021年4月)</li> <li>・農林水産省所管施設：公表済(2021年3月)</li> <li>・国土交通省所管施設：公表済</li> </ul>	<p><b>5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</b></p> <p>(総合管理計画)</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) インフラ維持管理・更新費の見通しを記載項目として設定している公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年度末時点の状況に更新し、2022年10月に公表済み。</p>		→	

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

(2018年11月)  
 ・一般廃棄物処理施設：公表済  
 (2020年9月)

(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)

a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する(一部公表済み)。  
 《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省所管施設については、2020年度末に「インフラ維持管理・更新費の見通し」を公表済み。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、2021年3月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。

医療施設においては、2021年4月に効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。

福祉施設においては、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しとして、2021年度に福祉分野のインフラ維持管理・更新費見通しを公表した。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

社会教育施設、文化施設、スポーツ施設は2020年度末に公表済み(学校施設は2012年度末に公表済み)

《環境省》

⇒進捗状況(達成)

2020年9月に公表済。(一般廃棄物処理施設)

→

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。

《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表するにあたって各分野での推計方法を合わせて公表している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、「インフラ維持管理・更新費の見通し」の公表と併せて、「インフラ維持管理・更新費の見通し」を取りまとめに際し、対象施設、見通し(推計)期間、推計手法等を整理した「推計手順書」を地方公共団体へ提供すること等により支援を行った。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、地方自治体による公表に資する事例研究を行い、2021年3月に公表した。

医療施設においては、インフラ維持管理・更新費見通しに係る自治体からの照会に対し助言を行うとともに、全国のインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。

福祉施設においては、維持管理・更新費用等の推計に関する調査研究報告書として、個別施設計画の先行策定を行っている自治体の今後の方針、コスト推計等を公表している。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

維持管理・更新費見通しの標準的な算定方法などを示した学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書を2017年3月に策定し、毎年度、活用を促している。

《環境省》

⇒進捗状況(達成)

インフラ維持管理・更新費見通しについて2020年9月に公表済。(一般廃棄物処理施設)

→

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

## KPI第2階層

○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕

⇒進捗状況

■最新値(2021年度)

	2021	2022以降	2020年度
	実施数	計画数	実施数
学校施設：	321	799	453
社会教育施設：	137	430	153
文化施設：	12	76	26
スポーツ施設：	50	181	123
水道：	396	382	365
福祉施設：	178	155	213
医療施設：	4	6	3
農業水利施設：	7	4	8
農道：	0	0	0
農業集落排水施設：	8	67	34
林道施設：	0	0	0
治山施設：	0	0	0
地すべり防止施設：	0	0	0
漁港施設：	5	0	6
漁場の施設：	6	0	0
漁業集落環境施設：	4	5	1
道路(橋梁)：	363	739	308
道路(トンネル)：	12	28	5
河川：	10	40	31
ダム：	0	0	0
砂防：	0	0	0
海岸：	75	0	71
下水道：	89	193	80
港湾：	14	34	35
空港：	0	6	1
鉄道：	7	0	5
自動車道：	0	1	1
航路標識：	8	6	17

## KPI第1階層

○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%

⇒進捗状況(未達)

	最新値	前回値	初期値
	2021年度末	2020年度末	2017年度末
学校施設：	98%	92%	7%
社会教育施設：	84%	76%	11%
文化施設：	85%	77%	13%
スポーツ施設：	84%	76%	14%
水道：	99%	90%	75%
福祉施設：	79.5%	72%	23%
医療施設：	72%	56%	10%
農業水利施設：	100%	100%	69%
農道：	100%	100%	36%
農業集落排水施設：	100%	100%	42%
林道施設：	100%	100%	33%
治山施設：	100%	100%	60%
地すべり防止施設：	100%	100%	21%
漁港施設：	100%	100%	80%
漁場の施設：	100%	100%	75%
漁業集落環境施設：	100%	100%	18%
道路(橋梁)：	97%	96%	73%
道路(トンネル)：	87%	83%	36%
河川：	99%	100%	89%
ダム：	99%	99.6%	79%
砂防：	100%	100%	79%
海岸：	99%	99.7%	39%
下水道：	100%	100%	70%
港湾：	100%	100%	100%
空港：	100%	100%	100%
鉄道：	100%	100%	100%
自動車道：	100%	100%	48%
航路標識：	100%	100%	100%
公園：	99%	95%	93%
公営住宅	98%	94%	89%
一般廃棄物処理施設	91%	86%	42%

## 工程(取組・所管府省、実施時期) 22 23 24

### 6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援

a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。  
《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

第2次行動計画フォローアップにおいて、策定率100%未達の施設に対し、策定遅延理由や未策定施設に対する取組についての調査を実施、結果について公表(2022年9月28日公表)している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、2020年度中に個別施設計画の策定100%を達成済。

《厚労省》

⇒進捗状況(未達)

水道においては、水道事業者、水道用水供給事業者及び各都道府県認可権者に対し、担当者会議等の場で、行動計画に基づいた適切な対応を要請するとともに、対応の進捗状況のフォローアップを実施した。

医療施設においては、策定が遅れている施設について原因も併せて調査を行っており、当該結果も踏まえつつ、引き続き策定に向け検討を依頼している。

福祉施設においては、各施設に関する個別施設計画や行動計画の策定状況を厚生労働省ホームページに公表するとともに、未策定の場合はその原因を把握し、引き続き策定等に取り組んでいただくよう要請を行っている。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

策定が遅れている原因を把握したうえで、2022年9月に個別施設計画策定を促す通知を発出した。引き続き早期策定に向けた支援を行っていく。

→

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>公園：</td> <td>84</td> <td>93</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>公営住宅：</td> <td>1,130</td> <td>5,221</td> <td>1,131</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物処理施設：</td> <td>40</td> <td>345</td> <td>52</td> </tr> </table> <p>実施数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2021 年度に取組(整備等)に着手した数 計画数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2022 年度以降に取組(整備等)を予定している数</p> <p>■ 前回値(2020 年度)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020</th> <th>2021 以降</th> <th>2019 年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>実施数</th> <th>計画数</th> <th>実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学校施設：</td><td>453</td><td>1088</td><td>453</td></tr> <tr><td>社会教育施設：</td><td>153</td><td>430</td><td>153</td></tr> <tr><td>文化施設：</td><td>26</td><td>84</td><td>26</td></tr> <tr><td>スポーツ施設：</td><td>123</td><td>220</td><td>123</td></tr> <tr><td>水道：</td><td>365</td><td>306</td><td>381</td></tr> <tr><td>福祉施設：</td><td>213</td><td>149</td><td>82</td></tr> <tr><td>医療施設：</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>農業水利施設：</td><td>7</td><td>8</td><td>2</td></tr> <tr><td>農道：</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>農業集落排水施設：</td><td>34</td><td>63</td><td>37</td></tr> <tr><td>林道施設：</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>治山施設：</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>地すべり防止施設：</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>漁港施設：</td><td>6</td><td>0</td><td>18</td></tr> <tr><td>漁場の施設：</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>漁業集落環境施設：</td><td>1</td><td>11</td><td>3</td></tr> <tr><td>道路(橋梁)：</td><td>308</td><td>510</td><td>302</td></tr> <tr><td>道路(トンネル)：</td><td>5</td><td>32</td><td>32</td></tr> <tr><td>河川：</td><td>31</td><td>32</td><td>0</td></tr> <tr><td>ダム：</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>砂防：</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>海岸：</td><td>71</td><td>0</td><td>48</td></tr> <tr><td>下水道：</td><td>80</td><td>191</td><td>100</td></tr> <tr><td>港湾：</td><td>35</td><td>44</td><td>14</td></tr> </tbody> </table>	公園：	84	93	54	公営住宅：	1,130	5,221	1,131	一般廃棄物処理施設：	40	345	52		2020	2021 以降	2019 年度		実施数	計画数	実施数	学校施設：	453	1088	453	社会教育施設：	153	430	153	文化施設：	26	84	26	スポーツ施設：	123	220	123	水道：	365	306	381	福祉施設：	213	149	82	医療施設：	3	4	0	農業水利施設：	7	8	2	農道：	0	0	0	農業集落排水施設：	34	63	37	林道施設：	0	0	0	治山施設：	0	0	0	地すべり防止施設：	0	0	0	漁港施設：	6	0	18	漁場の施設：	0	0	0	漁業集落環境施設：	1	11	3	道路(橋梁)：	308	510	302	道路(トンネル)：	5	32	32	河川：	31	32	0	ダム：	0	0	0	砂防：	0	0	0	海岸：	71	0	48	下水道：	80	191	100	港湾：	35	44	14	<p>○ 総合管理計画の見直し策定率： 2023 年度末までに 100% ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■ 最新値(2022 年 3 月末) 72.5% ■ 前回値(2021 年 3 月末) 12.0% ■ 初期値(記載なし)</p>	<p>「環境省」 ⇒進捗状況(達成) 策定遅延理由について調査を実施すると共に、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」や計画のひな形を 2021 年 3 月に改訂し、地方公共団体に対する支援を行っている。</p> <p>b. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>「国交省」 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表により、個別施設計画の内容充実、更新を促進。</p> <p>「農水省」 ⇒進捗状況(達成) 農林水産省では、引き続き、個別施設計画が適切に更新されるよう、地方公共団体に対し、説明会や会議を通じて各種補助事業の紹介等を行い、適切に更新されるよう取り組んでいる。</p> <p>「厚労省」 ⇒進捗状況(達成) 水道においては、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、行動計画に基づいた適切な対応と、対応の進捗状況のフォローアップの実施を要請した。 医療施設においては、個別施設計画の更新状況について調査しているところであり、引き続き計画期間内の更新と内容の充実に向け働きかけを行っていく。 福祉施設においては、ガイドラインの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しを公表する等により、計画の策定を支援している。</p>			
公園：	84	93	54																																																																																																																						
公営住宅：	1,130	5,221	1,131																																																																																																																						
一般廃棄物処理施設：	40	345	52																																																																																																																						
	2020	2021 以降	2019 年度																																																																																																																						
	実施数	計画数	実施数																																																																																																																						
学校施設：	453	1088	453																																																																																																																						
社会教育施設：	153	430	153																																																																																																																						
文化施設：	26	84	26																																																																																																																						
スポーツ施設：	123	220	123																																																																																																																						
水道：	365	306	381																																																																																																																						
福祉施設：	213	149	82																																																																																																																						
医療施設：	3	4	0																																																																																																																						
農業水利施設：	7	8	2																																																																																																																						
農道：	0	0	0																																																																																																																						
農業集落排水施設：	34	63	37																																																																																																																						
林道施設：	0	0	0																																																																																																																						
治山施設：	0	0	0																																																																																																																						
地すべり防止施設：	0	0	0																																																																																																																						
漁港施設：	6	0	18																																																																																																																						
漁場の施設：	0	0	0																																																																																																																						
漁業集落環境施設：	1	11	3																																																																																																																						
道路(橋梁)：	308	510	302																																																																																																																						
道路(トンネル)：	5	32	32																																																																																																																						
河川：	31	32	0																																																																																																																						
ダム：	0	0	0																																																																																																																						
砂防：	0	0	0																																																																																																																						
海岸：	71	0	48																																																																																																																						
下水道：	80	191	100																																																																																																																						
港湾：	35	44	14																																																																																																																						

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層				K P I 第1階層				工程(取組・所管府省、実施時期)			22	23	24
空港：	1	1	2					<p>≪文科省≫ ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画の内容の充実や見直しに資するため、2021年3月に先進的な取組をまとめた事例集を作成し、引き続き周知を行っている。 また、2022年度に、個別施設計画の見える化調査を実施し、結果を公表するとともに、記載の内容の充実を促すよう通知を発出する。</p> <p>≪環境省≫ ⇒進捗状況(達成) 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」や計画のひな形を2021年3月に改訂し、記載事項の周知を行い、内容充実を図ったところ。(一般廃棄物処理施設)</p>					
鉄道：	5	0	8										
自動車道：	1	1	0										
航路標識：	17	6	21										
公園：	54	126	67										
公営住宅：	1,131	5,062	1,131										
一般廃棄物処理施設：	52	385	53										
<p>実施数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2020年度に取組(整備等)に着手した数 計画数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2021年度以降に取組(整備等)を予定している数</p> <p>■ 初期値(記載なし)</p>				<p>c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(未達) 総合管理計画について2021年度末までの見直し状況及び2023年度末までの見直し予定を調査し、また、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費等について、特別交付税措置を2023年度まで講ずることとしている。</p>			→						

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。

《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

施設の集約等の取組に対する支援を実施。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、機能の集約化や既存施設の統廃合等の取組を促進するため、インフラ長寿命化計画(行動計画)を2021年3月に改定し、施設管理者に周知した。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、各水道事業者に、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、更新の機会を捉えた施設のダウンサイジング・統廃合・再配置・共同化などにも取り組むよう要請した。

医療施設においては、施設の老朽化対策の観点も含め、病床の機能の分化及び連携等を進めるため、医療施設を整備する際には、地域医療介護総合確保基金を活用して支援を行っている。

福祉施設においては、2021年度は調査を実施済み。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

2021年1月に、施設の集約化・複合化事業を検討する際の参考に、地方公共団体の集約化・複合化事業の調査結果の共有と併せて、学校施設の複合化に関する基本的な考え方や留意事項を示した報告書等を活用するよう周知を行った。

また、2021年3月に、個別施設計画の内容の充実や見直しを支援するための事例集を作成し、集約化・複合化の事例についても紹介した。

更に、公立小中学校の長寿命化改修等を行う際に、学校以外の公共施設との集約化・複合化を図る場合について、補助率を1/3から1/2へ高上げる措置を2022年度から開始することとした。

→



## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>《環境省》 ⇒進捗状況(達成) 「広域化・集約化に係る手引き」を2020年6月に策定した。(一般廃棄物処理施設)</p>			
		<p>e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》 ⇒進捗状況 インフラ長寿命化基本計画において、個別施設計画の記載事項が定められていることについて、改めて認識共有を行った。</p>	→		
		<p><b>7. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</b></p>			
		<p>(総合管理計画) a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、2021年度末時点の状況に更新し、2022年10月に公表済み。</p>	→		

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)

a. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、先進・優良事例の横展開等を実施する。

《所管省庁：関係省庁》

※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

所管分野における個別施設計画の策定状況や主たる記載内容について一覧表形式でHP上で公表している。また、個別施設計画の策定を個別補助や交付金の重点配分の要件化することで個別施設計画の策定を促進している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年3月に公表した。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実化を図った。

医療施設においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について情報の更新を行うとともに、計画の更新状況についても記載した。

福祉施設においては、主たる内容をまとめた一覧表について、2021年度に公表し、見える化を図った。また、ガイドライ

→

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>ンの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しを公表する等の支援を行っている。</p> <p>《文科省》 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画の見える化調査を実施し、結果を公表するとともに、記載の内容の充実を促すよう通知を発出した。2022年度に、同内容の調査を実施し、今後公表予定。</p> <p>《環境省》 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画に記載されている、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針について調査を行い、公開している。(一般廃棄物処理施設)</p>			
		<p>(総合管理計画・個別施設計画の策定状況)</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。 《所管省庁：内閣官房、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2018年12月に地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表(2018年4月1日時点・国土交通省分は2018年3月31日時点)を公表。 また、2022年9月に2022年4月1日時点(国土交通省分は2022年3月31日時点)の情報を更新し、公表。</p>	→		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p style="text-align: center;">— (次年度以降の改定で記載)</p>	<p style="text-align: center;">— (次年度以降の改定で記載)</p>	<p><b>8. インフラデータの有効活用</b></p>			
		<p>(連携型データプラットフォーム) a. インフラ分野での連携型インフラデータプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 構築に向けて、先行事例を元に連携に適したデータプラットフォームやデータベースの全体像について検討し連携を試行的に実施した。</p>	→		
		<p>b. 次年度以降、改革工程表において K P I 第 1 階層、第 2 階層を設定する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 2023 年度以降の次期 SIP のターゲット領域「スマートインフラマネジメントシステムの構築」における取組みとして、2022 年度に FS(フィージビリティスタディ)を実施しており、その結果を踏まえて目標設定を行う。</p>	→		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度末) 約150万件</li> <li>■前回値(記載なし)</li> <li>■初期値(2017年度末) 0件</li> </ul>	<p>○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度末) 19件</li> <li>■前回値(2021年10月) 18件</li> <li>■初期値(2017年度末) 未構築</li> </ul>	<p>(国土交通データプラットフォーム)</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携した国土交通データプラットフォームを構築。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例については、国土交通データプラットフォームで共有するとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>2022年度末の国土交通データプラットフォームの概成に向けて、直轄工事の工事基本情報との連携を開始するとともに、国土数値情報の連携対象データを追加するなど、連携データの拡充に取り組んでいる。</p> <p>また、国土交通データプラットフォームの利活用を促進するため、使用性の改善や利活用策としてのユースケース発掘等に取り組んでいる。</p>	→		
		<p>(研究開発の推進)</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2021年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分) 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2022年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分)</p>	→		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○維持管理の効率化に資する新技術数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値</p> <p>—</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p>○維持管理データベースと連携する累積データベース数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値</p> <p>&lt;国交省&gt;</p> <p>道路：0(2022年3月時点)</p> <p>河川：0(2022年3月時点)</p> <p>ダム：0(2022年3月時点)</p> <p>砂防：0(2022年3月時点)</p> <p>海岸：0(2022年3月時点)</p> <p>鉄道：0(2022年9月末時点)</p> <p>港湾：166者(2022年3月時点)</p> <p>空港：49空港(2022年3月末)</p> <p>航路標識：0(2022年10月時点)</p> <p>&lt;農水省&gt;</p> <p>0件</p> <p>&lt;文科省&gt;</p> <p>全自治体(都道府県・市区町村)(2022年11月時点)</p> <p>&lt;環境省&gt;</p> <p>0件</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p>(各インフラ分野の維持管理データベース)</p> <p>a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>《国交省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>所管8分野においてデータベースを構築済みであり、1分野において現在構築中である。</p> <p>《農水省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>農林水産省では、「農業水利ストック情報データベース」を整備し、インフラ施設の諸元情報及び維持管理情報等を蓄積している。</p> <p>《文科省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>公立学校施設は地方公共団体によって管理されているが、文部科学省では、「公立学校施設台帳」を整備し、公立学校施設の建物面積・改修履歴等をデータベース化している。</p> <p>《環境省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>一般廃棄物処理施設は地方公共団体によってのみ管理されている。環境省は施設管理者に対し施設整備状況の調査を行い公表している。</p>	→		

## 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. アウトカム指標の充実に向けて、維持管理データベースの構築がインフラ維持管理の効率化に寄与した事例を把握する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況 インフラ維持管理の効率化に寄与する新技術の開発等を促進するため、必要に応じて施設情報のオープン化を進める。</p>	→		

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

### 政策目標

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。

・なお、2013年度～2022年度の10年間で21兆円としたPPP/PFIの事業規模(契約期間中の総収入)目標を前倒して達成したことを受け、2022～2031年度の新たな目標を設定するとともに推進方策を拡充し、PPP/PFIが活用される地域と分野を大幅に拡大する。

⇒調査中(2023年3月把握可能)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ コンセッション事業 ⇒進捗状況</p> <p>収益型事業 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</p> <p>■前回値(2013～2019年度までの7年間) 165件</p> <p>■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件</p> <p>公的不動産利活用事業 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度末) 151団体</p> <p>■前回値(2020年度末) 128団体</p> <p>■初期値(2017年度末) 19団体</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度末) 90団体</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p><b>9. PPP/PFI推進アクションプランの推進</b></p> <p>(PPP/PFI推進アクションプラン等)</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIを一層推進する。2022年度以降の新たな事業規模目標、公共施設等運営事業等の重点分野目標を設定するとともに、特に、PPP/PFI事業を実施する地方公共団体数の増加、活用分野の拡大、新たな収益を生み出す事業の推進に向けた方策等の措置を講じる。</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>新しい資本主義における新たな官民連携の柱として、PPP/PFIを推進するため、2022年6月にアクションプランを改定した2022年度から10年間の事業規模目標を30兆円と新たに設定し、公共施設等運営事業等の重点分野目標を設定するとともに、当初5年間を「重点実行期間」として、取組を抜本的に強化している。特にスタジアム・アリーナや文化・社会教育施設等の新たな分野・領域における活用拡大や、小規模自治体を含めた幅広い取組の加速、PFI推進機構の機能強化や期限延長等に取り組むこととしている。</p>	→		



## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■前回値(2013～2019 年度までの 7 年間) 168 件</p> <p>■初期値(2013～2017 年度までの 5 年間) 114 件</p>	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 550 団体 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021 年度末) 369 団体</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p>b. 各取組の方針(実施時期やKPI設定の検討等を含む)については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論等を踏まえて具体化し、PPP/PFI推進アクションプラン(2022年改定版)において明示する。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>各取組の方針(実施時期やKPI設定の検討等を含む)については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえ、2022年6月改定のPPP/PFI推進アクションプランにおいて具体的取組を明示済み。</p>	→		
		<p>c. アウトカム指標の充実に向けて、公共サービスの質の向上や地域経済の活性化等、PPP/PFIの導入による効果の具体的な事例を把握する。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>PPP/PFIの導入による多様な効果に関する事例整理調査を開始しており、抽出/整理した事例をパンフレット形式の事例集としてまとめて、今後公表していくことを目指す。</p>	→		

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(水道)</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うとともに、官民連携推進協議会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウの横展開を進めている。また、地方公共団体における今後の経営のあり方の検討のための支援を交付金や委託事業等により行っている。</p>	→		
		<p>(下水道)</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続し、公共施設等運営事業の案件形成に取り組む。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>コンセッション等の導入に向けて取り組みを進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知しているところ。</p>	→		

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(空港)</p> <p>a. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港の公共施設等運営事業の導入を促進する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>新潟空港・大分空港・小松空港については、資産調査を実施し、地元自治体へ報告を行った。 他の空港についても、勉強会の開催等によりコンセッション導入の促進を図っている。</p>	→		
		<p>(交付金・補助金事業)</p> <p>a. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP/PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>PPP/PFIの一部要件化の実施・適用について、2021年度から卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、警察施設を追加した。また、PPP/PFI推進アクションプラン(2022年度改定版)に基づき、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行っている。</p>	→		

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p> <p>【再掲】 コンセッション事業 ⇒進捗状況</p> <p>収益型事業 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</p> <p>■前回値(2013～2019年度までの7年間) 165件</p> <p>■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件</p> <p>公的不動産利活用事業 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</p> <p>■前回値(2013～2019年度までの7年間) 168件</p> <p>■初期値(2013～2017年度までの5年間) 114件</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p> <p>【再掲】 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度末) 151団体</p> <p>■前回値(2020年度末) 128団体</p> <p>■初期値(2017年度末) 19団体</p>	<p><b>10. 優先的検討規程の策定・運用</b></p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。</p> <p>《所管省庁：内閣府、総務省、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>優先的検討規程の策定状況は、毎年度調査を行い結果を公表するとともに、適切な記載や的確な運用が行われているか等について総点検し、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。</p> <p>①地方公共団体の優先的検討規程の的確な運用のため、優先的検討規程の策定の手引きを改訂済み。②人口20万人以上で未策定の地方公共団体において、速やかに策定されるよう2021年6月に地方公共団体に要請。③人口20万人未満の地方公共団体への導入が図られるよう、小規模自治体に向けた優先的検討規程の運用定着のポイントと参考事例を展開。また、優先的検討規程の策定・運用を支援する内閣府支援事業や、PPP/PFI行政実務専門家の派遣といった支援を実施。さらに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、2023年度までに優先的検討規程が策定されるように2021年6月に要請。</p>	→		

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p> <p>【再掲】 コンセッション事業 ⇒進捗状況</p> <p>収益型事業 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</li> <li>■前回値(2013～2019年度までの7年間) 165件</li> <li>■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件</li> </ul> <p>公的不動産利活用事業 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</li> <li>■前回値(2013～2019年度までの7年間) 168件</li> <li>■初期値(2013～2017年度までの5年間) 114件</li> </ul>	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>【再掲】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度末) 90団体</li> <li>■前回値(記載なし)</li> <li>■初期値(記載なし)</li> </ul> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p> <p>【再掲】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度末) 369団体</li> <li>■前回値(記載なし)</li> <li>■初期値(記載なし)</li> </ul>	<p><b>11. PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</b></p> <p>(地域プラットフォーム)</p> <p>a. 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム)の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年度には新たに1地域で、地方公共団体や地元企業、地域金融機関が参画するプラットフォームの形成を支援している。2019年度創設した地域プラットフォーム協定制度については、5地域を追加し、計32地域となった。</p> <p>地方公共団体職員に対する研修・セミナーを年間を通して実施中。あわせて、研修・セミナーにおいて地方公共団体の案件形成に向けた個別相談会も実施した。市町村長のイニシアティブの更なる発揮を図るため、市町村長との意見交換を2022年10月に実施した。</p> <p>地方公共団体と民間事業者等との対話(サウンディング)についても、2022年度11月に実施した。</p> <p>地方公共団体職員や民間事業者等向けのコンセッション事業推進セミナーについて、2022年12月に実施する予定である。</p>	→			

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(ワンストップ窓口)</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>主に地方公共団体からのPPP/PFIに関する質問・相談に対して、適時適切に回答・情報提供を行っている。また、適宜当室所管の支援事業に繋げるなど、実効的な案件組成支援を行っている。</p> <p>2020年11月からは、Webによるワンストップ相談(24時間365日受付)を開始しており、利便性を高めている。</p>	→		
		<p>(人口20万人未満の地方公共団体への対応)</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。</p> <p>2022年度以降の新たな目標と推進方策において、人口20万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/PFIの導入が加速する方策等を拡充する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2022年1月に実施した実務担当者向けPPP/PFI事業支援ツール全国説明会において、マニュアルやガイドライン全般の周知を実施したり、優先的検討規程の運用支援も毎年継続的に実施。また、2021年度民間資金等活用事業調査費補助事業の選定に際し、事業主体が人口20万人未満の地方公共団体である場合には配慮を行っている。</p>	→		

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(キャッシュフローを生み出しにくいインフラ)</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>指標連動方式について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを内閣府において2022年5月に公表。</p> <p>また、当該方式の活用を検討する地方自治体に対し、支援事業を実施中。</p> <p>文教施設分野については、包括民間委託等の実務的な手引きを2022年3月に公表。</p>	→		

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

## 政策目標

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外で紹介できる優良事例を創出する。②市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

⇒進捗状況(未達)

■最新値(2021年度末)

評価対象 380 都市中 251 都市

■前年度値(2020年度末)

評価対象 308 都市中 220 都市

■初期値(2018年度末)

評価対象 63 都市中 44 都市

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 78 地域 ■前年度値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 26 件 ■前年度値(記載なし)</p>	<p>○サービス分野毎のオープンデータ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年5月) 388 件 ■前年度値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○データ連携・ガバナンス等に関する研修の参加者数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前年度値(記載なし)</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>a. 「12. スマートシティの推進」については、EBPM アドバイザリーボードと連携を図りつつ、KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、達成を目指す便益を把握するための指標の導入や質的指標の導入等をはじめとしたKPI指標となるようロジックモデルの見直しを必要に応じて行う。なお、KPI指標の算出の際、適切な評価を行うために調査方法に留意する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) EBPM アドバイザリーボード連携を図りつつ、KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、達成を目指す便益を把握するための指標の導入や質的指標の導入等をはじめとしたKPI指標となるようロジックモデルの見直しを行い、スマートシティ施策のKPI設定指針として、2022年4月にとりまとめた。</p>	→		



### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■ 初期値(記載なし)</p> <p>○ A P I カタログ上での A P I 公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <p>■ 最新値(2022年5月) 14件</p> <p>■ 前回値(記載なし)</p> <p>■ 初期値(記載なし)</p>	<p>■ 初期値(記載なし)</p>	<p>(スマートシティの基盤整備)</p> <p>①データ連携</p> <p>a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、2022年度中にスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(未達) 「戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)第2期」の事業において実施する、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための調査・検討において、2022年度中に対応予定。</p> <p>b. スーパーシティにおいて構築されたデータ連携基盤の要件等を踏まえ、データやシステムの相互接続性なども考慮しつつ、スマートシティにおけるサービスの実装・運用をさらに推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) スーパーシティに指定された茨城県つくば市と大阪府・大阪市においてデータ連携基盤の整備がすでに進められており、これらも踏まえて、全国のスマートシティでサービスの実装・運用などに取り組んでいるところ。</p> <p>c. 自治体データプラットフォームと都市OS(データ連携基盤)の連携の先行事例をもとに、スマートシティの都市OS(データ連携基盤)の横展開を進める。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 先進地域での自治体データプラットフォームと都市OS(データ連携基盤)の連携の先行事例などを、スマートシティガイドブックに掲載し、スマートシティの都市OS(データ連携基盤)の横展開を図った。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 信頼できるスマートシティの構築に向け、ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 今年度のスマートシティ合同審査対象事業やデジタル田園都市国家構想推進交付金事業(TYPE 2、3)の申請において、総務省のスマートシティセキュリティガイドラインを参考とすることを応募自治体に求めた。</p> <p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>	→		
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] 【再掲】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 78地域 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる] 【再掲】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 26件 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>○都市OS(データ連携基盤)の導入地域数：2025年度までに100地域 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年3月末) 47地域 ■前回値(2021年9月) 18地域 ■初期値(記載なし)</p> <p>○APIカタログを公開した都市数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年5月) 14自治体 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>②都市OS a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ、関連ガイドライン等に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。 ⇒進捗状況(達成) 2022年6月に4府省5事業の合同審査を行い、スマートシティリファレンスアーキテクチャに基づき、各府省のスマートシティ関連事業の採択を実施(54事業、51地域)し同年7月に公表した。また、有識者委員会を7月に開催し、関係コンソーシアムからも発表、意見交換を行った。</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業において都市OS(データ連携基盤)を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。 ⇒進捗状況(達成) 合同審査会において都市OSの構築とAPIの公開を評価のポイントとして公募を行い、関連事業における相互運用性や拡張性を確保した。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○A P I カタログ上でのA P I 公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] 【再掲】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年5月) 14件 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>		<p>c. 2021年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にデータ連携基盤の整備等を推進する。  ⇒進捗状況 2022年度6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」においてスマートシティがその一翼を担うものとされたところ、同方針の理念を踏まえ、スマートシティ重点整備地域は選定せず、『全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現』を重視することとした。また、データ連携基盤の構築については、合同審査関連事業において、対応しているところ。</p>	→		
<p>○一定の知識を持つスマートシティ運営従事者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年9月) 282団体 (協議会 95団体、地方公共団体 187団体) ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○行政、運営組織のスマートシティ担当者数(人的コミットの確保)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年9月) 282団体 (協議会 95団体、地方公共団体 187</p>	<p>○スマートシティ構築を先導する人材数：スマートシティ構築を先導する人材像を明確化した後、数値目標を設定 ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○スマートシティの人材育成プログラムの受講者数：スマートシティの人材育成プログラムを構築した後、数値目標を設定 ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>③人材の確保 a. 2022年度中にスマートシティの人材育成プログラムを構築するとともに、スマートシティ構築を先導する人材像を明確化する。  ⇒進捗状況(未達) 「戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)第2期」の事業において実施する、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改定のための調査・検討において、2022年度中に対応予定。</p>	→		
		<p>b. リカレント教育やデータリテラシー向上等に取り組む大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。  ⇒進捗状況(達成) 大学等に対して社会人向けプログラムの開発・実施の支援を行う「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」を通じて、デジタル人材の育成に取り組んでいる。</p>	→		

## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
団体) ■ 前回値(記載なし) ■ 初期値(記載なし)		c. 教育機関における地域貢献・社会課題解決に関する活動においてスマートシティに関する取り組み方の普及促進を進める。  ⇒進捗状況(達成) 関係府省との連携強化を図りつつ、大学等を中核としたイノベーションの創出と地域のニーズに応え社会変革を行う人材の育成に資する共創の場の形成を推進。	→			
		d. スマートシティの人材育成プログラムを運用するとともに、人材に関する情報提供を行う。  ⇒進捗状況 スマートシティガイドブックを改定し、スマートシティの人材育成プログラムに関する情報を掲載予定。		→	→	
		e. スマートシティの人材育成プログラムによって誕生した人材を中心としたスマートシティプログラムの企画設計をフォローしながら、新たな専門人材、実務人材の育成を図る。  ⇒進捗状況(未達) スマートシティ人材像の明確化を 2022 年度中に行い、その人材像の育成に資するスマートシティの人材育成プログラムに関する情報をスマートシティガイドブック掲載することで、スマートシティ人材の育成を推進する予定。	→			
		《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》				
		④推進体制 a. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハンズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。  ⇒進捗状況(達成) 内閣府の未来技術社会実装事業において、今年度は四條畷市にて実証実験の体験も含めた交流会を実施した。	→			
○スマートシティサービスの運営組織数： 毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年9月) 282 団体 (協議会 95 団体、地方公共団体 187	○スマートシティに取り組む自治体および民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数)：2025 年度までに 1000 団体 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年9月) 922 団体					

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前回値(記載なし)</li> <li>■ 初期値(記載なし)</li> </ul> <p>○スマートシティに参画している地域連携組織数(CivicTech 組織、リビングラボ等)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最新値</li> <li>—</li> <li>■ 前回値(記載なし)</li> <li>■ 初期値(記載なし)</li> </ul> <p>○市民・関係人口のスマートシティの活動への(認知・浸透)参画の促進数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最新値</li> <li>—</li> <li>■ 前回値(記載なし)</li> <li>■ 初期値(記載なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前回値(記載なし)</li> <li>■ 初期値(記載なし)</li> </ul> <p>○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最新値(2022年3月末) 231件</li> <li>■ 前回値(記載なし)</li> <li>■ 初期値(記載なし)</li> </ul>	<p>b. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、データ活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、地域拠点形成推進施策との連携、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>官民連携プラットフォームにおいて、府省連携の事業支援(会員向けセミナー、マッチング支援)を実施しているところ。2021年度は、特徴的な地域課題を抱える自治体の取組を紹介する動画と、先進的な取組を行う自治体へのインタビュー記事を作成し、官民連携プラットフォームにおいて公開した。</p> <p>(参考)</p> <p>スマートモビリティチャレンジ協議会活動で地方経済産業局とともに連携しながら、先進的な知見や課題等を全国に展開するべく、地方シンポジウムの開催による情報発信や自治体等のマッチングを実施した。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組(リビングラボ等)も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>官民連携プラットフォームでのセミナー等において、他分野での参加促進・理解醸成の取組を行う自治体の講演等により普及展開活動を実施しているところ。2021年度は、特徴的な地域課題を抱える自治体の取組を紹介する動画と、先進的な取組を行う自治体へのインタビュー記事を作成し、官民連携プラットフォームにおいて公開した。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 2022 年度末までにスマートシティ・ガイドブックの改訂を行い、評価、人材、資金持続性等のスマートシティ運営上の課題解決の取組事例等の普及展開を行う。</p> <p>⇒進捗状況(未達) 「戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)第2期」の事業において実施する、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改定のための調査・検討の成果を踏まえ、2022 年度中に対応予定。</p>	→		
		<p>e. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日 A S E A N スマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 第4回日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク(ASCN)ハイレベル会合について2022年12月に福島県での対面開催(オンライン併用)を行った。議題の一つである「ASEAN スマートシティ・プランニング・ガイドブック」を2022年6月に公表・提供し、知見の共有を行った。</p>	→		
		<p>f. スマートシティの普及に向けて、デジタル社会の構築等の政府内の関連施策との効果的な連携を進める。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」においてスマートシティがその一翼を担うものとされたところ。効果的な連携に向けて調整中。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>g. 2021 年度中にスマートシティスクフォースの各府省の役割の明確化を行うとともに、推進体制の更なる強化を図りつつ施策を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) スマートシティスクフォースにおいて、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局との連携を体制図に位置付け、推進体制の強化を図っているところ。</p> <p>《所管省庁：スマートシティスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>	→		
<p>— (次年度以降に客観的指標を設定)</p>	<p>○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○スマートシティ数：2025 年度までに100 地域 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022 年 3 月末) 78 地域 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>(スマートシティサービスの普及)</p> <p>a. スマートシティを軸にした多核連携を加速するため、合同審査会での事業選定を通じ、2021 年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にスマートシティサービスの導入等を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021 年度中に、合同審査会での事業の選定を通じ、2022 年度は 54 事業(51 地域)を選定した。</p> <p>b. 官民連携プラットフォームを通じて、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 官民連携プラットフォームのセミナー等において、先進事例の紹介を行い、対応しているところ。2021 年度は、特徴的な地域課題を抱える自治体の取組を紹介する動画と、先進的な取組を行う自治体へのインタビュー記事を作成し、官民連携プラットフォームにおいて公開。</p>	→		→

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 地域におけるスマートシティのK P I 設定を促すため、自治体向けK P I 設定指針を作成し、周知する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年4月にスマートシティ施策のK P I 策定指針を策定し、公表した。また官民連携プラットフォームのセミナーにおいて、その概要も紹介した</p>	→		
		<p>d. スマートシティサービスの各分野(※)のサービスによる効果・満足度等に関する更に適切な評価指標の設定について、2022年中に関係各府省との連携により検討し、K P I 第2階層を見直す。この際、適切な調査・評価手法について留意する。</p> <p>⇒進捗状況(未達) スマートシティサービスの各分野のサービスによる効果・満足度等に関する適切な評価指標について検討中であり、引き続き取組む予定。</p>	→		
		<p>e. 住民満足度や多様な幸せ(well-being)の向上をはじめとする社会的価値・経済的価値、環境的価値等に関する評価指標の設定にかかる先進事例をスマートシティ・ガイドブック等を通じて提供・横展開を行う。</p> <p>⇒進捗状況(未達) 評価指標の設定に係る先進事例がまだ集まっていない状況であり、当該事例の収集を引き続き進め、スマートシティガイドブック等を通じて提供・横展開を行う予定。</p>	→		
		<p>f. スマートシティに関連する各分野におけるくらしのデジタル化、スマートシティサービスの提供の促進について、関連する政府計画等に沿って対応する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」においてスマートシティがその一翼を担うものとされたところ。効果的な連携に向けて調整中。</p>	→		



### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>※評価分野例：モビリティ、環境／エネルギー、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、産業／経済、社会、教育、行政等（スマートシティサービスの分野ごとの評価指標の設定について、今後整理）</p> <p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>			
<p>(社会領域)※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 未来技術の実装により、地域に住む誰もが利便性の高い生活を送り続けることができる地域社会の実現</li> <li>- 官民のモビリティ関連データの連携の基盤の構築</li> <li>- 教育の質向上のための環境整備</li> </ul> <p>(経済領域)※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 働く者にとって効果的なテレワークを推進</li> </ul> <p>(環境領域)※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地域の脱炭素化の推進</li> </ul> <p>※2：社会・経済・環境領域におけるスマートシティサービスの分野ごとの施策の進捗・効果等について、必要に応じ、関連する政府計画の指標・目標等と連携させる。</p>	<p>○スマートシティで構築された社会領域サービス数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 社会領域(モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政等)</li> </ul> <p>○スマートシティで構築された経済領域サービス数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 経済領域(産業／経済 等)</li> </ul> <p>○スマートシティで構築された環境領域サービス数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 環境領域(環境／エネルギー 等)</li> </ul> <p>：2025年度までに3領域の合計で100 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年3月末) 97件</li> <li>■前回値(記載なし)</li> <li>■初期値(記載なし)</li> </ul>	<p>①社会領域</p> <p>a. 社会領域(モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未来技術を活用し、地域課題の解決を図る取組について、社会実装に向けた現地支援体制(地域実装協議会)を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う。</li> <li>・官民のモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築する。</li> <li>・教育分野において、様々な主体が連携したICT活用の推進等の取組を促進する。</li> </ul> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>未来技術を活用し、地域課題の解決を図る取組については、2022年9月現在、合計53事業を支援しているところ(うち8事業は支援終了)。モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築については検討中。教育分野におけるICT活用の推進等の取組の促進については実施中。GIGAスクール構想を推進するとともに、教育データ活用に向けた教育データの標準化など、教育DXを推進するための取組を実施。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>②経済領域</p> <p>a. 経済領域(産業／経済 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークの普及に関して、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組む。</li> </ul> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>光ファイバを条件不利地域へ整備する際の補助、テレワークセキュリティガイドラインの策定等を実施している。テレワークの更なる普及・定着に向けて、テレワーク・ワンストップ・サポート事業による導入支援や、テレワーク月間による普及啓発を実施している。</p>	→		
		<p>③環境領域</p> <p>a. 環境領域(環境／エネルギー 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素先行地域づくりを推進することにより、関係省庁の進める地域づくりと連携しデジタル社会の構築等、複数の課題の同時解決を図る。</li> </ul> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>脱炭素先行地域について、デジタル技術を活用したエネルギーマネジメントや CO2 排出量の見える化などに取り組む地域を含め、令和4年4月に第1回として26件、11月に第2回として20件を選定。</p>	→		
		<p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>			

## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の2/3</p> <p>① 政令市・中核市                  ② ①以外の人口10万人以上の都市                  ③ 人口10万人未満の都市                  ⇒進捗状況(未達)</p> <p>①政令市・中核市                  ■最新値(2022年4月) 41/67                  ■前回値(記載なし)                  ■初期値(記載なし)</p> <p>②①以外の人口10万人以上の都市                  ■最新値(2022年4月) 50/82                  ■前回値(記載なし)                  ■初期値(記載なし)</p> <p>③人口10万人未満の都市                  ■最新値(2022年4月) 169/234                  ■前回値(記載なし)                  ■初期値(記載なし)</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村                  ⇒進捗状況(未達)                  ■最新値(2022年7月末) 460市町村                  ■前回値(2021年7月) 398市町村                  ■初期値(2018年8月) 177市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村                  ⇒進捗状況(未達)                  ■最新値(2022年7月末) 366市町村                  ■前回値(2021年3月) 281市町村                  ■初期値(2019年7月) 172市町村</p>	<p style="text-align: center;"><b>13. 立地適正化計画の作成・実施の促進</b></p> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p>(計画に対する予算措置等による支援)                      a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。                      ⇒進捗状況(達成)                      予算措置等により市町村の計画作成の支援を行った。</p> </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。                      ⇒進捗状況(達成)                      まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、Web会議や現地での自治体職員を対象とした説明会等を活用し計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質の向上に働きかけた。また、まちづくり分野と公共交通分野との連携については、2021年7月に都市計画運用指針の改正等を行い、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかけている。</p> </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きの周知を図る。                      ⇒進捗状況(達成)                      立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を交付要件としている。また、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を連携して作成することの重要性を明記し、自治体担当者が集まる会議等において、その周知を図っている。</p> </div>	→		
			→		
			→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組の支援を行っている。</p>	→		
		<p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供している。</p>	→		
		<p>(支援策等の充実)</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行った。</p>	→		
		<p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進した。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施している。</p>	→		
		<p>(モデル都市の形成・横展開)</p> <p>a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進している。</p>	→		
		<p>b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 立地適正化計画の取組事例について、効果、課題などを分析し、自治体担当者が集まる会議や都市計画基本問題小委員会等で提示し、市町村と共有、必要に応じて支援施策の見直しを行っている。</p>	→		
		<p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取り組み状況をわかりやすく情報提供している。2022年7月に「立地適正化計画の目標・KPI 事例集」をウェブサイト上で公開。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(都市計画に関するデータの利用環境の充実)</p> <p>a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの整備・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>都市計画基本図、都市計画基礎調査、都市計画決定情報といった都市計画情報の高度化に向けた有識者検討会を立ち上げ、更なる高度化、利活用促進に向けた具体的な方策を議論。データ整備に係る標準仕様の整備や関連するガイダンス、調査要領の改訂等に取り組んでいる。</p> <p>また検討会は、広く自治体担当者に公開して開催。ガイダンス等の改訂に合わせて説明会の開催も計画している。</p> <p>また、全国の都市計画GISデータを収集・公開する業務を実施し、官民での利活用環境の充実を図っている。</p>	→		
		<p>(効果的な評価指標設定の啓発)</p> <p>a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>各地方公共団体等の実務担当者に対する立地適正化計画策定支援等の中で、都市構造の評価に関するハンドブック等の周知や活用推進を行った。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(スマート・プランニングの推進)</p> <p>a. 複数都市における検証を通じて、交通行動のシミュレーションの改善を図るなど「スマート・プランニング実践の手引き」の更なる充実を図ることに加え、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>センサーや AI カメラ、スマホアプリ等で取得可能な様々なデータをういたまちづくりの高度化の事例を紹介する「データを活用したまちづくり～取組のヒントと事例～」について、事例の追加・更新を行い、研修等を通じて周知・普及活動を行った。</p>	→		
		<p>(立地適正化計画制度・運用の更なる改善)</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じた。</p>	→		
		<p>《所管省庁：国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》</p>			

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2019年から2020年) -26.8%</li> <li>■前回値(2018年から2019年) -2.3%</li> <li>■初期値(2015年から2016年) -1.0%</li> </ul>	<p>○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年8月末) 760件</li> <li>■前回値(2021年9月末) 666件</li> <li>■初期値(2018年10月末) 433件</li> </ul> <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年3月末) 316市町村</li> <li>■前回値(2021年7月末) 281市町村</li> <li>■初期値(2019年7月末) 172市町村</li> </ul>	<p><b>14. 地域公共交通計画の作成・実施の促進</b></p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかけを行った。 その結果、316市町村(2022年3月末時点)で両計画が策定されている。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を討を引き続き交付要件とした。 また、地域公共交通計画に係る手引きを作成・公表しており、両計画を併せて作成することの重要性を明記することで、周知を図っている。</p>	→		



## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地域公共交通計画について市町村等による策定を法的に努力義務化することで、地域交通に関するマスタープランの位置づけを明確化した。</p> <p>2021年5月に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」を踏まえた施策を着実に推進している。</p>	→		
<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年3月末) 84.9%</p> <p>■前回値(2020年3月) 83.3%</p> <p>■初期値(2019年3月末) 80.9%</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年3月末) 88.3%</p> <p>■前回値(2020年3月) 86.9%</p> <p>■初期値(2019年3月末) 85.2%</p>	<p><b>15. 都市計画道路の見直し</b></p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>全国の都市計画担当課長等の自治体担当者が集まる会議等において、見直しの考え方や事例の提供を行うなど、「手引き」の周知等の横展開を行っている。</p>	→		

## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2024年10月把握可能)</p> <p>■前回値(2018年) 349万戸</p> <p>■初期値(2013年) 318万戸</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2024年10月把握可能)</p> <p>○%</p> <p>■前回値(2018年) 12兆円</p> <p>■初期値(2013年) 11兆円</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2019年～2021年度の平均) 3.1億円</p> <p>■前回値(2018年～2020年度の平均) 2.0億円</p> <p>■初期値(2018年度) 2.3億円</p> <p>○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数：20万物件(2021～2030年度)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 26,297件</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(記載なし)</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35</p>	<p><b>16. 既存ストックの有効活用</b></p> <p>(先進的取組や活用・除却への支援)</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>全国版空き家・空き地バンクにおいて、登録自治体数等の増加に取り組んだ。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加自治体数：913自治体</li> <li>・掲載物件数：約11,100件</li> <li>・累計成約件数：約12,200件</li> </ul> <p>b. 空き家等の取引局面における物件調査費用の実態調査や先進事例収集を行い、取引における事業者の対応のあり方を検討する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>空き家等の取引局面における物件調査費用等の実態調査を実施し、取引における事業者の対応のあり方を検討した。</p>	→		
			→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>件 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年7月末) 0件</li> <li>■前回値(2021年7月) 0件</li> <li>■初期値(2019年7月) 0件</li> </ul> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数： 2023年度末までに約25件 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年7月末) 2件</li> <li>■前回値(2021年7月末) 1件</li> <li>■初期値(2019年7月末) 0件</li> </ul>	<p>c. 土地の利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについて、モデル調査による普及・定着の支援を通じ、低未利用土地等の利活用・管理を促進する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年5月の所有者不明土地法の改正により、市町村が地域において所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む法人を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定できる制度を創設。 2022年度のモデル調査では、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度の普及促進を目指し、所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む11団体を支援。引き続き新制度の普及促進を進めていく予定。</p> <p>d. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、事業者等に対し、不動産特定共同事業の制度概要とともに「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等をセミナーを通じて周知したほか、不動産特定共同事業の意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめた「不動産特定共同事業(F T K)の利活用促進ハンドブック(2021年7月改訂)」の周知を実施。</p>	→		
			→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習を、2019年度から毎年1回開催。</p>	→		
		<p>f. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う空き家の除却や、地域活性化に資する空き家の活用等に対する支援を行った。</p>	→		
		<p>g. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) セーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し計画の策定や支援制度の創設の働きかけを行うとともに、セーフティネット登録住宅に対する改修費や家賃低廉化等の支援の充実を図った。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>h. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業の実施により、市町村や民間事業者等が行う空き家対策のモデル的な取組に対して支援を行った。</p>	→		
		<p>i. 改正都市再生特別措置法(2018年7月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 改正都市再生特別措置法(2018年7月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図った。</p>	→		
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる 【再掲】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(2018年) 349万戸 ■初期値(2013年) 318万戸</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2022年度に400,000件 ※不動産情報に係る新たな指標の充実：2021年度までに公表 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度末) 197,822件 ※システム改修前想定値：460,416件 ■前回値(2020年度) 470,684件 ■初期値(2016年度) 105,872件</p>	<p>(情報の充実等) a. 官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、公表している価格指数をはじめとした不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を改善し、充実させる。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度については、既存住宅販売量指数(確報値)・法人取引量指数について試験運用をおこない、今後も継続的な運用の中で本格運用への移行を検討するとともに、IMF等の動向を注視し、新たな指数公表の要請に備える。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円 【再掲】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(2018年) 12兆円 ■初期値(2013年) 11兆円</p>	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合：2030年度に50% ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(記載なし) ■初期値(2019年度) 15%</p>	<p>(安心して取引できる不動産市場環境の構築) a. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況 インスペクションや「安心R住宅」制度の活用状況等に関する調査を実施し、既存住宅状況調査方法基準の合理化や制度の周知・普及策を検討している。</p> <p>b. 不動産関連情報の連携・蓄積・活用等の促進や不動産DXを推進する上での基盤整備の一環として、2021年度において、各不動産の共通コードとしての「不動産ID」のルールを整備するとともに、社会における中長期的なメリットも念頭に置きつつ、不動産IDの利用拡大に向けた方策の検討を行い、2022年度以降、不動産IDに係るルールの運用を順次開始する。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 2021年度末に「不動産IDルールガイドライン」を策定した。今後、幅広い分野における不動産IDの社会実装に向けた取組を進めていく予定。</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進)</p> <p>a. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を踏まえ、既存住宅に係る各種調査の効率化に加え、制度や効果への理解の向上や建物状況調査方法基準の合理化等の検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための必要な制度の運用改善を図る。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2021年に既存住宅状況調査、既存住宅売買瑕疵保険、フラット35の物件検査を実施できる検査員を一括して検索できるサイトを開設し、当該サイトの周知・普及に取り組んでいる。</p> <p>制度理解の向上に係る検討のため、宅建業者向けに建物状況調査のあっせんに係るアンケート調査を実施し、また、既存住宅状況調査方法基準について合理化のための告示改正を予定している。</p>	→	→	→

## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年3月末) 146件</li> <li>■前回値(2021年3月末) 144件</li> <li>■初期値(2018年3月末) 109件</li> </ul>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度決算分) 94.1%</li> <li>■前回値(2019年度決算分) 87.5%</li> <li>■初期値(2017年度決算分) 81.7%</li> </ul>	<p>(未利用資産等の活用促進)</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。</p> <p>《所管省庁：財務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合には一般競争入札により処分を行っている。</p> <p>また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行ったほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行っているなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じている。</p>	→		



### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020年度決算に係る固定資産台帳の整備状況について、調査・把握済み。 固定資産台帳を活用した取組事例について、総務省 HP に集約・公表しており、引き続き、取組事例の集約・横展開を実施する。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。</li> </ul> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>固定資産台帳のデータへのリンク集について、2022年10月に総務省HPにて公表済み。</p> <p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集については公表済みであり、順次更新する予定(年度末まで)。</p> <p>2020年度決算分の財政状況資料集において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報とともに、施設類型別の減価償却率や有形固定資産減価償却率と将来負担比率との組み合わせの比較及び各地方公共団体において行った分析を公表(2020年度決算分について、2022年9月に総務省ホームページにて公表済み)。</li> </ul>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 作成した手引きの周知を HP 等で実施。公的不動産を含めた遊休不動産について、不動産証券化手法を活用した、新しい生活様式に対応した改修事業に取り組もうとしている者に対し、専門家によるアドバイザー等の支援を実施し、好事例の横展開を図った。</p>	→		
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 21件 ■前回値(2021年3月末) 21件 ■初期値(2018年3月末) 8件</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 127件 ■前回値(2021年3月末) 113件 ■初期値(2018年3月末) 75件</p>	<p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検) a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行っている。</p>	→		

## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する予定としている。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じている。</p>	→		
<p>○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施：毎年度増加 [改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る] ⇒進捗状況 ■最新値(2021 年度末) 152,245 筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(2022 年 2 月) 142,642 筆</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2021 年度末) 10,717 筆</p>	<p>○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施：2024 年度末までに約 63,000 筆の解消作業に着手 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021 年度末) 558,273 筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2024 年度末までに約 23,100 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021 年度末) 23,555 筆 ■前回値(2020 年度末)</p>	<p><b>17. 所有者不明土地の有効活用</b></p> <p>(所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等)</p> <p>a. 「民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)」が 2021 年 4 月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)」の円滑な施行に向け、関係政令(「不動産登記令等の一部を改正する政令(令和 4 年政令第 315 号)」、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令(令和 4 年政令第 316 号)」)の制定や、新制度の内容等についての積極的かつ細やかな周知・広報活動等の取組を実施している。(2023 年 4 月 1 日から順次施行)</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■前回値(2020年度末) 4,035筆</p> <p>■初期値(2018年11月) 0筆</p>	<p>15,755筆</p> <p>■初期値(2020年10月) 7,887筆</p>	<p>(長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消)</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)等に基づき新制度が創設されるため、当該新制度の施行に合わせて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地をより効果的に解消することができるような方策の在り方について検討を行っている。(2023年4月1日から順次施行)</p>	→		
		<p>b. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年度に、公共事業の実施主体により一層活用されるよう、運用の見直しを行ったところであり、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施している。</p>	→		

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(遺言書保管制度の円滑な導入)            a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。            《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            遺言書保管制度の手続案内を法務省HPで行うとともに、同制度の概要や保管申請の手続の流れを分かりやすく紹介するポスター及びチラシ等の作成・配布や全国の地方新聞への広告掲載、政府広報の活用等を行い、同制度の普及を図っている。</p>	→		
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件            ⇒進捗状況(未達)            ■最新値(2022年10月)            1件            ■前回値(2021年10月)            0件            ■初期値(2019年6月)            0件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで)：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月(約1/3短縮)            ⇒進捗状況(未達)            ■最新値(2024年10月把握可能)            ■前回値(記載なし)            ■初期値(2016年度)            31か月</p>	<p>(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策)            a. 国土審議会における審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法の見直しをはじめ、所有者不明土地問題等への対策に必要な制度見直しを実施する。            《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            2021年12月の国土審議会の部会とりまとめを踏まえ、市町村をはじめとする地域の関係者が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ改正所有者不明土地法が2022年5月に公布、同年11月に施行された。目標を達成しており、引き続き改正法の普及を進めていく予定。</p> <p>b. 所有者不明土地法の見直しも踏まえ、土地基本方針の変更を実施する。            《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)            国土審議会の分科会等で今後の土地基本方針の改定方針について審議し、各種の基本計画等の改定時期を踏まえ、2024年頃の改訂を目指すこととされた。</p>	→	→	→

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置)</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年～2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 所有者不明等の場合でも調査を進める新たな調査手続や、官民境界のみを先行して調査を行う街区境界調査等の効率的な調査手法について、導入促進に向けた取り組みを推進しており、市町村等が行う地籍調査の現場においてその活用が着実に進んでいる。</p>	→		
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年3月末) 58.9%</p> <p>■前回値(2021年3月末) 58.0%</p> <p>■初期値(2017年度) 55.2%</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022年3月末) 109ha</p> <p>■前回値(2021年3月末) 58.4ha</p> <p>■初期値(新制度のため記載なし)</p>	<p>(所有者不明農地に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。</p> <p>《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 農林水産省のHP上で所有者不明の遊休農地の公示制度について周知するとともに、同制度の活用事例の公表を実施。</p>	→		

## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、「人・農地など関連施策の見直しについて」(令和3年5月25日公表)に基づき、具体的な内容等について検討し、必要な措置を講じる。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年12月24日に「人・農地など関連施策の見直しについて」を取りまとめ。 これを踏まえ、以下のとおり2022年5月に農業経営基盤強化促進法等を改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「人・農地プラン」を法定化し、所有者不明農地を含め将来の農地利用の姿を目標地図として明確化。</li> <li>②目標地図に位置づけられた受け手に対し、農地バンクを通じた農地の集約化等を推進。</li> <li>③所有者不明農地について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地バンクの利用権の設定期間の上限を20年から40年に引上げ。</li> <li>・農業委員会による公示期間を6か月から2か月に短縮。</li> </ul> </li> </ul>	→		
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年3月末) 39%</li> <li>■前回値(2021年3月末) 37.2%</li> <li>■初期値(2015年3月末) 3割</li> </ul>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年3月末) 8割</li> <li>■前回値(2021年3月末) 6割</li> <li>■初期値(新制度のため記載なし)</li> </ul>	<p>(所有者不明森林に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 市町村職員等を対象とした研修や説明会を継続的に実施。さらに、全国で先行している12市町村を選定し、3年目の取組内容を調査・分析するとともに、そのノウハウの横展開を図る取組事例集の作成に取り組んでいる。</p>	→		



### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積：2021年度～2026年度に約130万ha ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度分) 約19万ha</p> <p>■前回値(新規設定のためなし、参考：2019～2020年度分約40万ha)</p> <p>■初期値(新規設定のためなし)</p>	<p>b. さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインを整備する。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 所有者の探索に必要な人工数や工程を調査し、所有者不明森林等における各種ノウハウを研修資料等として整理するとともに、所有者不明森林等に係る特例措置活用のためのガイドラインを2022年4月に公表し、説明会等においてこれらの普及を図っている。</p>	→		
		<p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全市町村で整備されている林地台帳については、森林経営管理法に基づき市町村が行う森林所有者の意向調査等に活用しているところ。また、登記簿を基に作成した林地台帳情報について、各種調査等により精度向上を図る取組に対して、地方交付税措置により支援しているところ。</p>	→		

# 3. 地方行財政改革等

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

## 政策目標

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。

・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)

⇒進捗状況(達成)

・臨時財政対策債の発行額：1.8兆円(5.5兆円、4.0兆円)(2022(2021、2018)年度地方財政計画)

・実質赤字比率：赤字団体数0(1、3) 連結実質赤字比率：赤字団体数0(1、1)

将来負担比率：早期健全化基準団体数0(0、1) 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7(10、12)  
(2021(2020、2017)年度)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表 ⇒進捗状況(達成) 団体毎に取組状況等を把握し、公表済(前回：団体毎に取組状況等を把握し、公表済)</p>	<p>○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 490団体 ■前回値(2020年度) 463団体 ■初期値(2017年度) 335団体</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2022年度に160団体】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年度) 153団体 ■前回値(2021年度) 151団体 ■初期値(2018年度) 69団体</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化(業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等)の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し横展開を図るとともに、行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。 また、これまで標準委託仕様書等の全国展開に積極的に取り組んでいるが、2022年度は周知の機会が従前と比して少なく、目標値達成は困難な状況にある。次年度は、より広く機会を捉えて周知を図る予定。</p>	→		

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 253 団体</li> <li>■前回値(2020年度) 246 団体</li> <li>■初期値(2017年度) 214 団体</li> </ul> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年度) 18 業務</li> <li>■前回値(2021年度) 18 業務</li> <li>■初期値(2018年度) 18 業務</li> </ul>	<p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況(実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表する。あわせて、窓口業務のアウトソーシング・総合窓口の導入に関して BPR による業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図る。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。また、BPRによる業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図った。</p>	→		
		<p>c. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 窓口業務の委託については、優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップによる窓口業務の委託等の業務改革の取組の状況や、地方自治体における取組状況等を踏まえて基準財政需要額への反映を検討することとしており、2022年度においては導入しないこととした。</p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画で規定</p>	<p>○A I、R P A 導入地域数 【2022年度までに600団体】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値・初期値(2021年度) 779団体</p>	<p><b>2. 自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組の推進</b></p>			
		<p>a. 2020年12月に策定された自治体DX推進計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(2022年6月閣議決定)を踏まえ、2022年9月に、自治体DX推進計画を改定。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月閣議決定)等において国が掲げる理念等を反映したほか、自治体におけるデジタル人材確保支援策の充実等の内容を盛り込んだ。引き続き、国の取組の進捗等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	→		
<p>b. 自治体DX推進計画に基づく取組を推進するに当たり、市町村が外部人材の任用等を行うための取組について、令和3年度から創設した財政措置を活用し、積極的に支援。また、市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費に係る財政措置について、令和4年度から、外部人材の募集を行うための経費についても措置対象とし、内容を拡充。また、市区町村におけるデジタル人材の募集情報について、市区町村からの提供を受け、随時、総務省HPへの公表と協力企業への情報提供を実施。自治体におけるデジタル人材確保の取組を積極的に支援している。</p>	→				

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. AI・RPAの利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 自治体における AI・RPA の導入経費に対する特別交付税による一定の財政措置を講じるとともに、事例を盛り込んだ AI・RPA 導入ガイドブックを策定し公表することで、自治体の実装を支援。</p>	→		
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>・収支、繰出金</p> <p>■最新値(2021年度) 10,192億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,305億円、2.7兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■前回値(2020年度) 6,962億円、3.0兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 6,539億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■初期値(2017年度) 8,898億円、3.1兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,028億円、2.9兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率 100%】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 18.7% ■前回値(2020年度) 8.9%</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度) 944 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 936 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■前回値(2020年度) 1098 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 1080 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■初期値(2017年度) 959 ※公営企業型地方独立行政法人を含む</p>	<p><b>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</b></p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 経営戦略の策定・改定及び事業ごとの特性に応じた抜本的な改革の検討を行うよう助言。2022年11月に2021年度の経営戦略の策定・改定状況及び抜本的な改革に係る取組状況を公表。</p> <p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年1月に、より質の高い経営戦略となるよう、2025年度までの改定を改めて要請し、経営戦略の見直しに当たって盛り込む事項を助言するとともに、経営戦略の改定を支援するため、「経営戦略策定・改定マニュアル」、「経営戦略の策定に関するQ&amp;A」等を改定。また、専門的なアドバイザーの派遣により、経営戦略の改定を支援。</p>	→		→

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	938 ※公営企業型地方独立行政法人を除く	c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。 《所管省庁：総務省》  ⇒進捗状況(達成) 2020年度決算に基づく9分野の経営比較分析表を公表した。	→		
		d. 水道、下水道などの公営企業について I C T 等デジタル技術を活用した管理を推進。 《所管省庁：総務省、関係府省庁》  ⇒進捗状況(達成) 経営改革の先進・優良事例集にデジタル技術の活用に係る取組についても記載し、2022年度末を目途に公表予定。 水道事業については、厚生労働省において、IoT などの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。 下水道事業については、国土交通省において、管路情報のデジタル化に関する財政支援として、令和4年度に「下水道情報デジタル化支援事業」を創設した。	→		
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。 《所管省庁：総務省》  ⇒進捗状況(達成) 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、引き続き専門的なアドバイザーを派遣。	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>・収支、繰出金</p> <p>■最新値(2021年度) 10,192億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,305億円、2.7兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■前回値(2020年度) 6,962億円、3.0兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 6,539億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■初期値(2017年度) 8,898億円、3.1兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,028億円、2.9兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満)【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>・下水道、簡易水道</p> <p>■最新値(2022年度) 97.7%、95.6%</p> <p>■前回値(2021年度) 90.6%、87.8%</p> <p>■初期値(2019年度) 35.6%、46.4%</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度) 221事業</p> <p>■前回値(2020年度) 225事業</p> <p>■初期値(2019年度) 217事業</p>	<p><b>4. 公営企業会計の適用促進</b></p>			
		<p>a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>人口3万人未満の地方公共団体における重点事業のうち、公営企業会計を適用済又は適用に取り組んでいる事業の割合は、2022年4月1日時点で下水道事業が97.7%、簡易水道事業が95.6%となっている。</p>	→	→	
		<p>b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>その他の事業について、2023年度までに公営企業会計をできる限り適用するよう要請しており、地方公共団体の取組が進むよう、専門的なアドバイザーの派遣や適用経費に対する地方財政措置などを引き続き講じている。</p>	→	→	
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>・収支、繰出金</p> <p>■最新値(2021年度) 10,192億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 648団体</p> <p>■前回値(2020年度) 647団体</p> <p>■初期値(2017年度) 324団体</p>	<p><b>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</b></p> <p>《所管省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>			
		<p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2019年度より広域化を行う場合の地方財政措置を拡充したところであり、措置の活用について周知している。</p>	→		



## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>9,305 億円、2.7 兆円                      ※公営企業型地方独立行政法人を除く                      ■前回値(2020 年度)                      6,962 億円、3.0 兆円                      ※公営企業型地方独立行政法人を含む                      6,539 億円、2.8 兆円                      ※公営企業型地方独立行政法人を除く                      ■初期値(2017 年度)                      8,898 億円、3.1 兆円                      ※公営企業型地方独立行政法人を含む                      9,028 億円、2.9 兆円                      ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p>	<p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022 年度末までに 47 都道府県】                      ⇒進捗状況(未達)                      ■最新値(2021 年度末)                      5                      ■前回値(2020 年度末)                      5</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025 年度までに 100%】                      ⇒進捗状況(未達)                      ■最新値(2020 年度)                      90.5%                      ■前回値(2019 年度)                      89.2%</p>	<p>b. 各都道府県における 2022 年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じて P P P / P F I をはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      総務省及び厚生労働省において、各都道府県の取組状況を把握するとともにシステム共同化等のデジタル化の推進に関する事項等を盛り込むよう助言した。今後、把握した水道広域化推進プランの策定状況を公表予定。また、プラン策定を支援するため、プラン策定経費及びプランに基づく取組に対する財政措置を引き続き講じている。</p>	→		
		<p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、I C T 等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等の CPS/IoT の活用)、多様な P P P / P F I の導入や広域化・連携を促進。</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      経営改革の先進・優事例集に広域化や PPP/PFI、デジタル技術の活用に係る取組についても記載し、2022 年度末を目途に公表予定。また、厚生労働省 HP にて広域・官民連携の好事例を周知した(2021 年 3 月)。さらに、IoT などの先端技術を活用する事業について、生活基盤施設耐震化等交付金により財政支援を行った。</p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
		<p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 厚生労働省及び経済産業省において、水道情報活用システムの標準仕様の改定等への支援を行った。また、水道情報活用システムについて水道事業者等の会議等を通じて周知・普及活動を行った。</p>	→			
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>・収支、繰出金</p> <p>■最新値(2021年度) 10,192億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,305億円、2.7兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■前回値(2020年度) 6,962億円、3.0兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 6,539億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■初期値(2017年度) 8,898億円、3.1兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,028億円、2.9兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数(着手または完了した地区数) 【2022年度までに450地区】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度) 479地区</p> <p>■前回値(2020年度) 403地区</p> <p>■初期値(2017年度) 138地区</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度末) 7県</p> <p>■前回値(2020年度末) 3県</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>	<p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和2年度に社会資本整備総合交付金の交付要件として使用料改定の必要性の検討等を追加するとともに、下水道事業経営セミナーを開催し、経営健全化に取り組む地方公共団体の優良事例等を横展開するなど、引き続き、下水道事業の収支構造の適正化を推進しているところ。また、2022年度より広域化・共同化を行う場合の地方財政措置を更に拡充したところであり、2019年度から拡充している地方財政措置を含め、措置の活用について周知。</p>	→		
		<p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 7つの協議会において、広域連携に向けた個別施策や計画等の検討・協議を進めており、順次取組みを実施中。</p>	→			

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様な PPP/PFI の活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を 2022 年度までに策定するよう要請。</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      全国下水道主管課長会議にて、都道府県に対し、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項や、必要に応じて多様な PPP/PFI の活用に関する事項を盛り込んだ広域化・共同化計画を 2022 年度までに策定するよう要請済。</p>	→		
		<p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、施設の統廃合等を盛り込んだ計画を 2022 年度までに策定するにあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      各都道府県の「広域化・共同化計画」の策定を推進するため、都道府県を対象とした説明会(国土交通省主催)を実施するとともに、総務省及び国土交通省において、都道府県に対し、施設統廃合の推進に向けて、「広域化・共同化計画」の内容充実を図るための助言を行っている。また、下水道広域化推進総合事業や 2022 年度から更に拡充した地方財政措置により、地方公共団体における広域化を支援。</p>	→		

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、I C T等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>下水道事業経営セミナーでの優良団体の事例発表等に加え、国土交通省HPにおける経営状況の「見える化」指標の公表、全国下水道主管課長会議におけるICTによる維持管理共同化事例の周知により、下水道経営健全化の取組を推進。併せて経営改革の先進・優良事例集に広域化やPPP/PFI、デジタル技術の活用に係る取組についても記載し、2022年度末を目途に公表予定。</p>	→		
		<p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>コンセッション導入に向けて取組を進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知しているところ。</p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>・収支、繰出金</p> <p>■最新値(2021年度) 10,192億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,305億円、2.7兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■前回値(2020年度) 6,962億円、3.0兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 6,539億円、2.8兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p> <p>■初期値(2017年度) 8,898億円、3.1兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を含む 9,028億円、2.9兆円 ※公営企業型地方独立行政法人を除く</p>	<p>○持続可能な地域医療体制を確保するための新たなガイドラインの策定【公立病院の経営強化の方策の検討状況を踏まえて策定】 ⇒進捗状況(達成)</p>	<p><b>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</b></p> <p>a. 医師不足等による厳しい経営状況を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想と整合性を図りつつ、公立病院の経営強化の方策を検討し、新たなガイドラインを策定。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定。</p>	→		
<p>○平成29年度決算において経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の数</p> <p>①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2020年度) 2017年度決算において策定の必要が生じた団体の2020年度における策定率：100%</p> <p>■前回値(2019年度) 2017年度決算において策定の必要が生じた団体の2019年度における策定率：100%</p>	<p><b>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</b></p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年12月に経営健全化のための方針に沿った取組状況を公表。その後、策定済の地方公共団体に対し、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表するよう要請。</p>	→		

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>           ③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合  <b>【増加、進捗検証】</b>            ⇒進捗状況(達成)            ■最新値(2020年度)            185            ■前回値(2019年度)            174            ■初期値(2018年度)            171             ○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付)            ⇒進捗状況(達成)            ・損失補償・債務保証            ■最新値(2020年度)            2.4兆円            ■前回値(2019年度)            2.6兆円            ■初期値(2016年度)            3.2兆円            ・短期貸付            ■最新値(2020年度)            1,478億円         </p>		<p>           b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。            《所管省庁：総務省》             ⇒進捗状況(達成)            2021年12月に経営健全化のための方針の策定状況を公表。その後、未策定の地方公共団体に対し速やかな策定を要請。         </p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2020年度) 1,225 団体</p> <p>■前回値(2019年度) 931 団体</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 1,228 団体</p> <p>■前回値(2020年度) 1,121 団体</p> <p>■初期値(2017年度) 645 団体</p> <p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施し、見える化を推進(2020(2019)年度決算分)</p> <p>○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>試行調査を実施・結果を公表(試行調査を実施・結果を公表)(2020(2019、2017)年度決算分)</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2020年度決算分) 全団体</p> <p>■前回値(2019年度決算分) 全団体</p> <p>■初期値(2017年度決算分) 全団体</p>	<p><b>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</b></p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地方公共団体の決算を地方財政計画上の各歳入・歳出項目に振り分けた上で、両者の比較を実施し、見える化を推進(2020(2019)年度決算分)</p> <p>b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。</p> <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2020年度決算に関して、地方財政計画の一般行政経費(単独)と対応関係にある地方単独事業(ソフト)について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化するため、試行調査を実施・公表。2021年度決算に関する試行調査も実施しているところであり、これまでの試行調査の結果や検討会における議論の結果を踏まえ、2022年度決算に関する調査からは、全ての歳出区分を回答対象とする本格調査やシステム改修を実施予定。</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>⇒進捗状況(達成)            団体毎に取組状況等を把握し、公表済(前回：団体毎に取組状況等を把握し、公表済)</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数            【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】            ⇒進捗状況(未達)            ・住民一人当たり行政コスト            ■最新値(2020 年度決算分)            全団体            ■前回値(2019 年度決算分)            全団体            ■初期値(2017 年度決算分)            全団体</p> <p>・ストック情報の「見える化」            ■最新値(2020 年度決算分)            46 都道府県・20 指定都市・1,634 市区町村            ■前回値(2019 年度決算分)            42 都道府県・19 指定都市・1408 市区町村            ■初期値(2016 年度決算分)            8 都道府県・11 指定都市・342 市区町村</p> <p>・予算・決算の対比            ■最新値(2020 年度決算分)            全団体            ■前回値(2019 年度決算分)</p>	<p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。            《所管省庁：総務省》            ⇒進捗状況(達成)            2020 年度決算に関して、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表・一覧化。2021 年度決算分の見える化を年度末までに実施予定。</p> <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。            《所管省庁：総務省》            ⇒進捗状況(達成)            ①2020 年度決算に関して、統一的な基準による地方公会計について、各地方公共団体が作成した財務書類の情報を取りまとめ、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表済            ②固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて管理を行っている取組をはじめ、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例について、総務省 HP に集約・公表するとともに、研修等の機会を通じて、各地方公共団体に説明を行っている。</p>	→		
			→		



## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>全団体  <b>■初期値(2018年度決算分)</b>                      全団体                      ・基準財政需要額等の内訳等の公開                      総務省において公表済(2022(2021、2019)年度)</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】                      ⇒進捗状況(未達)</p> <p><b>■最新値(2020年度決算分)</b>                      1,638 団体  <b>■前回値(2019年度決算分)</b>                      1,539 団体</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】                      ⇒進捗状況(未達)</p> <p>・財務書類の「見える化」  <b>■最新値(2020年度決算分)</b>                      1,679 団体  <b>■前回値(2018年度決算分)</b>                      1,646 団体  <b>■初期値(2016年度決算分)</b>                      1,588 団体</p>	<p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。                      《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>①住民一人当たり行政コスト等について、2020年度決算分に引き続き、2021年度決算分の見える化を年度末までに実施予定。                      ②ストック情報の「見える化」について、2019年度決算分に引き続き、2020年度決算分の「見える化」を実施済。                      ③予算・決算の対比について、2020年度決算分に引き続き、2021年度決算分の「見える化」を年度末までに実施予定。                      ④基準財政需要額の内訳等について 2022年度算定を踏まえた内容に更新して公表済み。</p>	→		
		<p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。                      《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年度に、職員の意識向上や知識・ノウハウの展開のため、先進団体職員や公認会計士等の専門家を、課題を抱える市区町村に直接かつ継続的に派遣する制度を創設し、今年度も引き続き各団体の取組を支援している。</p>	→		

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。 《所管省庁：関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「1-3 医療・福祉サービス改革」及び「4-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上」に基づき、各分野における取組を推進。</p>	→		
		<p>h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の用途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地方創生臨時交付金を活用して令和2年度に実施され、完了した事業について、全事業を対象に用途や効果等の把握・分析のための調査を行い、感染状況や医療提供体制、人口規模等の自治体の特性別の分析も含め、令和4年5月に結果を取りまとめた。また、令和4年9月には、地方創生臨時交付金を活用して実施された事業の効果検証を各自治体が適切な方法により速やかに実施するよう促すため、事業の実施状況及びその効果に関する公表状況の調査結果を公表するとともに、特徴的な取組事例を周知した。引き続き、地方創生臨時交付金を活用して令和3年度に実施された事業について、全事業を対象に用途や効果等の把握・分析のための調査を行っているところ。</p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年) 90%</li> <li>■前回値(2020年) 81%</li> <li>■初期値(2018年) 76%</li> </ul>	<p>○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年) 95%</li> <li>■前回値(2020年) 91%</li> <li>■初期値(2017年) 85%</li> </ul>	<p><b>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</b></p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問(F A Q)を設け、内閣府HPに掲載する。 《所管省庁：内閣府、制度所管府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」において年度内に公表。</p> <p>各府省庁に対し、好事例を示し、横展開を懇話。その際、他の取組との比較可能性に配慮したHPの改良を検討。</p>	→		
<p>○人口の社会減の緩和・社会増など(事後的に検証)</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携中枢都市圏</li> <li>■最新値(2021年度) 37圏域</li> <li>■前回値(2020年度) 34圏域</li> </ul>	<p><b>11. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</b></p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、普通交付税及び特別交付税による包括的財政措置を講じるなど、広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等の支援を実施している。</p>	→		

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初期値(2015 年度) 13 圏域</li> <li>・ 定住自立圏</li> <li>■ 最新値(2021 年度) 129 圏域</li> <li>■ 前回値(2020 年度) 127 圏域</li> <li>■ 初期値(2014 年度) 79 圏域</li> </ul> <p>○ 各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標(K P I)の達成率【進捗検証】</p> <p>⇒ 進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携中枢都市圏</li> <li>■ 最新値(2022 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2022 年 3 月末時点で約 52%が達成済又は達成見込み。</li> <li>■ 前回値(2021 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2021 年 3 月末時点で約 50%が達成済又は達成見込み。</li> <li>■ 初期値(2020 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2020 年 3 月末時点で約 55%が達成済又は達成見込み。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定住自立圏</li> <li>■ 最新値(2022 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2022 年 2 月末時点で約 57%が達成</li> </ul>	<p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>⇒ 進捗状況(達成) 2022 年度においても、「多様な広域連携促進事業」を実施し、今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた広域連携に係る先進事例の知見を収集した。併せて、過去に実施した取組の分析・検証を実施した。</p>	→		
	<p>c. 各圏域における連携の効果をより適切に検証するための K P I の設定を促す観点から、各圏域における施策や事業の K P I の設定状況や取組状況を把握するとともに、優良事例等を各圏域にフィードバックする。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒ 進捗状況(達成) 各圏域における施策や事業の K P I の設定状況や取組状況を調査するとともに、連携中枢都市圏における K P I の設定等に関する基本的な考え方等を各圏域に示した。この考え方等に基づく優良事例等について、各圏域に周知することとしている。</p>	→			
	<p>d. 新型感染症拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>⇒ 進捗状況(達成) 「多様な広域連携促進事業」を通じ、隣接していない自治体間の災害対応・介護の分野におけるデジタル技術を活用した連携方策等について、実証・研究の支援を進めている。</p>	→			

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>済又は達成見込み。</p> <p>■前回値(2021 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2021 年 2 月末時点で約 55%が達成済又は達成見込み。</p> <p>■初期値(2020 年度) 各圏域において設定した K P I のうち、2020 年 2 月末時点で約 56%が達成済又は達成見込み。</p> <p>○複数の市町村による共同策定が可能であることについて明確化されている法定計画の数【2022 年度までに 200 計画】 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022 年度) 179 計画</p> <p>■前回値(2021 年度) 115 計画</p>	<p>e. 複数の市町村による計画の共同策定については、2021 年 7 月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。 《所管省庁：総務省、内閣府、関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021 年 7 月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において、市町村が策定する法定計画について、特段の支障が無い限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにする方向で制度・運用の見直し等必要な措置を講じている。</p>	→		
		<p>f. 介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022 年 3 月に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県に対して、管内小規模保険者等への支援を要請した。</p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○法定外税や超過課税による税収 ⇒進捗状況 ・法定外税による税収、超過課税による税収</p> <p>■最新値(2020年度) 597億円、5,945億円</p> <p>■前回値(2019年度) 670億円、7,050億円</p> <p>■初期値(2016年度) 517億円、6,515億円</p>	<p>○法定外税や超過課税の導入団体及び件数 ⇒進捗状況 ・法定外税の導入状況</p> <p>■最新値(2022年度) 34都道府県・19市区町村・64件</p> <p>■前回値(2021年度) 34都道府県・20市区町村・65件</p> <p>■初期値(2017年度) 34都道府県・14市区町村・57件</p> <p>・超過課税による税収</p> <p>■最新値(2021年度) 127都道府県・1,614市区町村</p> <p>■前回値(2020年度) 127都道府県・1,613市区町村</p> <p>■初期値(2018年度) 127都道府県・1,588市区町村</p> <p>(注)超過課税の導入団体数について、1団体で複数の税目について超過課税を行っている場合は延べ数を計上</p>	<p><b>12. 地方の独自財源の確保(法定外税及び超過課税の活用の促進)</b></p> <p>a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地方団体向けの各種説明会等において、法定外税及び超過課税の導入団体や税収規模など課税自主権の活用状況を紹介するとともに、ホームページにおいても課税自主権に関するページを設け、情報提供を行っている。</p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<b>1 3. 国と地方の新たな役割分担等</b>			
		<p>a. 大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。 《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(2022年度から順次実施)(<b>達成</b>) 感染症発生・まん延時における医療提供体制について、県内での人材確保の取組等を行ってもなお医療がひっ迫する場合、まずは都道府県間での調整を行いつつ、近隣県からの応援が円滑に実施されない場合等に、国を介した広域的な医療人材派遣を実施する仕組みの創設、保健所体制について、感染症発生・まん延時における広域的な保健師等の派遣等に係る国による総合調整権限の創設等を含む改正法案を国会に提出している。</p>	→		
		<p>b. 内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村(政令市や特別区を含む)との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(<b>達成</b>) 2022年1月に第33次地方制度調査会が発足。 関係省庁・地方6団体ヒアリングや委員間の討議を踏まえ、第2回総会(同年6月)において、審議項目が決定。 引き続き同調査会において、国・地方間、地方公共団体間の役割分担や連携の在り方等について審議。</p>	→		

## 地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

### 政策目標

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標(若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等) ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増減率、年少者人口比率           <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) -0.5%、12.0%</li> <li>■前回値(2020年度) -0.3%、12.2%</li> <li>■初期値(2017年度) -0.3%、12.6%</li> </ul> </li> <li>・若年者就業率、女性就業率           <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 54.6%、66.7%</li> <li>■前回値(2015年度) 55.1%、65.9%</li> </ul> </li> </ul> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(地方税収入額、地方債依存度) ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税収入額、地方債依存度           <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度) 40.8兆円、9.4%</li> <li>■前回値(2019年度) 41.2兆円、10.5%</li> <li>■初期値(2016年度) 39.4兆円、10.2%</li> </ul> </li> </ul>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2022年度) 43.3%</li> <li>■前回値(2021年度) 40.0%</li> <li>■初期値(2018年度) 27.7%</li> </ul>	<p><b>14. 地方交付税(まち・ひと・しごと創生事業費)について改革努力等に応じた配分の強化を検討</b></p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2020年度からの5年間の段階的シフトの3年目として、2022年度においては、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ200億円シフト(累計600億円シフト)しており、予定通り2022年度における目標を達成している。</p>	→	→	→



## 地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 53.3% ■前回値(2020年度) 47.0% ■初期値(2019年度) 46.1%</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度) 6,064団体 ■前回値(2020年度) 5,783団体 ■初期値(2019年度) 5,236団体</p>	<p><b>15. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</b></p>			
		<p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。 《所管省庁：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(※)》 (※)現在は内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が所管。以下同じ。  ⇒進捗状況(達成) 地方公共団体担当者会議を5月にオンラインで実施。</p>	→		
		<p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。 《所管省庁：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》  ⇒進捗状況(達成) 小さな拠点及び地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進するため、オンラインセミナー及び全国フォーラムを開催予定。</p>	→		
		<p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、適切な指標の検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。 《所管省庁：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》  ⇒進捗状況(達成) 「小さな拠点の形成に関する実態調査」(内閣府)、「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」(総務省)を実施し、地域運営組織や小さな拠点の状況を一覧にして、HPで公表予定。</p>	→		

## 地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。 《所管省庁：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 5月に開催した地方公共団体担当者会議において、小さな拠点税制の活用等による法人化の事例を紹介。</p>	→		
<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成(事前に設定したK P Iを達成した事業数/交付金対象事業数) 【目標：77%】(未達) ⇒進捗状況 ■最新値(2020年度実施事業) 73% ■前回値(2019年度実施事業) 81% ■初期値(2016年度実施事業) 84%</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定(K P Iを設定した事業数/交付金対象事業数) 【目標：全事業】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022年度採択事業) 全事業 ■前回値(2021年度採択事業) 全事業 ■初期値(2018年度実施事業) 全事業</p>	<p><b>16. 地方創生推進交付金の効果向上</b> 《所管省庁：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p> <p>a. 効果的な事業の採択 2022年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 採択件数 1,800件(第1回 1,754件、第2回 46件)</p>	→	→	→

## 地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 (経済波及効果等) 【目標：1.6倍】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度実施事業) 1.6倍</li> <li>■前回値(2019年度実施事業) 1.6倍</li> <li>■初期値(2016年度実施事業) 1.6倍</li> </ul>	<p>○地方公共団体のK P I 達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I 設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2020年度採択事業) 82%</li> <li>■前回値(2019年度採択事業) 47%</li> <li>■初期値(2017年度採択事業) 45%</li> </ul>	<p>b. 地方公共団体における検証体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進</li> <li>・地方創生推進交付金の効果検証(RESASやe-stat等のデータの活用状況、効果の把握に資するデータのニーズの調査を含む)を実施</li> </ul> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年3月にガイドライン、活用事例集、報告書等を取りまとめ、全地方公共団体に周知し、地方創生関係交付金を活用した事業の効果的な検証体制や環境整備を促進。</li> <li>・2022年10月3日に、地方創生関係交付金を活用した事業を2021年度に実施したすべての地方公共団体に対し、事業実施報告書の提出を依頼し、同報告書の作成を通じた、地方公共団体での事業の振り返りを企画。デジタル技術を活用した事例の研究、KPI 設定にあたってのRESASやe-stat等のデータの活用状況や効果の把握に資するデータのニーズ調査等を新たに実施。</li> </ul> <p>抽出した事業については、外部有識者による現地調査、ヒアリングも実施。その上で、各事業の実施報告に対応した分析レポートを作成し、それぞれの地方公共団体にフィードバック(予定)。</p> <p>分析レポートとは別に、上記の事業実施報告書に基づき、事業別に設定されたKPIの達成度、地方創生関係交付金を活用した事業の社会的、経済的効果などを整理・分析(予定)。</p> <p>上記の外部有識者による検討会での討議(年4回。第1回は2022年9月7日に開催)を経て、内閣府において、ガイドライン、活用事例集、報告書を取りまとめ、全地方公共団体に送付(予定)。</p>	→	→	→

## 地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 既採択事業のうち先駆的な取組に係る事業計画書をデータベース化し、地方公共団体が閲覧できるシステムの運用。さらに、特徴的な事業目的の事業をまとめた事例集を地方公共団体に送付するなど情報を提供。</p>	→	→	→
		<p>d. 必要予算の確保 2023年度予算において、所要額を計上。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年度予算については、デジタル田園都市国家構想交付金として1,200億円を要求。</p>	→	→	→

## 4. 文教・科学技術

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

## 政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・O E C D・P I S A調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上(PISA(2015, 2018) : 科学リテラシー(1位, 2位)、読解力(6位, 11位)、数学リテラシー(1位, 1位))

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※(都道府県) 【2021年度までに100%】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値 100%(2021年度) ■前回値 97.9%(2020年度) ■初期値 91.5%(2018年度)</p> <p>※(政令市) 【2021年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 95%(2021年度) ■前回値 95%(2020年度) ■初期値 85%(2018年度)</p> <p>※(市区町村) 【2021年度までに50%】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値 61%(2021年度) ■前回値 56.3%(2019年度) ■初期値 21%(2018年度)</p>	<p>○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 【2021年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 77.6%(2021年度) ■前回値 56.7%(2020年度) ■初期値 50.7%(2019年度)</p>	<p><b>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</b></p> <p>a. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の附則規定に基づき、少人数学級の効果等に関する実証研究を推進。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 本年度から、有識者の協力を得て、少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキルに与える効果、教員に与える影響等について、複数の地方公共団体を対象に実証的な調査研究を開始した。</p> <p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について調査・分析を実施。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 公立小中学校等の教員の勤務実態について、2016年度に実施した調査と比較可能な形で把握するとともに、学校における働き方改革に向けた各学校の取組等の効果を一体的に把握するための調査を実施した。</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※(都道府県) 【2021年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 87.2%(2021年度)</li> <li>■前回値 83%(2020年度)</li> <li>■初期値 87.2%(2018年度)</li> </ul> <p>※(政令市) 【2021年度までに80%】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 90%(2021年度)</li> <li>■前回値 75%(2020年度)</li> <li>■初期値 55%(2018年度)</li> </ul> <p>※(市区町村) 【2021年度までに70%】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 37.5%(2021年度)</li> <li>■前回値 31.9%(2020年度)</li> <li>■初期値 47%(2018年度)</li> </ul>		<p>c. 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 都道府県・指定都市の方針策定計画の状況を確認するとともに、策定計画予定のない都道府県・指定都市の理由等を確認し取組を促した。</p>	→		
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p>	<p>○特別免許状授与件数 【2021年度までに延べ1,600件】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 1,942件(2020年度)</li> <li>■前回値 1,478件(2018年度)</li> <li>■初期値 1,101件(2016年度)</li> </ul>	<p><b>2-1. 学校における働き方改革</b></p> <p>(支援スタッフの活用等によるチームとしての学校の推進) a. 支援スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策の検討及び促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 教師の業務支援に従事し、負担軽減を図る教員業務支援員等について、学校教育法施行規則に位置づけるとともに、活用事例集を作成・普及し、配置の一層の促進を図った。</p>	→		

## 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○外国語指導助手(ALT)等の配置状況(小学校) 【2021年度までに15,000人】 ⇒進捗状況<b>(未達)</b> ■最新値 13,903人(2021年度) ■前回値 13,326人(2019年度) ■初期値 12,912人(2017年度)</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 【2021年度までに70%】 ⇒進捗状況<b>(未達)</b> ■最新値 68.9%(2021年度) ■前回値 64.3%(2020年度) ■初期値 65.2%(2019年度)</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 【2021年度までに75%】 ⇒進捗状況<b>(未達)</b> ■最新値 70.1%(2021年度) ■前回値 67.7%(2020年度) ■初期値 63.8%(2018年度)</p>	<p>(部活動における外部人材や民間機関の活用) b. 国のガイドラインを踏まえた運動部・文化部活動改革の状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例の普及や地域の実情に応じた取組を促進。 《所管省庁：文部科学省》  ⇒進捗状況<b>(達成)</b> 部活動改革に係る事例集の普及と併せて部活動指導員の配置等に向けて取り組んでいる。</p> <p>(学校事務の共同実施) c. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》  ⇒進捗状況<b>(達成)</b> 全国の教育委員会を対象に、学校事務の共同実施状況の調査を実施中であり、その状況等を踏まえ、引き続き、必要に応じて助言等の支援を行いつつ自治体の取組を推進している。</p>	→		
			→		



# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○教師の ICT 活用指導力の向上 ・授業に ICT を活用して指導する能力【2023 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 75.3%(2021 年度) ■前回値 70.2%(2020 年度) ■初期値 69.8%(2019 年度)</p> <p>・児童生徒の ICT 活用を指導する能力【2023 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 77.3%(2021 年度) ■前回値 72.9%(2020 年度) ■初期値 71.3%(2019 年度)</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況【2022 年度までに義務教育段階の児童生徒 1 人に 1 台】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021 年度) 公立小学校 0.9 人に 1 台 公立中学校 0.8 人に 1 台 ■前回値(2020 年度) 公立小学校 1.3 人に 1 台 公立中学校 1.2 人に 1 台 ■初期値(2019 年度) 公立小学校 5.5 人に 1 台 公立中学校 4.8 人に 1 台</p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況【2022 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 99.4%(2021 年度) ■前回値 98.2%(2020 年度) ■初期値 96.6%(2019 年度)</p>	<p><b>2-2. 教育の情報化の加速</b></p> <p>(学校 ICT 環境の整備)</p> <p>a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。学校のネットワークや指導者用端末など地域による ICT 環境に差が生じないよう、自治体における ICT 環境整備に係る計画策定・実施を推進。 ※2021 年度補正予算で指導者用端末整備等の授業環境高度化のための整備を実施。 ※2021 年度補正予算で学校のネットワーク環境のメンテナンス・応急対応等を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 学校における教育の情報化の実態等について調査し、各自治体における最新の状況を把握するとともに、学校 ICT 環境の整備・活用に関する補助金のメニューを見直すなど、国や自治体の施策の改善につなげている。また、2021 年度補正予算等を通じて、指導者用端末の整備やネットワーク点検に係る経費を補助し、ICT 環境整備を更に進めた。</p> <p>b. 義務教育段階において、全児童生徒がそれぞれ端末を持ち、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、高速通信環境が整っていない家庭に対する機器貸与の支援を含め、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 公立学校情報機器整備費補助金等を通じた 1 人 1 台端末整備に加え、家庭学習のための貸与用モバイルルータの整備支援や、低所得世帯への通信費支援などの取組を行っている。</p>	→		
			→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○ICT 機器の活用による児童生徒の変容等の情報活用能力に関する指標の設定※「情報活用能力調査」(2021 年度中実施) を踏まえ検討</p> <p>※①1 人 1 台端末を活用した学習状況 ②ICT を活用した校務効率化 ①②を把握するための指標について、全国学力・学習状況調査等を活用し、2022 年中に新たな KPI を設定することを検討。</p> <p>※その他指標についても GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会において検討</p> <p>これらの検討を踏まえ、2022 年中に新たな KPI を設定。</p>	<p>○学習者用デジタル教科書の整備状況【2025 年度までに義務教育段階の学校において 100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 35.9%(2021 年度) ■前回値 6.3%(2020 年度) ■初期値 8.2%(2019 年度)</p> <p>○情報通信技術支援員(ICT 支援員)の活用状況【2022 年度までに 4 校に 1 人程度】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 5.8 校に 1 人(2021 年度) ■初期値 9.4 校に 1 人(2020 年度)</p> <p>○ICT 活用指導力に関する研修を受講した教員の割合【2023 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 75.8%(2021 年度) ■前回値 63.9%(2020 年度) ■初期値 50.1%(2019 年度)</p> <p>○統合型校務支援システムの導入率【2022 年度までに 100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 81.0%(2021 年度) ■前回値 73.5%(2020 年度) ■初期値 64.8%(2019 年度)</p>	<p>c. 文部科学省 CBT システム(MEXCBT : メクビット)の機能拡充等を行うとともに、全国学力・学習状況調査の CBT 化に向けた取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 文部科学省 CBT システム(MEXCBT)について、必要な機能開発・拡充、利便性向上を実施し、2022 年 10 月現在で約 1.8 万校、550 万人の登録を実現した。2023 年 4 月の全国学力・学習状況調査の中学校英語「話すこと」調査において MEXCBT を活用予定である。</p> <p>(デジタル教科書の普及促進) d. 2024 年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、2021 年 6 月に取りまとめられた「第一次報告」を踏まえ、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方等を引き続き検討し、2022 年中に報告書を取りまとめる。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022 年 2 月に中央教育審議会の下に設置された「教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ」において、今後のデジタル教科書の在り方について 10 月に報告が行われた。</p> <p>e. 学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022 年度においては、全ての小・中学校等を対象に、英語等の 1～2 教科分のデジタル教科書を提供し普及促進を図る事業を実施しているほか、デジタル教科書に必要な学校の通信環境等の検証、デジタル教科書の使用による効果・影響等に関する実証研究、デジタル教科書を活用した教師の指導力向上のための指導法の研究・実践・発信等を行っている。</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>f. 実証事業や報告書を踏まえ、必要な措置を講じる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2023年度概算要求においては、中央教育審議会での議論も踏まえ、全ての小中学校等を対象に英語のデジタル教科書を提供するとともに、一部の学校へもう一つの教科書のデジタル教科書を提供し、その使用による効果・影響や効果的な活用方法等について検討する実証研究に係る経費を合計23億円計上している。</p>	→	→	
		<p>(情報活用能力の育成)</p> <p>g. 継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図る等、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう支援。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 独立行政法人教職員支援機構と連携して、各地域でのICT活用等に関する指導者の養成研修の充実を図っている。また、ポータルサイトにおいて、プログラミング教育に関する実施事例や教材情報を引き続き掲載し、全国に共有している。</p>	→		
		<p>(遠隔・オンライン教育の推進)</p> <p>h. 中学校の遠隔教育特例校等での実証を進め、成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 遠隔教育特例校の取組状況等に関する調査を実施するとともに、当該制度について各種会議において周知した。また、GIGAスクール構想に基づく環境整備に加え、ICTを最大限に活用した教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して遠隔教育の推進に取り組んだ。</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子どもたちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 不登校児童生徒への ICT を活用した学習指導の取扱いや、感染症や災害の発生時等にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する「オンラインを活用した特例の授業」などについての周知を行ったほか、遠隔・オンライン教育の優良事例の周知を行った。 また、病気療養児について、実態把握のための調査を実施するとともに、今年度中を目途に、同時双方向型の授業のみならずオンデマンド型の授業を可能とするための制度の見直しを実施する。 更に、特に中山間地域や離島等の高等学校について、生徒の多様な教育機会の確保や持続的な地方創生の核としての機能強化の観点から ICT を最大限に活用した教育環境改善のためのネットワークの構築等を実施し、現在 13 箇所を指定している。</p>	→		
		<p>(学校の指導体制等の充実)</p> <p>j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導手引き」、「情報関係人材の活用促進に向けた指導モデル及び研修カリキュラムの手引き」を文部科学省ホームページで公表した。また、各自治体における指導体制を充実させるよう事務連絡を発出した。</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>k. 調査研究を踏まえ、さらなる ICT 支援員の配置を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) ICT 支援員の配置が進んでいない自治体に対しては、地方財政措置分の確実な配置を働きかけており、引き続き配置の促進を図っていく。</p>	→		
		<p>l. 研修の充実等、学校の ICT 環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 各自治体に対し、「ICT 活用教育アドバイザー」による専門的な助言や研修支援を実施している。1 人 1 台端末の活用に向けて、文部科学省内に設置した特命チームが、設置者に対する伴走支援や、ICT を活用した指導方法の周知等を実施している。</p>	→		
		<p>m. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021 年 5 月に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を改訂し、特別免許状の積極的な授与について教育委員会に通知を発出した。さらに、改訂された指針に即して積極的に特別免許状の授与が行われるよう、2022 年 3 月には教育委員会に再度通知を発出した。 特別免許状や特別非常勤講師制度を活用して教壇に立つ外部人材が、専門性に係る指導を充実するための研修コンテンツの開発等に必要な予算を 2022 年度第 2 次補正予算案で計上している(23 億円の内数)。 今後、2022 年中に取りまとめられることが見込まれる中央教育審議会における議論を踏まえ、特別免許状の更なる活用を促すための運用の見直しについて検討を予定している。</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(ICT 活用による校務改善等)</p> <p>n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ICT による校務改善を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 学校における働き方改革をより進めるための校務の情報化の在り方等を検討するため、2021年12月に「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」を立ち上げ、2022年8月に論点整理(中間まとめ)を取りまとめた。また、専門家会議での議論の方向性等も踏まえ、2023年度概算要求において、次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を行うための経費を新規に計上したところ。</p>	→		
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p>	<p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合【2021年度までに100%】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値 100%(2021年度)</p> <p>○学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している自治体の割合【2022年度末までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 98%(2021年度末) ■前回値 92%(2020年度末) ■初期値 4%(2016年度末)</p>	<h3>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</h3> <p>(統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進)</p> <p>a. 各自治体の取組を推進しつつ、進捗把握の調査を実施・公表。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年度に実施した学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について、結果を公表し周知を行った。</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合 【2021年度までに18%】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 16.4%(2021年度)</li> <li>■前回値 18.1%(2018年度)</li> <li>■初期値 21.2%(2016年度)</li> </ul>	<p>(進捗の見える化) b. 調査結果等を踏まえ、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組の推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 自治体担当者が参加する「学校魅力化フォーラム」を開催し、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例を発信することで各自治体の取組を促進した。</p> <p>(各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画(長寿命化計画)の策定) c. 長寿命化計画の策定率100%を達成(未策定の自治体は公表)するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>d. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年4月時点の長寿命化計画の策定率は98%となっており、未策定の自治体に対しては、個別に連絡を取り、未策定の理由と策定予定時期を把握するとともに、計画策定に必要な助言をしている。その結果、2022年度末の計画策定率は、99%になる予定である。 また、2021年度から引き続き、長寿命化計画の策定状況を踏まえた交付金事業の採択を行っている。</p>	→		
			→		
			→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(廃校施設の活用促進) e. 現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(廃校施設の活用促進) f. 調査結果を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用促進を図る。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 廃校施設の活用状況等に係る調査を2021年度に実施し、調査結果を公表するとともに、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を文部科学省ホームページにおいて集約・発信する取組や廃校活用推進イベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて廃校施設の活用を推進した。 その結果、2016年当時活用の用途が決まっていない廃校施設の割合(21.2%)は、2021年度時点では16.4%となり目標を達成するなど、一定の成果が得られている。</p>	→		
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p>	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合(具体的な導入計画がある都道府県も含む) 【2021年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 83.0%(2022年度) ■前回値 72.3%(2021年度) ■初期値 44.7%(2018年度)</p>	<p><b>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</b></p> <p>a. 高等学校と地元自治体等の地域社会の関係機関との連携・協働によって地域課題解決に係る学習プログラムを開発するための調査研究を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2019年度より「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施し、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取り組みを展開している。現在延べ65校を指定校として採択し(指定期間は3年)、2022年度が事業最終年度のため、年度末までに取組の成果検証を取りまとめ、その成果の横展開を行う。</p>	→		



# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合</p> <p>【2024年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(初期値)88%(2019年度)</p>	<p>b. 引き続き調査研究を実施するとともに、2022年度から設置が可能となる地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を予定している学校の取組を推進するなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度より「新時代に対応した高等学校改革推進事業(普通科改革支援事業)」を実施し、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置する予定の高等学校に対し、関係機関などとの連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置等の支援を行っている。現在、20校を指定校として採択している(指定期間は3年)。</p> <p>c. 専門高校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地域の産業界等と専門高校が一体となり、最先端の職業人材の育成を推進する「マイスター・ハイスクール事業」を2021年度より実施し、12箇所を指定した。成果の横展開を図りながら、引き続きこの取組を進めていく予定としている。</p>	→		
			→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

## 政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

### ・教育の質の向上

○就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018 年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る

⇒進捗状況(未達)

最新値(2021 年度末時点)：96.1%、前回値(2020 年度末時点)：96.3%、初期値(2018 年度末時点)：97.7%

○大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017 年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る

⇒進捗状況(未達)

最新値(2021 年時点)：90.4%、前回値(2020 年時点)：92.9%、初期値(2017 年時点)：92.2%

○学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016 年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る

⇒進捗状況(達成)

最新値(2019 年度時点)：38.7%、前回値(2018 年度時点)：38.0%、初期値(2016 年度末時点)：37.3%

・(インプットに対する)被引用回数トップ10%論文数の割合の増加(2014-16 年:8.5%→2018-20:10%以上)

※「2. イノベーションによる歳出効率化等」において設定

⇒進捗状況(未達) 最新値(2018-20 年：8.2%)、前回値(2017-19 年：8.2%)、初期値(2014-16 年：8.5%)

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025 年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3 倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約 3,500 億円(2014 年度実績：1,151 億円)

⇒進捗状況(未達) 最新値(2020 年度：1,409 億円)、前回値(2019 年度：1,487 億円)、初期値(2014 年度：1,151 億円)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加【2021 年度から 2025 年度までに、年平均 5%の増加】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値 1,193 億円(2021 年度)</p> <p>■初期値・前回値 990 億円(2020 年度)</p>	<p>○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合【毎年度、前年度の実績を上回る】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値 77%(2021 年度)</p> <p>■初期値・前回値 37%(2020 年度)</p>	<p>5 - 1. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>(大学の改革インセンティブにつながる国立大学法人運営費交付金の配分及び大学評価制度の改善)</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たり TOP10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。(2027 年度まで)</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021 年度に引き続き、2022 年度も実績状況を相対的に把握し、それに基づく配分を実施する。</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 46%(2021年度)</li> <li>■前回値 45%(2020年度)</li> <li>■初期値 45%(2019年度)</li> </ul> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たり TOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 1億あたり3.7本(2021年度)</li> <li>■前回値 1億あたり3.3本(2020年度)</li> <li>■初期値 1億あたり3.4本(2019年度)</li> </ul> <p>○大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合 【前年度以上】 ⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値(2021年度) 理学部 27.8%、工学部 15.7%</li> <li>■初期値(2020年度) 理学部 27.8%、工学部 15.7%</li> </ul>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合(目標) 【2026年度までに80%】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■制度改正後に調査実施予定、2026年度に初めて数値把握が可能。</li> </ul> <p>○各種イベント等に参加した生徒、教員及び保護者の数 【一】 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 9,773人(2021年度)</li> <li>■前回値 6,266人(2020年度)</li> <li>■初期値 2012年度から2016年度の平均値 5,442人</li> </ul>	<p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標により評価を実施。(2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2021年度に引き続き、2022年度も学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる指標を用いた実績状況の評価を実施する。</p> <p>c. 関係審議会での審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改正等を検討。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年3月に中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の審議まとめが取りまとめられたことを踏まえ、必要な制度改正の具体的内容について検討を進めている。</p> <p>(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化)</p> <p>d. 各私立大学における経営力強化に係る実施状況の調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>e. 調査結果を踏まえ、連携・統合の事例等を収集し、各大学に周知。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 学校法人のガバナンス改革や経営力の向上に向け、日本私立学校振興・共済事業団において、実態把握・課題分析のための調査を行い、本年9月に結果を取りまとめ、大学を設置する学校法人等に対して周知を行った。 現在、本調査結果を踏まえつつ、連携・統合等を含めた経営力の向上についての更なる事例収集等に取り組んでおり、取りまとめ次第、周知を行う予定としている。</p>	→	→	→
			→	→	
			→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(高等教育における遠隔・オンラインの活用)</p> <p>f. デジタル時代に合致するよう、高等教育における大学等設置基準等の見直しについて、審議会等での結論を踏まえて、順次改訂する。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>遠隔授業の60単位上限等を対象とする、教育課程等に係る特例制度の創設も含めた大学設置基準等の改正を行った。今後、大学からの申請に基づき、教育課程等に係る特例の認定を行っていく。</p>	→		
		<p>(理工系学部における女子学生の割合向上)</p> <p>g. 女子生徒等の理系分野への進路選択を促進するため、大学等による多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を引き続き支援。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>大学や連携機関等においてシンポジウム等を実施しており、引き続き女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、大学等により地域で継続的に行われる取組を推進する。</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 【2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加】</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合【再掲】 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上【再掲】 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】</p>	<p>○監事を常勤化した国立大学法人の割合 【2026年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値59%(2021年度) ■初期値52%(2020年度)</p> <p>○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値49%(2021年度) ■初期値30%(2020年度)</p> <p>○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値58%(2021年度) ■初期値47%(2020年度)</p>	<p><b>5-2. 国立大学改革の加速</b></p> <p>a. ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。 (2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等を内容に盛り込んだ国立大学法人法の一部改正を実施した(2022年4月1日施行)。 産業界目線からも理解しやすい財務諸表等の在り方や、大学が自らの判断で戦略的な積立てができる内部留保の仕組み等を検討し、2022年3月に国立大学法人会計基準・実務指針等の改訂を実施した。 2021年6月に各国立大学等を対象とした人事給与マネジメント改革の取組事例の調査を行い、同年12月に各大学の取組事例を取りまとめた「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン(追補版)」を策定。研究支援体制の整備の観点からURAといった研究支援人材の確保や処遇の改善に関する優良事例についての情報発信を実施した。</p>	→	→	→
<p>○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発する。 【一】</p>	<p>○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合 【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(初期値)26.4%(2020年度)</p>	<p><b>5-3. リカレント教育の推進</b></p> <p>a. 大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 大学等におけるデジタル等成長分野を中心としたリカレント教育プログラムの開発・実施等への支援をはじめ、大学等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充に取り組んでいる。</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値 300 人(2021 年度) ■初期値 150 人(2020 年度)</p> <p>○社会人の学びのポータルサイト「マナパス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数【増加】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値 6,125 プログラム(2021 年度) ■初期値 5,359 プログラム(2020 年度)</p> <p>○学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合【減少】 ⇒進捗状況 ■最新値 集計中 ■初期値 22.7%(2018 年度)</p>	<p>b. リカレント教育を支える専門人材(実務家教員)の育成を行う。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2021 年度における目標を達成しており、引き続き、質の高い実務家教員を育成するための研修プログラムを実施する。</p> <p>c. リカレント教育推進のための学習基盤の整備(社会人の学びのポータルサイトの充実等)を行う。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 社会人の学びのポータルサイト「マナパス」の機能拡充をはじめ、リカレント教育推進のための学習基盤の整備に取り組んでいる。</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○定員充足率 80%未満で赤字経営となっている大学について</p> <p>①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ</p> <p>※定員充足率 80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均：</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 155 千円(2021 年度) (全国大学平均：136 千円)</li> <li>■前回値 150 千円(2020 年度) (全国大学平均：145 千円)</li> <li>■初期値 153 千円(2019 年度) (全国大学平均：148 千円)</li> </ul> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 46 校(2021 年度)</li> <li>■前回値 41 校(2020 年度)</li> <li>■初期値 48 校(2019 年度)</li> </ul>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況</p> <p>※2021 年度予算：▲6%～+6% (※2018 年度予算：▲2%～+2%)</p> <p>【一】</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値▲6%～+6%(2021 年度)</li> <li>■前回値▲5%～+5%(2020 年度)</li> <li>■初期値▲2%～+2%(2018 年度)</li> </ul> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果</p> <p>※入学定員充足率 90%未満の私立大学の割合</p> <p>【2023 年度までに 13.1%】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 24.5%(2021 年度)</li> <li>■前回値 13.8%(2020 年度)</li> <li>■初期値 26.3%(2017 年度)</li> </ul> <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数</p> <p>【2023 年度までに 18 校】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 33 校(2021 年度)</li> <li>■前回値 30 校(2020 年度)</li> <li>■初期値 36 校(2017 年度)</li> </ul>	<p><b>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</b></p> <p>a. 2019 年度に行ったメリハリある配分強化(定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等)の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>配分実績等を踏まえ、2022 年度の一般補助、特別補助の交付要件見直し等を検討の上、年度末に配分する予定としている。</p> <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>配分実績等を踏まえ、2022 年度の一般補助、特別補助の交付要件見直し等を検討の上、年度末に配分する予定としている。</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生の就職・進学率の状況</p> <p>【-】</p> <p>※高等教育の修学支援新制度は2020年度開始のため、支援対象学生が就職後に現状値を調査の上、目標値を設定</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2020年度開始のため、同制度によって進学した学生が初めて卒業する2024年に調査を実施</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA(平均成績)等の状況</p> <p>【(目標)前年度の支援対象学生のうち、GPA等下位1/4の割合：25%を下回る】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 20%(2021年度)</li> <li>■初期値 19%(2020年度)</li> </ul> <p>○住民税非課税世帯の大学等への進学率の状況</p> <p>【(目標)住民税非課税世帯の大学等への進学率：前年度実績以上】</p> <p>※引き続き検証を行い、必要に応じてKPIを更新</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 54%(2021年度)</li> <li>■前回値 51%(2020年度)</li> <li>■初期値 40%(2018年度)</li> </ul>	<p><b>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</b></p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(進捗状況)(達成)</p> <p>授業料等減免と給付型奨学金をセットで実施する「高等教育の修学支援新制度」において、2021年度は32万人に支援を実施。2022年度も引き続き同制度を着実に実施する。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況の検証を行い、中間所得層における大学等へのアクセス状況等も見極めつつ、その機会均等の在り方について検討を促進する。</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(進捗状況)(達成)</p> <p>教育未来創造会議において、高等教育の修学支援新制度の検証と改善について検討を進めた。</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p></p> <p>→</p>	<p></p> <p>→</p>



# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

## 政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- ・地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)の結果を政策立案または予算要求・査定の際に参照している割合 ※2020 年度：都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%→2024 年度：100%

⇒進捗状況(未達)

最新値(2022 年度) 都道府県：95.7%、指定都市：100%、市区町村：85.9%(速報値)、  
 前回値・初期値(2020 年度) 都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%

- ・全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をP D C Aサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合

※来年の改革工程表までに現状値を調査→(目標)2022 年度：100%

⇒進捗状況

最新値(2022 年度)： 全国学生調査参加大学に対しては過去 2 回の試行実施結果の活用状況を調査中(年内には集計予定)。  
 独自調査をしている大学の活用状況については、2023 年度中に全国学生調査の本格実施も見据えて調査予定。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公立化された大学の地域貢献の推進                      ※※卒業生の地域内就職率、地域内入学者率等の変化を把握し、地域貢献を推進                      ⇒進捗状況(達成)                      該当大学のデータ評価率                      【毎年度 100%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 100%(2022 年度)</li> <li>■前回値 100%(2021 年度)</li> <li>■初期値 100%(2019 年度)</li> </ul>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化                      ※2018 年中に策定した「見える化」の方策に基づき、引き続き「見える化」を推進                      ⇒進捗状況(達成)                      該当大学のデータ公表率                      【該当年度 100%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 100%(2022 年度)</li> <li>■初期値 100%(2019 年度)</li> </ul>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>a. 地方自治体との連携を強化し、「見える化」の方策(2018 年)に基づき、①公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」を推進。                      《所管省庁：文部科学省、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)                      私立大学の公立化に際しての影響分析、公立化の効果、経営の現状・見通し、財政負担の見通し等の情報を文部科学省、総務省、大学及び設立団体の HP で毎年継続して公表している。</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○地方自治体の点検・評価(地教行法第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)において、定量的指標を盛り込んでいる割合【2024年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(初期値)70.7%(2022年度) ※速報値</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合【2022年度までに100%】 ⇒進捗状況 全国学生調査参加大学に対しては過去2回の試行実施結果の活用状況を調査中(年内には集計予定)。独自調査をしている大学の活用状況については、2023年度中に全国学生調査の本格実施も見据えて調査予定。</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 2021年度：2017年度比3倍増 【2021年度までに委託研究等による貸与件数について2017年度比3倍増】 ※2017年度：7件 ⇒進捗状況(未達) ■最新値17件(2021年度) ■前回値7件(2020年度) ■初期値7件(2017年度)</p> <p>○調査データの二次利用件数【2021年度までに340件】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値307件(2021年度) ■前回値298件(2020年度) ■初期値260件(2017年度)</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合【2022年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値97.6%(2021年度) ■初期値93.7%(2019年度)</p>	<p><b>9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</b></p> <p>(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>a. 第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況 中央教育審議会教育振興基本計画部会において、第3期教育振興基本計画のフォローアップを実施した。引き続き同部会でのフォローアップを踏まえつつ実効性あるPDCAサイクルを構築するため、2023年度からの次期教育振興基本計画の策定に向けた審議をしていく。</p> <p>b. 新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやGIGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年度全国学力・学習状況調査において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況についての調査・分析を実施した。 また、GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会において、GIGAスクール構想の効果検証が進められているところ。 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化や、学びにおけるオンラインの活用等について、中央教育審議会において検討を行っているところ。</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○中学校卒業段階の英語力 CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力 CEFR A2相当以上の割合【2022年度までに中・高ともに50%以上】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 中 47.0% 高 46.1%</p> <p>■前回値(2019年度) 中 44.0% 高 43.6%</p> <p>■初期値(2018年度) 中 42.6% 高 40.2%</p>	<p>c. 第4期教育振興基本計画(2023年度～)への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年度に「文部科学省教育データ標準(第2版)」を策定し、教育データの標準化を進めるとともに、教育データの分析・利活用方策の推進や、教育データ利活用にあたり留意すべき点の整理を行っている。 また、国の教育分野の調査データや研究成果等を集約する公教育データ・プラットフォーム(試行版)の開発を行っている。(2023年4月運用開始予定)</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>EBPM アドバイザリーボードのもと、G I G Aスクール構想の効果検証を行うにあたり、パネルデータ化している地方自治体における学力調査のデータを活用して分析を行っている。また、1人1台端末環境を踏まえて、教育データの標準化を進めるとともに、文科省 CBT システム(MEXCBT)の活用促進、教育データの分析・利活用方策の推進等を行っている。</p>	→	→	
			→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、国によるデータ貸与の取組をより一層周知するとともに、自治体における取組も促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全国学力・学習状況調査のデータ貸与について、2021年度に貸与データの拡充や HP の改善、データ貸与申出期間の1か月延長等に取り組んだところ。また、データ貸与の仕組みが研究者等において広く浸透していないこと等を踏まえ、貸与件数をより伸ばすため、各種メールマガジンにおける周知や、有識者(研究者等)を通じた各学会への広報に取り組んでいるほか、申請期間内外問わず相談を受け付ける等といった取組を行っている。</p>	→	→	→
		<p>f. 試行的に第3回全国学生調査(2022年度)を実施し、2023年度に本格的な調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度中に第3回調査を実施できるよう有識者会議の意見も踏まえ準備をしている。本格実施についてはこれまでの調査結果や有識者会議の議論を踏まえ引き続き検討を進めているところ。</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度秋に調査を実施し、地方公共団体の取組状況を把握しているところ。一部自治体においてE B P Mに関する具体的な方法等の情報を有していないこと等を踏まえ、横展開可能な他自治体の取組の共有、個別自治体の実情に応じた直接のやり取り等により、自治体におけるE B P Mの取組を推進している。 また、教育データの効果的な活用の在り方について、分析・検討を行っている。</p>	→		
		<p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年度調査の分析結果は、2022年5月に公表し、自治体や教育委員会の担当者をはじめとする教育関係者に共有した。2022年度の調査結果は、分析の上2023年春を目途に公表する予定としている。</p>	→		
		<p>i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年6月及び11月に、把握した有効事例を全国の教育委員会に共有し、各自治体の取組を支援した。</p>	→		

## 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		j. プログラミング等で育まれる児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2021年度に情報活用能力調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》  ⇒進捗状況(達成) 2022年1月～2月に全国479校(小学校等161校、中学校等162校、高等学校等156校)の14,219人を抽出し、調査を実施した。	→		
		k. 調査結果を取りまとめ、今後の施策に活用。 《所管省庁：文部科学省》  ⇒進捗状況 2022年度に調査結果を分析し、本年度中に公表する。 また、分析結果から「教師向け授業改善資料」を作成し、公表を予定している。	→	→	

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

### 政策目標

科学技術・イノベーション政策においてエビデンスに基づく政策立案等を図りながら、官民をあげて研究開発等を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、「科学技術立国」の実現につなげる。

・世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上(2019年度は第7位)

※評価指標の変更により、順位が変動する可能性がありうる

⇒進捗状況 最新値・前回値(2019年度：7位)、初期値(2018年度：6位)

・被引用回数トップ10%論文数の割合の増加(2014-16年：8.5%→2018-20：10%以上)

⇒進捗状況(未達) 最新値(2018-20年：8.2%)、前回値(2017-19年：8.2%)、初期値(2014-16年：8.5%)

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額

※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円(2014年度実績：1,151億円)

⇒進捗状況(未達) 最新値(2020年度：1,409億円)、前回値(2019年度：1,487億円)、初期値(2014年度：1,151億円)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出</p> <p>※官民の研究開発投資の総額【2025年度まで5年間で：約120兆円】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>※2021年度の数値は2022年度中に取得可能。</p> <p>■最新値(参考値) 約19.2兆円(2020年度)</p> <p>■前回値(参考値) 約19.6兆円(2019年度)</p> <p>※企業価値または時価総額が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業または上場ベンチャー企業創出数【2025年度までに50社】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値：35社(2021年度)</p> <p>■前回値：28社(2020年度)</p> <p>■初期値：16社(2019年度)</p> <p>※被引用回数トップ10%論文数の割合の増加【目標値は2022年中に検討し設定。】</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2018-20年：8.2%)</p> <p>■前回値(2017-19年：8.2%)</p> <p>■初期値(2014-16年：8.5%)</p>	<p>○エビデンスシステム(e-CSTI)の分析結果の活用</p> <p>【政策議論の場での分析内容の活用回数：年間7回(2020年度実績)以上】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度：16回)</p> <p>■初期値(2020年度：7回)</p>	<p>10. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る。</p> <p>a. エビデンスシステム(e-CSTI)を継続的に機能拡充することで、効果的な科学技術・イノベーション政策の立案を推進。(2025年度まで)</p> <p>《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>重要科学技術領域の検討に資する分析ツールを開発し、試行的な分析を実施。また、研究機関の外部資金に関する分析ツールを開発し、国立大学の外部資金獲得状況を分析。分析結果は、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員懇談会等で活用するとともに、関係機関に共有。</p> <p>このほか、論文出版時の年齢と論文数の関係性分析や研究資金と論文輩出の関係性分析、国立大学の研究設備・機器の共用に関するデータが財政制度等審議会の財政制度分科会・歳出改革部会で使用されるなど、内閣府外の政策検討においても活用。</p> <p>引き続き、インプット(研究費等)とアウトプット(論文数、被引用数等)の関係性分析を実施中。</p>	→	→	→

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額 【2025年度までに2018年度比7割増】 ※2018年度：884億円 ⇒進捗状況(未達) ■最新値：1,062億円(2020年度) ■前回値：961億円(2019年度) ■初期値：884億円(2018年度)</p> <p>○SIPにおけるマッチングファンド率 ※2020年度の間評価時点ですでにマッチングファンド率50%以上であった課題に加えて、その後、マッチングファンド方式が適用され、マッチングファンド率が50%以上となった課題を含む(2021年度、2022年度)。 ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度) 50%以上であった課題は引き続き同水準を継続。マッチングファンド方式が適用となったテーマはマッチングを達成 ■前回値(2020年度) 中間評価においてマッチングファンド方式の適否を決定</p> <p>○PRISMにおける民間からの資金等(人・物・資金)の受入状況 【民間資金の受入を国費の約4分の1以上】 ⇒進捗状況(達成) ■最新値：対象案件(22件)で達成(2021年度) ■前回値：対象案件(19件)で達成(2020年度)</p>	<p><b>1 1. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</b></p> <p>(戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)) a. 2020年度の間評価の結果を踏まえ、すでにマッチングファンド率50%以上であった課題に加えて、マッチングファンド方式が適用となった研究テーマについて着実にマッチングファンドを拡大する。 ※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率 = 民間貢献額 / (国からの委託費 + 民間貢献額) 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(達成) 2020年度の間評価時点でマッチングファンド率50%以上であった5課題は同水準のマッチングファンドを引き続き継続。マッチングファンド方式が適用となった3研究テーマについては国からの委託費と同額のマッチングファンドを達成。</p> <p>(官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)) b. 2020年度の間評価(PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価)を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(達成) PRISMの認知度向上のためのシンポジウム開催やパンフレット作成等の事業の改善をはかりながら、民間研究開発投資誘発効果が見込まれる領域を対象に推進し、民間資金の受入を国費の約4分の1以上を達成。</p>	→		



## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率 【2023年度までに100%】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値60%(2021年度) ■前回値45%(2020年度) ■初期値0%(2018年度)</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 【2023年度までに共用システムを構築した研究組織数を130にする】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値115件(2021年度) ■前回値100件(2020年度) ■初期値70件(2018年度)</p>	<p><b>1 2. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</b></p>			
		<p>(大型研究施設の整備及び産学官共用の促進) a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、施設整備を着実に進めており、2021年12月には基本建屋への加速器搬入を開始した。</p>	→	→	
		<p>b. 世界最先端の大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を着実に実施。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) SPring-8 や SACLA 等の我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設について、SPring-8 施設内にデータセンター・データ圧縮インフラ・高度化基幹ネットワーク等の整備を進め、遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実に実施した。</p>	→		
		<p>(大学等の研究設備・機器等の共用) c. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み(コアファシリティ)を構築。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020年度より先端研究基盤共用促進事業(コアファシリティ構築支援プログラム)を開始し、2021年度までに15機関を採択。機関全体の研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組みの構築を推進している。</p>	→		

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額【再掲】</p> <p>○40歳未満の大学本務教員の数【2025年までに1割増加(2019年度41,072人)】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値・初期値(2019年度) 41,072人 ■(参考)前回値(2016年度) 43,153人</p> <p>○S B I R制度に基づくスタートアップ等への支援【2025年度までに570億円】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値：546億円(2022年度目標) ■前回値：537億円(2021年度目標) ■初期値：463億円(2020年度目標)</p> <p>※大学ファンドの制度設計に関する検討状況を踏まえて、指標等を検討。</p>	<p><b>1 3. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、第6期科学技術・イノベーション基本計画の着実な推進を図り、「科学技術立国」の実現を目指す</b></p> <p>a. 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づいた、若手研究者支援策や STEAM 人材育成施策等の実施。(2025年度まで) 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況 【若手研究者支援策】 2021年3月に策定した第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、10兆円規模の大学ファンドの創設のほか、博士後期課程学生等への経済的支援、若手研究者の自由な発想による挑戦的な研究への支援などを実施し、博士課程学生への経済支援など一部の施策は順調に進捗している。一方で、「研究時間の確保」に関して、本年4月以降、CSTIの有識者議員懇談会において、研究時間の確保につながる関連テーマ8つを軸に検討を開始。うち「設備・機器共用」等の4テーマについて2022年9月1日に中間まとめとしてとりまとめた。「大学の評価疲れ申請疲れに対する方策」や各大学における全体最適化の取組としての「教育教員や研究教員の役割分担の見直し」等の4テーマについても引き続き議論し、8テーマ併せて年度内にとりまとめ予定。</p> <p>【STEAM教育】(達成) 第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、2021年9月に総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会の下に「教育・人材育成WG」を設置し、STEAM教育の推進等に向けた具体策について議論を重ね、2022年6月に「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」を策定。本パッケージに基づき、各府省において各施策を実施しているところ。</p>	→	→	→

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援や新しい日本版 SBIR 制度の促進など、スタートアップ創出・成長の支援等、イノベーション・エコシステムの形成に向けた取組の推進。(2025 年度まで) 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムを充実するなど、スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援を実施。また、SBIR 制度において、スタートアップ等に支出可能な補助金等の 2022 年度における目標を設定したところであり、引き続き支出の増大を図る。</p>	→	→	→
		<p>c. 総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会において、基本計画の進捗状況を適切に把握する。あわせて、エビデンスに基づく政策立案等を図りながら、2022 年中に新たな指標の開発を行う。(2025 年度まで) 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 評価専門調査会において、基本計画の指標を用いながら進捗状況を把握するための手法を検討。 また、基本計画と科学技術関係予算の対応付けを行い、基本計画における中目標の達成に関連する各種指標の状況の可視化に着手。 【新たな指標の開発】 2021 年 3 月に策定した第 6 期科学技術・イノベーション基本計画の下、有識者や現場の研究者の意見も踏まえ、従来の論文数等の指標に加え、研究力を多角的に分析・評価するための新たな指標の考え方を第 6 回 EBPM アドバイザリーボード(2022 年 4 月 11 日)で示した。現在、新たな指標候補の具体化や試行的な収集を進めており、2022 年中に新たな指標案を提示する予定。</p>	→	→	→

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. JST において 10 兆円規模の大学ファンドの運用を 2021 年度目途に開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築。運用にあたってはリスク管理体制も整備するとともに、運用・監視委員会において運用状況の監視を行う。</p> <p>《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>10 兆円規模の資金を運用元本として確保し、また、JST において 2021 年度末から運用を開始した。</p> <p>C S T I の専門調査会や、文部科学省の世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議における議論を踏まえ、2022 年 2 月 1 日、C S T I 本会議において「世界と伍する研究大学の在り方について・最終まとめ」を決定した。この最終まとめに基づき、国公私の設置形態に関わらず、世界と伍する研究大学となるポテンシャルを有し、改革を行う大学を認定し、大学ファンドから助成を行う等、総合的な支援を行うといった制度を定める「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が 2022 年 5 月 18 日に成立した。また、制度の意義、大学ファンドの支援対象大学の認定等に関する基本的な事項を定める基本方針を 2022 年 11 月 15 日に決定した。</p> <p>運用にあたっては、JST において新たに事業実施部署を設置し、投資部門(第 1 線)、リスク管理部門(第 2 線)、内部監査部門(第 3 線)から成る「3 線防衛」によるガバナンス体制を構築。2022 年 11 月までに運用・監視委員会を計 6 回開催した。</p>	→		

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 日本の研究力底上げのため、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が「特色ある強み」を十分に発揮し、社会変革を牽引する取組を強力に支援する施策や制度改革等を取りまとめた総合振興パッケージを2021年度内に策定し、必要な施策を推進。 《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 実力と意欲をもつ大学が、自身の強みや特色を最大限発揮し、成長の駆動力となってグローバル課題の解決や社会変革を牽引することを目指し、2022年2月に地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージを策定した。引き続き関係府省が連携し、当該パッケージに基づいた支援を着実に推進する。</p>	→		

# 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

## 政策目標

東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを継承し、全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、スポーツの価値を実感できる社会を実現するとともに、民間資金等の一層の活用により、スポーツの成長産業化・地域スポーツの普及・発展を図る。

- ・スポーツ実施率の向上【成人や障害者の週1回以上のスポーツ実施率：2026年度に70%、40%程度(2020年度：成人59.9%、障害者24.9%)】  
⇒進捗状況(未達)  
最新値(2021年度)：成人56.4%、障害者31.0%、前年度(2020年度)：成人59.9%、障害者24.9%、  
初期値(2016年度/2013年度)：成人42.5%、障害者18.2%
- ・企業等からスポーツ機関への投資額 ※スポーツの市場規模【2025年までに15兆円】  
⇒進捗状況(未達)  
最新値(2019年)約9.5兆円、前年度(2018年)約9兆円、初期値(2012年)5.5兆円

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○スポーツを通じた健康増進への貢献 【成人の1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続して実施する割合の増加】 ※2019年度： (20歳～64歳) 男性23.5%/女性16.9% (65歳以上) 男性41.9%/女性33.9% ⇒進捗状況 ※2020、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、調査未実施</p> <p>○スポーツ市場規模の拡大 【2025年までに15兆円】 ※2018年：約9兆円 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2019年)約9.5兆円 ■前年度(2018年)約9兆円 ■初期値(2012年)5.5兆円</p>	<p>○身近なスポーツ環境の整備 幼児期から大人、障害者等も含めて多様な主体が参加できる総合型地域スポーツクラブ等の整備状況 【2026年度までに、全都道府県で登録・認証制度の運用開始】 ※2021年度：登録制度・認証制度共に未開始 ⇒進捗状況(未達) ■2022年度に登録制度開始、認証制度については未開始</p> <p>○スポーツを通じた健康増進 「Sport in Life」コンソーシアムにおけるスポーツを通じた健康増進に係る取組状況 【2026年度までに3000団体が加盟】 ※2021年度：1,456団体(10月末時点) ⇒進捗状況(未達) ■最新値2,034団体(2022年度) ■前年度1,456団体(2021年度) ■初期値162団体(2020年度)</p>	<p><b>14. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</b></p> <p>(ポストコロナのスポーツ政策) a. 2022～8年度の第3期スポーツ基本計画のもと、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点も含め、多様な主体のスポーツ機会を創出し、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康増進や地方創生の推進、スポーツの成長産業化による市場規模の拡大に向けた取組を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価・公表し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していく。 こうしたスポーツ政策のロジックモデル等の整理・分析に加え、各政策目標を達成するための各施策について、それがどのような成果を挙げているのか、海外事例や他省庁の取組等も踏まえて効果の測定を行うほか、実施事業の検証を行い、事業改善を図るといった、科学的知見を踏まえた政策立案を進める。</p>	→	→	→

### 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○スポーツ・健康まちづくりに取り組む自治体の状況 【2026年度までに40%】 ※2021年度：15.6% ※スポーツによる地域の経済活性化や住民の健康増進等のまちづくり施策に総合的に取り組み、その推進体制を構築した自治体数の増加を促進 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 15.6%(2021年度) ■初期値 14.3%(2020年度)</p> <p>○まちづくりや地域活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 【2025年までに20拠点】 ※2020年度：9拠点 ⇒進捗状況(未達) ■最新値 11拠点(2021年度) ■初期値 9拠点(2020年度)</p>	<p>(身近なスポーツ環境の整備) b. 総合型地域スポーツクラブの設置の促進や、登録基準を具備していると認められるクラブを登録クラブとして認定する制度や規定のタイプ(「介護予防」、「子育て支援」等)別の認証基準を具備していると認められるクラブを認証する制度を構築し、その推進を図る。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年度より総合型地域スポーツクラブの登録制度を開始しており、登録クラブは1015クラブとなった(2022年10月28日日本スポーツ協会発表)。また、認証制度については日本スポーツ協会を中心に議論しており、次年度以降の開始を予定している。</p> <p>(スポーツを通じた健康増進) c. 自治体や企業等における住民や従業員のスポーツ実施の機運醸成に向けて、「Sport in Life」コンソーシアムの取組など、大学等との連携によるスポーツを通じた健康増進に係るエビデンスの収集・発信を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》 ⇒進捗状況(達成) 2022年9月末時点における「Sport in Life」コンソーシアムの加盟団体数は2,043団体となっており、スポーツ実施の機運醸成に向けた取組が着実に進展しているほか、スポーツ実施率向上に向けた総合研究事業にも新たに着手し、大学・研究期間等と連携した科学的知見の蓄積・普及・活用を実施している。</p>	→	→	→

### 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(スポーツを通じた地方創生の推進)</p> <p>d. スポーツによる住民の健康増進や地域の経済活性化等の、スポーツ・健康まちづくりの取組増加に向けて、自治体の意識改革の促進。(2026年度まで)</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年2月に「スポーツ・健康まちづくり」の事例集を作成し、公表した。自治体に対しアンケート調査も行い、希望した自治体と個別に意見交換を実施する。</p> <p>「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度を制定し、年1回、地方自治体の優良なアイデアを式典にて表彰することで、スポーツを活用した特色あるまちづくりの全国展開を推進する。</p>	→	→	→
		<p>(指定管理者制度の柔軟な運用等の推進)</p> <p>e. スポーツ施設による指定管理者制度の柔軟な運用など、民間の資金・ノウハウを活用した取組を先進事例の提供により推進。(2026年度まで)</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「地域の身近なスポーツの場づくりに関するセミナー」において、民間活力の導入をテーマとした回を毎年1回設け、PPP/PFIの先進事例を紹介し、全国への横展開を図っている。セミナーは、幅広い関係者への普及啓発を進めており、スポーツや教育担当者のみならず、まちづくりの観点から企画・都市計画系の部署の方にも参加いただくほか、民間事業者としてクラブチーム、設計・建設会社、運営・管理会社等にも参加いただいている。今後も引き続き同様の取組を継続し、全国展開を推進する。</p>	→	→	→



### 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(スタジアム・アリーナ改革や新ビジネス創出を通じたスポーツの成長産業化の推進)</p> <p>f. 民間活力の導入による施設単体の収益向上を図るとともに、スタジアムやアリーナを拠点とした賑わいの創出や地域活性化などの経済の好循環に繋がる取組を推進。(2025年度まで)</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地域の賑わい創出や経済活性化の核となるスタジアム・アリーナのモデル施設を選定しており、(2021年度末時点で11拠点)現在、今年度の選定に向けた公募を実施している(締切：11月8日)。</p> <p>2025年までに20拠点の実現に向けて、引き続きモデル施設の選定を行うとともに、選定拠点と今後申請を検討している拠点のネットワーキングの強化を図り、選定拠点の取組の横展開を図っていく。</p>	→	→	→
		<p>g. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及び KPI 対象施設の選定・先進事例の拡大。スタジアム等の効果検証・手法の普及。(2025年度まで)</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>今年度の予算事業において、国内外のスタジアム・アリーナにおける優良事例の事業運営スキームや機能の特徴等の調査を実施している。</p> <p>国内外の優良事例を比較して、国内スタジアム・アリーナにおける課題を明らかにするとともに、事例の横展開を図っていく。</p>	→	→	→

### 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>h. 新ビジネスの創出に向けた DX 化の推進やオープンイノベーションを推進するプラットフォーム構築を支援。(2025 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>DX の推進については、今年度より予算事業において、国内外のスポーツ団体等における DX の導入やテクノロジーの活用事例調査を行うとともに、スポーツ DX 推進のための実証事業( 2 件)を行っている。</p> <p>また、オープンイノベーションの推進に当たっては、優良事例の表彰及び横展開とスポーツ団体と民間事業者等の共創によるビジネスモデルの創出支援を実施している。(2021 年度末までで 22 件)</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 4. 官民一体となった文化の振興

## 政策目標

文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。  
 ・2025年の文化の市場規模：18兆円(GDP比3%程度)  
 ⇒進捗状況(未達)  
 最新値(2019年)10.2兆円(GDP比約1.8%)【暫定値】、前年度(2018年)10.5兆円(GDP比約1.9%)、初期値(2016年)10.5兆円(GDP比約1.9%)※文化の市場規模の推計値

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合【2016年度：9.6%→上昇】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 2.8%(2021年度)</li> <li>■前年度 4.9%(2020年度)</li> <li>■初期値 9.6%(2018年度)</li> </ul> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額【2016年度：国立美術館 約8.5億円、国立文化財機構 約7.5億円→増加】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 国立美術館 約7.1億円、国立文化財機構 約7.6億円(2021年度)</li> <li>■前年度 国立美術館 約6.9億円、国立文化財機構 約7.3億円(2020年度)</li> <li>■初期値 国立美術館 約6.8億円、国立文化財機構 約7.3億円(2017年度)</li> </ul>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加【毎年度、前年度実績を上回る】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 2,240百万円(2021年度)</li> <li>■前年度 1,642百万円(2020年度)</li> <li>■初期値 4,952百万円(2017年度)</li> </ul> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加【2017年度：約1.4億人→増加】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値約0.7億人(2020年度)</li> <li>■前年度約1.4億人(2017年度)</li> <li>■初期値約1.3億人(2014年度)</li> </ul>	<p><b>15. 民間資金を活用した文化施策の推進</b></p> <p>(民間資金等による文化財の保存・活用の推進)                  a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方を検討・実施。                  《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)                  国立文化財機構では、民間企業と連携し、VR、高精細3D、8K等映像技術を活用した展覧会の開催など、来館者の増加を図る取組を実施している。また、高精細複製品の制作・活用、文化財の新しい鑑賞方法の開発等のため、民間企業と共同研究を行い、その成果として特別企画「未来の博物館」を開催しているところ。</p>	→		

## 文教・科学技術 4. 官民一体となった文化の振興

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○文化の市場規模 【2025年までに18兆円(GDP比3%程度)に拡大】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 10.2兆円(GDP比約1.8%)[暫定値](2019年)</li> <li>■前回値 10.5兆円(GDP比約1.9%)(2018年)</li> <li>■初期値 10.5兆円(GDP比約1.9%)(2016年)</li> </ul> <p>※2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新</p>	<p>○アート市場規模の拡大 【2021年までに7%に拡大】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■最新値 3.2%(2021年度)</li> <li>■前回値 4.3%(2020年度)</li> <li>■初期値 3.6%(2017年度)</li> </ul> <p>※2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新</p>	<p>(国立美術館・博物館の機能強化)</p> <p>b. 民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面等における国立美術館等の機能強化に努める。(2025年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>国立科学博物館では、地域の博物館及び民間企業と連携した巡回展「ポケモン化石博物館」を企画し、入場料収入や展示の貸出料の増加を図る取組を実施している。また、民間企業の商品(壁紙)開発のため、標本資料等のデータ提供や、科学的な監修協力し、その成果として自己収入が増加している。加えて、2022年度から、東京国立近代美術館では同館展覧会チケット販売受託事業者において取得した購入者情報データを分析し、利用者のニーズに応じた広報資料を作成し、同事業者を通じて展覧会情報等の案内を送付するなど積極的な広報活動に役立っている。</p> <p>c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2022年度より、博物館機能強化推進事業(経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実証事業)にて、メンバーシップやファンドレイズ等に関する実証事業を開始し、成果については国内博物館等に横展開する。</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>

## 文教・科学技術 4. 官民一体となった文化の振興

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(アート市場の活性化)            d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。            《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)            アート・エコシステムの形成に向けた取組等を通じて、アート市場を含む日本におけるアートの活性化を支えるインフラ整備や国際発信等の取組を推進している。</p>	→		
		<p>(簡素で一元的な権利処理方策の実現)            e. DX 時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的に権利処理できるような制度を検討し、所要の措置を講じる。            《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況            簡素で一元的な権利処理に関する法制的課題等について、文化審議会において継続して審議を行っており、2023 年通常国会に必要な法案の提出を目指す。</p>	→		
		<p>(ポストコロナの文化政策)            f. 2022 年度中の策定を目指している第 2 期文化芸術推進基本計画と合わせて、ポストコロナ時代にふさわしい新たな KPI の設定や取組を検討・実施。            《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況            第 2 期文化芸術推進基本計画の策定に向けて、2022 年 6 月に文化審議会に諮問し、検討を進めているところであり、第 1 期計画期間中の取組の実施状況に係る評価を踏まえて、ポストコロナ時代にふさわしい KPI についても併せて検討している。</p>	→		

# 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

## 歳出改革等 1. 先進・優良事例の横展開(含む業務イノベーション)

### 政策目標

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が発行するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

### (再掲)

- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進(社保-2)
- 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(社保-3)
- 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進(社保-18)
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-19)
- 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開(社保-24)
- 在宅看取りの好事例の横展開(社保-27)
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-34 ii)
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-4)
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開(社資-7)
- 立地適正化計画の作成・実施の促進(社資-13)
- 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-5)
- 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-6)

## 歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

### 政策目標

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

⇒進捗状況(未達)

最新値(2021年度)：66団体、前年度(2020年度)：54団体、初期値(2019年度)：46団体

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
1. 成果連動型民間委託契約方式の普及促進					
<p>○重点3分野での成果連動型民間委託契約方式の実施自治体等の数【2022年度末までに100団体以上】</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度) 66団体</p> <p>■前年度(2020年度) 54団体</p> <p>■初期値(2019年度) 46団体</p>	<p>○成果連動型民間委託契約方式の普及に向けたセミナー等に参加した自治体等の数【2022年度に500団体】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度) 504団体</p> <p>■前年度(2020年度) 313団体</p> <p>■初期値(2019年度) 107団体</p> <p>○プラットフォームへの参加自治体数【2022年度末までに150団体以上】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度) 207団体</p> <p>■前年度(2020年度) 177団体</p>	<p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン(令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定)に基づき重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)を中心に成果連動型民間委託契約方式(PFS)の普及を促進する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>令和3年度末時点で、66団体において、重点3分野に係るPFS事業が実施された。</p>	→		
		<p>b. 内閣府は、地方公共団体におけるSIBを含むPFSの加速度的な普及促進を実現するため、案件組成段階から事業実施段階までシームレスな支援に取り組む。</p> <p>《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>令和2年度から令和4年度までの間、PFSの導入を検討する地方公共団体に対する支援として、6件の案件形成支援、2件の導入可能性調査支援を実施した。</p>	→	→	→



## 歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 官民双方のニーズを踏まえ、環境、まちづくり等の新たな分野での事例構築を進める。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和4年10月現在、環境をテーマとするP F S事業の案件形成支援を1件実施している。また、令和4年度、まちづくりをテーマとするP F S事業の検討のため、全6回のワーキンググループを実施し、参加者の地方公共団体における事例構築を後押ししている。</p>	→		
		<p>d. 案件組成に向けて、P F Sに関する官民対話・連携促進のためのプラットフォームの形成を支援する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和3年8月から現在まで、P F S官民連携プラットフォームの活動を継続している。令和4年9月現在、207団体の地方公共団体が参加している。</p>	→		
		<p>e. 事業実施段階では、委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 令和4年9月時点において、6団体に対し、委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を実施している。</p>	→	→	→

## 歳出改革等 2. インセンティブ改革(頑張る系等)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		f. 事業実施効果としての社会的便益、社会的コスト等に係るデータの整備、提供を行う。 《所管省庁：内閣府》  ⇒進捗状況(未達) 令和3年度及び4年度、P F S 事業に係る社会的コスト・社会的便益に関する調査を実施している。結果について、地方公共団体等の案件形成に資する形で令和4年度中にとりまとめる。	→		
		g. P F S 事業がもたらす効果について、2022 年度中に関係各府省との連携により評価指標を検討し、K P I 第2階層を設定する。 《所管省庁：内閣府》  ⇒進捗状況(達成) P F S に係る有識者のヒアリングの結果を踏まえ、関係府省庁連絡会議において、新たなK P I を設定した。	→		

(再掲)

- 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備(社保-6)
- インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討(社保-7)
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-19)
- 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討(社保-37)
- 国保の普通調整交付金について見直しを検討(社保-45)
- P P P / P F I 推進アクションプランの推進(社資-9)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-10)
- P P P / P F I 推進のための地方公共団体への支援(社資-11)
- 地方交付税(まち・ひと・しごと創生事業費)について改革努力等に応じた配分の強化を検討(地財-14)
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)

# 歳出改革等 3. 見える化

## 政策目標

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2022年度) 168件</p> <p>■初期値(2020年度) 80件</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月平均アクセス回数【増加】</li> <li>・月平均データダウンロード回数【増加】</li> </ul> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月平均アクセス回数</li> <li>■最新値(2022年度) 2881回</li> <li>■前回値(2021年度) 1499回</li> <li>■初期値(2019年度) 1453回</li> <li>・月平均データダウンロード数</li> <li>■最新値(2022年度) 135回</li> <li>■前回値(2021年度) 92回</li> <li>■初期値(2019年度) 89回</li> </ul>	<p><b>2. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</b></p> <p>a. RPA等を活用したデータ整備の効率化を進め、タイムリーなデータ更新に努めるとともに、地方自治体へのアンケートを実施することでデータベースの周知と利活用ニーズの把握を図り、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>RPAを導入するなどデータ整備の効率化に取り組んだ。2022年10月には地方自治体へのアンケートを実施したところであり、これにより利活用ニーズを把握し、より具体的な利便性向上への改善策を検討する。</p>	→		
		<p>b. 2022年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講じ、その内容について自治体への広報を進めるとともに、引き続き残された課題の検討・改善を進める。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2022年度における検討を踏まえ、2023年より実施</p>		→	→

### (再掲)

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討(社保-34 i)
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-34 ii)
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進(社保-36)
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開(社資-7)
- インフラデータの有効活用(社資-8)
- 立地適正化計画の作成・実施の促進(社資-13)
- 既存ストックの有効活用(社資-16)

### 歳出改革等 3. 見える化

- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開(地財-9)
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進(地財-10)
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる(地財-15)
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し(文教-5-1(1))
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-6)
- 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け(文教-8)
- ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立(文教-9(1))
- 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る(文教10)

## 歳出改革等 4. 公的サービスの産業化

### 政策目標

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

#### (再掲)

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進(社保-17)
- PPP／PFI 推進アクションプランの推進(社資-9)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-10)
- PPP／PFI 推進のための地方公共団体への支援(社資-11)
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映(地財-1)
- 成果連動型民間委託契約方式の普及促進(歳出-1)

# 歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

## 政策目標

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○電波利用料対象事業について設定するK P I (道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等) ⇒進捗状況 ・道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率 ■最新値(2022年度) 84.3% ■前回値(2021年度) 83.1% ■初期値(2020年度) 84.1% ※2021年度以降は3Gをエリアカバー率に含めないこととしたため数値が低下。 LTEや5Gエリア整備自体は進んでいる。</p> <p>・500m以上の高速道路トンネルにおける電波遮へい対策の整備率 ■最新値(2022年度) 99.5% ■前回値(2021年度) 99.7% ■初期値(2020年度) 99.7% ※整備以上に率の分母(高速道路トンネル)が増加したため数値が低下</p>	<p>○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022年度) 1ファンド、100% ※新たな数値目標・計画策定の該当はなし。既に数値目標・計画を策定済みのファンドのうち、改善目標・計画が必要とさ</p>	<p><b>3. 電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資などに有効活用</b></p> <p>a. 電波利用料制度の見直しを実施。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 改正電波法のうち電波利用料の一層の適正化等を内容とする部分は、2022年度に成立・施行</p> <p>b. ICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(未達) 2023年度に取り組むもの。</p> <p>c. 電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(未達) 2024年度に取り組むもの。</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>○累積損失解消のファンド数・割合 ⇒進捗状況(未達) 現時点で累積損失を解消したファンドがないため、「未達」と記載。 ■最新値(2022年度) 0ファンド、0% ■前回値(2021年度)</p>	<p>○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2022年度) 1ファンド、100% ※新たな数値目標・計画策定の該当はなし。既に数値目標・計画を策定済みのファンドのうち、改善目標・計画が必要とさ</p>	<p><b>4. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</b></p> <p>a. 改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための</p>	<p>→</p>	<p></p>	<p></p>

## 歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
0ファンド、0% ■初期値(2018年度) 0ファンド、-1%	れた(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構について実施したもの。 ■前回値(2021年度) 1ファンド、100% ■初期値(2018年度) 0ファンド、-1%	<p>数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表(5月まで)。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。</p> <p>《所管省庁：官民ファンド監督官庁及び財務省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>※農林漁業成長産業化支援機構、海外通信・放送・郵便事業支援機構、海外需要開拓支援機構について、2021年度末の累積赤字額が目標の数値に未達となったため、全体でも「未達」と判断。</p> <p>各官民ファンド及び監督官庁において、改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、新たに設定したKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を実施。</p> <p>(株)海外交通・都市開発事業支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と実績との乖離を検証するため、各官民ファンド及び監督官庁において、上記計画の進捗状況を公表(2022年5月・11月)。</p> <p>(株)農林漁業成長産業化支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と実績の間に乖離が見られたため、2021年度以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が示され、2020年5月に損失を最小化するための改善計画を策定・公表。さらに、改善計画と実績との乖離を検証するため、当該改善計画の進捗状況を公表(2022年5月・11月)。</p> <p>(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と2022年3月末時点での実績の間に乖離が見られたため、2022年5月に改革工程表2021を踏まえた改善計画を策定・公表。当該改善計画の進捗状況を公表(2022年11月)。</p>			

## 歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		(株)海外需要開拓支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と2021年3月末時点での実績の間に乖離が見られたため、2021年5月に改革工程表2020を踏まえた改善計画を策定・公表したが、改善計画と2022年3月末時点での実績の間に乖離が見られたため、組織の在り方を含めた抜本的な見直しに関する検討が行われ、その結果を公表(2022年11月)。			

**(再掲)**

- P P P / P F I 推進アクションプランの推進(社資-10)
- 優先的検討規程の策定・運用(社資-11)
- P P P / P F I 推進のための地方公共団体への支援(社資-12)
- 既存ストックの有効活用(社資-17)
- 所有者不明土地の有効活用(社資-18)



## 歳出改革等 6. 公共調達改革

### 政策目標

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額【増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2022年度) 4,390億円</p> <p>■前回値(2021年度) 4,168億円</p> <p>■初期値(2018年度) 1,970億円</p> <p>○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>プロジェクト管理重点対象装備品等</p> <p>■最新値(2022年度)※ 1品目(7品中)</p> <p>■前回値(2021年度) 10品目</p> <p>■初期値(2018年度) 7品目</p> <p>準重点管理対象装備品等</p> <p>■最新値(2022年度)※ 1品目(7品目中)</p> <p>■前回値(2021年度) 3品目</p> <p>■初期値(2018年度) 2品目</p> <p>※2022年度については2022年8月末時点で14品目の装備品のみしか結果が出ていないため、2021年度以前の結果で評価している。</p>	<p>○各種取組による装備品取得経費の縮減額【増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2022年度) 4,390億円</p> <p>■前回値(2021年度) 4,168億円</p> <p>■初期値(2018年度) 1,970億円</p> <p>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>プロジェクト管理重点対象装備品等</p> <p>■最新値(2022年度) 22品目</p> <p>■前回値(2021年度) 22品目</p> <p>■初期値(2018年度) 17品目</p> <p>準重点管理対象装備品等</p> <p>■最新値(2022年度) 14品目</p> <p>■前回値(2021年度) 14品目</p> <p>■初期値(2018年度) 3品目</p> <p>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2021年度)</p>	<p><b>5. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</b></p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。 《所管省庁：防衛省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>・次期戦闘機事業及びスタンド・オフ電子戦機事業に対して、共同履行管理型インセンティブ契約制度を適用している。引き続き、装備品の調達において、必要に応じ同制度の適用を検討することで、契約上のリスクを極小化し、着実な契約履行及び企業のコストダウン意欲の向上に努める。</p> <p>・企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数を更に拡大するため、本仕組みの運用実態を調査(2022年5月)するとともに、各調達機関に教育を実施(同年7月から9月)。</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。 《所管省庁：防衛省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>関係部署と綿密に連携してスケジュール管理する等、プロジェクト管理を強化し、ライフサイクルコスト管理を推進してきており、目標を達成している。</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。 《所管省庁：防衛省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、2022年3月に国家安全保障会議で審議し、防衛装備移転三原</p>	→	→	→

## 歳出改革等 6. 公共調達改革

○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】

⇒進捗状況(達成)

■最新値(2021年度)

9件

■前年度(2020年度)

8件

■初期値(2018年度)

8件

○インセンティブ契約適用による低減額【増加】

⇒進捗状況(達成)

■最新値(2021年度)

5.3億円

■前年度(2020年度)

6.2億円

■初期値(2018年度)

3.3億円

16件

■前年度(2020年度)

15件

■初期値(2018年度)

9件

○インセンティブ契約の適用件数【増加】

⇒進捗状況(未達)

■最新値(2021年度)

14件

■前年度(2020年度)

17件

■初期値(2018年度)

33件

○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数【増加】

⇒進捗状況(達成)

■最新値(2021年度)

3件

■初期値(2020年度)

2件

○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数【増加】

⇒進捗状況(達成)

■最新値(2021年度)

21件

■初期値(2020年度)

13件

則の運用指針を改正するとともに、同月からウクライナへの装備品等の提供を実施している。

防衛装備品・技術移転協定については、2022年5月にタイとの間で防衛装備品・技術移転協定が発効した他、現在、UAEと実質合意に至り、シンガポールとは締結に向け交渉中である。

加えて、防衛装備庁、海外との取引経験がある商社、装備品を製造する企業が連携し、相手国の潜在的なニーズを把握して、提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を2020年度より開始し、2022年度はインド、インドネシア、ベトナム、タイの4か国を対象に実施している。

(再掲)

○ICTの活用(i-Constructionの推進)(社資-1)

○効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-4)

○インフラデータの有効活用(社資-8)

## 歳出改革等 7. 多年度にわたる基金事業のPDCA強化

### 政策目標

事業の継続性が見通せないために、民間活力を巻き込めず、経済財政効果が限定される等といった単年度予算の弊害の是正に向けて、基金を活用し多年度にわたり取り組む事業について、PDCA強化による事業プロセスや成果に対する説明責任と透明性の向上を通じて、予算における継続性の担保や政府の計画やコミットメントを確保し、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上に結び付ける。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>6. 多年度にわたる基金事業のPDCA強化</b></p> <p>a. 科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む基金事業(※)について、次の要素を加えたPDCAの枠組みを2021年度末までに構築し、その枠組みに基づく評価を2022年度以降実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築</li> <li>・事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</li> <li>・進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映</li> <li>・外部専門家の知見を取り入れる仕組み</li> </ul> <p>※単年度事業費10億円相当以上の基金事業(終期のない基金事業については基金残高10億円以上のもの)が対象 《所管省庁：各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>本取組の対象となる基金事業について、上記の要素を加えたPDCAの枠組みの構築について、その結果を2022年5月の経済・財政一体改革推進委員会に報告した。一部には、予算成立後の基金を取り巻く状況の変化等を踏まえ、改めて事業全体の検討を進めているものも含まれていた。本取組の対象となる基金事業については、2023年上半期のフォローアップ時に改めてPDCAの枠組み構築状況を確認する。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○政府統計の総合窓口(e-Stat)でのデータベース利用件数【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値・初期値(2021 年度) 607 万件</p> <p>○政府統計の総合窓口(e-Stat)での API リクエスト件数【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値・初期値(2021 年度) 2.1 億件</p>	<p>○政府統計の総合窓口(e-Stat)で提供する統計情報データベースの登録データ数【21 万件(累計)(2022 年度末)】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値・初期値(2021 年度) 19 万件</p>	<p><b>7. 高度利用型統計データの整備</b></p> <p>a. 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データについて、令和 3 年度に機械判読可能な型式での整備に係る府省統一の方針として統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインを策定し、基幹統計をはじめとする統計データについて、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 令和 3 年度に機械判読可能な型式での整備に係る府省統一の方針として統計データの整備に係る基本方針を各府省合意により策定。一方、関係ガイドラインについては、統計委員会から総務大臣に建議された「公的統計の総合的な品質向上に向けて(建議)」(令和 4 年 8 月 10 日)を踏まえた内容とする必要があり、策定を令和 4 年度末に見直し。</p>	→		
<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数 ⇒進捗状況 ■最新値(2021 年度) 47 統計 ■初期値(2020 年度) 15 統計</p>	<p>○点検・評価結果の件数 ⇒進捗状況 ■最新値(2021 年度) 80 統計 ■初期値(2020 年度) 24 統計</p> <p>○統計業務相談の件数 ⇒進捗状況 ■最新値(2022 年度※R4.10 現在) 24 件 ■前回値(2021 年度) 50 件 ■初期値(2019 年度) 13 件</p>	<p><b>8. 政府統計の改善、統計リソースの確保</b></p> <p>a. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018～2022 年度)に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。 《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「令和 4 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(令和 3 年 6 月 30 日統計委員会)に基づき、各府省において予算及び機構・定員を要求した。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数【3,200人(2022年度末)】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年度) 1,530人 ■前回値(2021年度) 395人 ■初期値(2018年度) 2,897人</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年度(※R4.10現在)) 約8,600人 ■前回値(2021年度) 11,390人 ■初期値(2019年度) 3,609人  ○インターネット上のコンテンツへのアクセス</p>	<p><b>9. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</b></p> <p>(a. 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》 ⇒進捗状況(未達) 統計業務報告等の定型的な業務において、VBAを活用した業務の省略化を図り、実情に応じた効率化について検討を重ねた。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数 【18,000人(2022年度末)】 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年度) 9,800人</p> <p>■前回値(2021年度) 6,367人</p> <p>■初期値(2018年度) 11,958人</p>	<p>数【増加】 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022年度※R4.9末時点) 2,706万回</p> <p>■前回値(2021年度) 5,727万回</p> <p>■初期値(2019年度) 5,284万回</p> <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数 【95回(2022年度末)】 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年度) 51回</p> <p>■前回値(2021年度) 15回</p> <p>■初期値(2018年度) 85回</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数【330回(2022年度末)】 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年度) 213回</p> <p>■前回値(2021年度) 138回</p> <p>■初期値(2018年度) 252回</p>	<p>b. 前年度の RPA 等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。 《所管省庁：総務省、各府省庁》 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>統計業務報告等の定型的な業務において、VBA を活用した業務の省略化を図り、実情に応じた効率化について検討を重ねた。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数) 【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(2021年度) 1億2,953万件 ■前回値(2020年度) 1億2,843万件 ■初期値(2019年度) 1億2,508万件</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年度※R4.9末時点) 498万件 ■前回値(2021年度) 692万件 ■初期値(2018年度) 386万件</p>	<p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(2021年度) 502件 ■前回値(2020年度) 503件 ■初期値(2019年度) 507件</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計の数【増加】 ⇒進捗状況 ■最新値(2021年度) 160件 ■前回値(2020年度) 143件 ■初期値(2019年度) 111件</p>	<p><b>10. 統計への二次的な活用の促進</b></p> <p>《所管省庁：総務省、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況 総務省は、2022年度に実施した「令和3年度統計法施行状況報告」において、行政記録情報等を活用又は検討している統計の実態を把握し、ホームページ等で公表している。</p>	→		
—	<p>○統計改革推進会議の部会及び部会の下に設置された会議の開催回数 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年度(9月時点)) 1回 ■前回値(2021年度) 5回 ■初期値(2019年度) 10回</p>	<p><b>11. 統計改革推進会議における体制の構築</b></p> <p>《所管省庁：内閣官房》</p> <p>⇒進捗状況 総合的な対策を着実に実施するとともに、統計改革調査部会の下に「統計体系の整理等検討会」及び「統計技術・データソースの多様化等検討会」を開催し、統計改革を不断に継続している。今後これらの会議の開催については、集中的な統計改革の取組の一環として、総務省と連携しつつ実施する。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○ E B P M(ロジックモデル作成)の実例創出の報告数 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最新値(2021 年度) 415 件</li> <li>■ 前回値(2020 年度) 292 件</li> <li>■ 初期値(2018 年度) 31 件</li> </ul> <p>○ E B P M(効果検証)の実例創出の報告数 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最新値(2021 年度) 11 件</li> <li>■ 初期値(2020 年度) 8 件</li> </ul>	<p>○行政改革推進本部事務局による各府省の E B P Mの推進に対する支援の状況 (相談・助言対応数、E B P M推進委員会等関係会議開催数、府省横断勉強会等研修開催数、E B P Mイントラネットホームページアクセス数) ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・助言対応件数: ■ 最新値(2021 年度) 11 回</li> <li>■ 前回値(2020 年度) 3 回</li> <li>■ 初期値(2018 年度) 22 回</li> </ul> <p>・EBPM 推進委員会等関係会議開催数: ■ 最新値(2021 年度) 2 回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前回値(2020 年度) 5 回</li> <li>■ 初期値(2018 年度) 3 回</li> </ul> <p>・府省横断勉強会等研修開催数: ■ 最新値(2021 年度) 1 回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前回値(2020 年度) 0 回</li> </ul>	<p><b>1 2. 客観的データに基づく PDCA サイクルと EBPM を確立</b></p> <p>a. 各府省の政策立案総括審議官等が各組織における E B P M推進の取組を主導するとともに、これらから成る E B P M推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体の E B P Mの取組を推進する。E B P Mの中長期的な推進方策について検討し、必要な対応を行う。 《所管省庁：内閣官房》</p> <p>⇒進捗状況 アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言(令和4年5月31日)の内容を踏まえ、希望する府省に E B P Mの専門家を派遣する等の、行革事務局による伴走型支援の仕組みを同年7月に運用開始するとともに、同年11月の秋のレビューでは、E B P M的観点から、政策の効果の向上や柔軟な見直しに資する方策を中心に議論するなど、各府省における E B P Mの更なる実践に向け取り組んでいる。</p> <p>b. 経済・財政一体改革エビデンス整備プランに基づき、新経済・財政再生計画改革工程表におけるエビデンス構築を進め、その成果を改革工程表の改定に反映する。 《所管省庁：内閣府、各省庁》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 全体的にデータ整備が進み、一部の施策では、エビデンス構築の成果を改革工程表の改定に反映したことを確認できた。他方で、反映後も諸般の課題に対応中の施策や、エビデンス構築に取組中の施策もあるので、引き続き改革工程表におけるエビデンス構築を進める。</p>	→		
			→		



## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>■ 初期値(2018 年度) 3 回</p> <p>・EBPM イン트라ネットホームページアクセス数:                      ■ 最新値(2021 年度) 4,240 回                      ■ 前回値(2020 年度) 4,909 回                      ■ 初期値(2018 年度) 22,100 回</p>	<p>c. 雇用・就労に係る E B P M 推進・拡充に向けて、雇用保険の業務データ等を用いて公共職業訓練等の効果の分析を行い、今後の施策に反映する。 《所管省庁：内閣府、厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 2021 年度において効果分析をした結果を踏まえ、施策に反映をしているところ。2022 年度末に達成が見込まれる。現在は更なる取組として、他の分野についても効果分析等を行い、施策の見直し・改善を検討している。</p>	→		
—	—	<p><b>1 3. 補助金交付等の手続き見直し</b></p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和 4 年度予算及び今後の政策立案に反映する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、各府省庁》</p> <p>⇒進捗状況 地方分権改革有識者会議における議論等を踏まえ、令和 4 年 12 月 20 日に「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。 各府省庁において、外部有識者及び行政事業レビュー推進チームによる点検を通じ、原則全ての事業について、必要性、効率性及び有効性等の観点から検証を行い、その結果を令和 4 年度予算の執行及び今後の政策立案に反映している（「行政事業レビューの実施等について」(平成 25 年 4 月 5 日閣議決定)、「行政事業レビュー実施要領」(令和 4 年 3 月 25 日行政改革推進会議)に基づき実施)。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<b>14. 公益法人のガバナンスの更なる強化</b>			
		<p>a. 公益法人のガバナンスの更なる強化等(役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など)について検討し、必要な対応を行う。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 骨太方針 2022 において、「民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する」とされたことを受け、令和4年10月から「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」を開催し、公益法人の活動の活性化と併せて、ガバナンスの在り方についても改めて検討を行っているところ。</p>	→		
—	—	<b>15. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化</b>			
		<p>a. 公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、必要な制度改正を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方に基づいて、学校法人の各機関の権限分配を見直すことなどを盛り込んだ「私立学校法改正法案骨子」を5月20日に公表。本骨子を基に、法制化作業に取り組んでおり、検討が整い次第、法案を国会に提出予定。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>16. 国家公務員における能力・実績主義の人事管理の徹底等</b></p> <p>a. 人事評価について、評語区分等の見直しを2022年10月以降の評価から実施する。 民間人材の活用に向け、引き続き幹部職員及び管理職員の公募等を推進するとともに、環境整備に取り組む。 《所管省庁：内閣官房》</p> <p>⇒進捗状況 人事評価について、人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号)等を改正して評語区分等を見直し、2022年10月以降の評価から、新しい人事評価制度を運用している。 民間人材の活用に向けては、オンラインによる中途採用希望者向け説明会の開催や、民間人材の活躍を紹介した動画の配信など、広報活動を拡充するとともに、各府省が、中途採用者に対してメンター(気軽に相談でき、助言を行う職員)を置くことなどを推進した。また、幹部職員及び管理職員の公募について、令和4年度以降の3年間で約200ポストの公募を目指して取り組んでいる。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p><b>17. 業務効率化・デジタル化及びマネジメント改革の推進</b></p> <p>a. 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)を踏まえ、業務効率化・デジタル化及びマネジメント改革の推進に係る研修、優良事例の横展開等を実施するとともに、業務効率化、マネジメント等の基盤となる職員の勤務実態の「見える化」を進め、長時間労働の是正を推進する。 《所管省庁：内閣官房》</p> <p>⇒進捗状況 内閣人事局において、幹部職・管理職及び実務担当者向けの業務見直し研修や管理職向けのマネジメント研修等を実施するとともに、管理職のマネジメント能力向上に資する具体的なスキルやツールを紹介する「マネジメントテキスト」を改訂・公表した。 また、各府省等における業務効率化・デジタル化の推進及びマネジメント改革等の観点から優れた取組を「ワークライフバランス職場表彰」において表彰し、「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」等を通じて周知した。さらに、勤務時間管理システムについて各府省への導入支援や、在庁時間の客観的把握について既に着手済みの本省に加え、地方支分部局等も含めた実施支援に向けた取組を進めている。</p>	→		

## 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○Well-being に関連する KPI・参考指標を設定している基本計画等の数【増加】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2022 年度) 32 件</p> <p>■初期値(2021 年度) 31 件</p> <p>○満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数【増加】</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>■最新値(2022 年度) 26 団体</p> <p>■前回値(2021 年度) 25 団体</p> <p>■初期値(2019 年度) 22 団体</p>	<p>○満足度・生活の質を表す指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値・初期値(2021 年度) 430 回</p> <p>○地方公共団体の指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値・初期値(2021 年度) 357 回</p>	<p><b>1 8. 満足度・生活の質を示す指標群の構築</b></p> <p>a. 人々の満足度(well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「満足度・生活の質に関する調査」を2019年2月に開始し、2022年2月実施の第4回調査について、2022年7月に「満足度・生活の質に関する調査報告書2022」を公表した。</p> <p>第4回調査では長引く感染症下で定着したと考えられる社会活動変化に注目し、働き方のほか、デジタル化が進む中での社会とのつながり、雇用面に現れる経済面の不安や精神面への影響などについての指標を分析した。</p> <p>b. Well-being に関する関係府省庁連絡会議を通じて、Well-being に関連する K P I ・参考指標等の情報共有を行い、優良事例の横展開をはかる。 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年6月に第2回 Well-being に関する関係府省庁連絡会議を開催し、関係府省庁における Well-being 関連の基本計画等の KPI、取組・予算を取りまとめ、HPにて公表した。Well-being に関連する KPI・参考指標を設定している基本計画等の数は横ばいとなったが、満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数は増加した。</p>	→		
			→		